

会報

2008 京都司法書士会

Vol.86



目次 vol.86

■ 卷頭言	会長 中川 鑑	1
-------	---------	---

特別寄稿

■ 「離婚給付公正証書についての現実的課題(4)」	公証人 加地 誠	3
■ 「地域力連携拠点事業及び事業承継支援センターのご紹介」	京都商工会議所 中小企業経営センター 次長 辻 一幸	9

特集 他府県でがんばっている元京都会会員からの便り

■ 「北の大地から」	旭川会 木村 幸一	12
■ 「秋田県男鹿市での司法書士業務」	秋田県会 山本 葵	14
■ 「八代（やっちろ）でがま出しとるばい」	熊本県会 瀬高 輝大	16
■ 「京都会を離れて」	高知県会 松浦 弘延	17
■ 「ご無沙汰しています」	広島会 藤井 裕子	18
■ 「現場復帰いたしました」	弁護士 村越 仁	21

支部便り・会員投稿

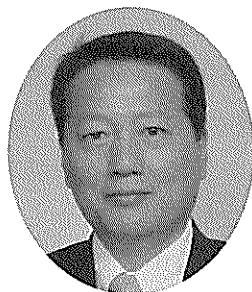
■ 「父の介護に思うこと」	東支部 池田 和彦	24
■ 「今日この頃」	上支部 木村 孝	27
■ 「左京出張所の変遷」	左京支部 西村 伸一	28
■ 「現在日本人気質の一考察」	伏見支部 山崎 勝巳	29
■ 「支部便り」	城南支部 小阪 正人	31
■ 「「美山町」は元気です」	園部支部 今西 益	33
■ 「時代の流れの中で」	宮津支部 岩崎 文宏	34
■ 「舞鶴支部だより」	舞鶴支部 野村 年彦	36
■ 「中丹支部便り」	中丹支部 田中 秀明	37

現状報告

■ 不動産登記法対策委員会活動報告「不動産登記のオンライン申請対応について」	委員長 川戸周平	38
■ 成年後見センター・リーガルサポート第1回研究大会報告	中野篤子	40
	山崎綾	41
■ 多重債務問題対策委員会活動報告	委員長 柴田宏明	43
■ 裁判手続支援センター活動報告	所長 猪飼千博	45
■ 法教育の現状と今後の活動	委員長 西脇正博	47

リポート

■ 調停雑感	京都簡易裁判所 民事調停委員 小林一郎	50
■ 家事調停委員の業務について	京都家庭裁判所 家事調停委員 中村善人	56
■ フランスの公証人（ノテール）視察旅行		
「フランスノテール研修制度視察報告」	井上利博	61
「パリ漫遊記」	内藤卓	61
「フランスのノテール視察旅行に参加して」	盛岡登志夫	64
「パリの空は青かった」	石田郁雄	67
■ クレサラ実務研究会in神戸参加報告	柏眞佐弘	71
■ 第37回全青司大阪研修会報告	田中亨	73
■ 法テラス窓口対応専門職員業務について	山崎圭ノ亮	74
■ 韓国的新しい身分登録法について	倉田百子	77
■ 新入会員紹介		79
■ 事務局新人さん紹介		89
■ 編集後記		90



「京都司法書士会の維持発展のために」

会長 中川 馨

私は、平成19年5月19日開催の第116回定期総会において会長に選任されて以来、1期2年の在任中に何を為すべきか、会長に託された使命は何かを考え続けています。司法書士の知名度を高め、法律専門職能として広く市民から必要と認められ、社会を構成する一員として「司法書士」を存続させていきたいと強く願っています。

しかし、司法書士制度を取り巻く環境は、①司法制度改革における弁護士の増員、②法科大学院における法曹養成の見直し（司法試験不合格者救済方法として司法書士試験一部免除等への動き）、③隣接法律専門職の見直し、④簡易裁判所における実績評価、⑤改正不動産登記業務、オンライン登記申請（特例方式）の実績評価、⑥商業登記業務への他業種の参入問題、⑦司法書士の認知度の低さ、⑧懲戒事例増大、等々大変厳しい状況下にあることは皆様もご承知のことでしょう。

とりわけ、増員された弁護士が司法書士の専門業務である登記業務に参入してくるのではないか、また、規制改革の流れにのって行政書士がふたたび商業登記業務に参入しようとしてくるのではないか、という懸念は大きいものです。このような状況を考えれば、司法書士制度存続について危機意識を持つのが自然でしょう。

しかし私は、司法書士こそが登記業務におけるスペシャリストであって、仮に他業種と競争することがあっても、市民から選択される専門家は司法書士である、と自信を持っています。規制改革によって世の中は事前規制型から事後救済型の社会へと急速に変容しつつあり、規制改革によって新たに出てくるリスクについては

市民一人一人が自己責任の意識をもつことが重要だと言われています。ところが、深い専門知識をもたない他業種が見よう見まねで登記業務を行えば、依頼者たる市民に不測の損害を与えるようなことが生じることは充分予見できることであり、自己責任の名のもとに市民に過分の責任とリスクを負担させることがあつてはなりません。そのためにも登記業務を解放すべきではなく、今後の規制改革会議の行方も注視していく必要があります。

我々司法書士が登記業務のスペシャリストであり、且つ市民に最も身近で利用しやすい法律家であること、国民の権利の擁護と公正な社会の実現に向かって日々努力していることを市民に知って頂くことは、司法書士制度存続のためにもっとも重要なことの一つです。そのため京都司法書士会では平成20年度の事業においても、相談活動を通じた司法書士の制度広報に重点的に取り組んで参りました。特に、総合相談センターにおける相談活動の充実、市区町村等の地域自治体、特に北部の自治体と積極的に連携し、市民の司法アクセスポイントを拡充することに努めてきました。これらの事業に取り組み、市民と直接ふれあう相談活動を通じ、地域に根ざし地域に密着した活動を行うことが、司法書士制度の広報になり、ひいては司法書士制度の維持発展につながっていくこと信じています。

しかし、それは会員一人一人の協力なしにはできないことであり、そのためには会員全員が会務活動（支部における会務活動を含む）に参加して頂ける状況を作り上げなければなりません。そのための方策として、支部の機能を改正

し、本会執行部と連携して本会事業を担えるよう支部組織改編を行いたいと考えています。会員一人一人に司法書士を取り巻く状況を認識して頂き、意識を高め、支部を活性化させて支部と会員の絆を深め、司法書士会と会員との絆を深めたいと考えます。

しかしこのような支部の活性化は、支部組織改編を行えばそれだけで実現できるものではありません。会員一人一人が、他人事ではなく自己の司法書士としての存在を問われる時代に入っていることを認識し、司法制度見直しの段階において司法書士制度そのものが消滅することのないよう危機感を持ち、積極的に会務活動・支部活動に参加することで自己の司法書士の存在意義を高め、司法書士制度の維持発展に参画しなければ、支部の活性化は成り立ちません。会員の皆様には、是非ともこの支部組織改編の趣旨と実現にご理解とご協力を頂きたくお願い申し上げます。

次に、司法書士制度維持発展のための京都司法書士会の事業は、年々拡大を続けています。とりわけ相談事業の充実・拡大により、相談員に支給する日当・交通費は増加の一方であり、制度広報の充実・拡大、公共交通機関を利用した広報活動、テレビコマーシャル、ラジオコマーシャル等を手がければ費用はますます増大するばかりです。

しかしながら、京都司法書士会の収入は右肩下がりで減少する一方です。これは、登記事件の減少にもとづく台紙徴収金の減少が原因です。最盛期、年間25万件あった事件数は、昨年に至っては18万件を割り込み179,721件と減少しました。昨今の不況下においては、不動産流通市場は冷え込み、少子化における人口減少等を考慮すればマイホームの増加も見込めず、登記事件数はますます減少の一途と推測されます。

一方、京都司法書士会の定額会費月額金1万円は、全国の司法書士会の定額会費の中でも和歌山会と同額で最低額会費です。このような状況のなか、日本司法書士連合会は平成20年6月19日・20日の両日に開催した第70回定時総会に

おいて、会館建設等の費用に充てるための特別会費及び研修事業の費用に充てるための特別会費の事件数割額会費を廃止し、定額会費として月額合計1,500円を会員から徴収することを定め、平成22年4月1日から施行する決議を可決しました。従って平成22年4月1日からは、会員一人当たり月額金7,000円を日本司法書士会連合会に納入しなければならないことになりました。

事業を遂行するためには、安定した会費収入が基盤となります。会財務の見直しに関しては、平成19年2月22日、会組織と会財務見直し検討委員会から答申書が提出され、その内容は第116回定時総会資料に掲載しているとおりです。会費収入を一元化し定額会費のみで徴収する方法とすべきか、現行どおり定額会費と特別会費（台紙徴収金）の両方を徴収する方法を維持すべきかはまだ結論は出されていません。

私は、会長に託された使命として、上記支部組織改編の実行を行い、会財務の見直しを結論に導き、会則改正を行い実施しなければならないと考えています。これまで長年続いてきた支部組織制度や会財務のあり方が変わることについては、会員の皆様にはいろいろな意見や思いがあることと充分理解しているつもりです。ましてや支部と会費のことですから、会員の皆様全員に直接大きな影響を与える問題です。しかしながら、我々一人一人が抛って立つ基盤である司法書士制度の維持発展のため京都司法書士会の事業を遂行するためには、支部組織改編と会財務の見直しは避けては通れないものであると確信しています。

会員の皆様には、京都司法書士会の将来を見据えて、建設的なご意見を賜り、是非ともご理解とご協力を頂けるようお願い申し上げる次第です。

離婚給付公正証書についての現実的課題(4)



舞鶴公証役場 公証人 加 地 誠

1. はじめに

平成19年4月1日より年金分割制度が施行され、合意による証書作成、あるいは認証による案件は着実に普及浸透している。これにより、協議離婚の減少傾向に歯止めがかることになるかもしれない。

熟年離婚の場合は、他に財産分与・慰謝料給付の合意をする場合があるが、年金分割のみの合意というのもある。

若年離婚の場合は養育料のみとなる特徴的な傾向がある。

平成20年4月1日からは請求のみの年金分割制度が導入されている。又、新たに離婚当事者による私署証書を合意書と認められこととなった。離婚者の離婚後の生活扶助的年金分割制度は、年金制度の危機的状況からすると、将来にわたり安定的に制度保障が確保できるものとなりうるのであろうか。

2. 生命保険契約の特約

離婚給付に伴う約定の中に、子を養育しない離婚親を契約者・被保険者とし、子を受取人とする生命保険契約を締結する場合がある。離婚に伴う本来の給付契約ではないが、養育親は離婚親が未成年者の養育料の支払確保のために、この契約を締結する意図があるのであろうか。

契約締結による保険料は、当然、離婚親が支払うのであるが、離婚親の立場とすればすんな

り受け入れられるものであろうかという思いがある。

生命保険契約は第三者のためにするものであるが、消費者金融での支払い担保のための生命保険契約の債権者と養育親が同一の立場になる思いがある。

社会通念上、許容できる範囲なのであろうか。

3. 三角関係の清算

離婚に至る一方当事者が不貞行為の債権者となり、結果的に離婚になった。不貞行為の相手方に対して、不法行為による損害賠償を請求した。請求を受けた者はその債務の支払を公正証書作成によることを求めたが、離婚親は公証役場に来ることを拒否し、結果的に受取り証書に確定日付を取ることで結果的に一応の決着を見た。

離婚親は、配偶者との離婚については公正証書の作成により債務名義を確保したが、関連案件で公正証書の締結を拒否する理由は何か、理解しがたい。

離婚給付の折には、公証人は離婚に至る事情は聞かない。合意内容は基本的には当事者が決定する。この案件では、不貞行為をなした離婚親の親を連帯保証人としている。

離婚に至る事情の中で、親は本来の支払義務はないと思われるが、子の支払義務に対して承知の上で連帯保証人となった以上、その支払義務は生じることになる。

4. 給付義務者は二度公証役場に来ない

離婚による給付義務者に対して、それ以前に認知した子に対する養育費の支払いを求めて、養育親が認知親に対して給付を求める公正証書の作成の嘱託を受けた。公正証書作成日も決まっていたが、養育親の方より作成中止の申入れがあった。

当事者でどのような話し合いが成立したか判明しないが、義務者が同様類似の案件で公証役場に赴くことは、先の「三角関係の清算」案件と同様に、心理的に難しい状況があるのかもしれない。

5. 確定日付付与

弁護士が関与した離婚に関する合意として、夫婦共有住宅ローン付不動産の持分を妻が放棄するかわりに、夫が住宅ローンの支払を継続していく内容の合意書に対して確定日付の付与を求めてきた。提出された範囲の内容について、法律構成的には特段問題はなかったので、確定日付を付与した。

しかし、登記手続は別途行う必要があり、将来生じる恐れのある妻に対する連帯債務履行義務については夫側において解決する内容のみで、果たして十分なものとなっているのであろうか。

当事者が署名押印した書面を認証したとしても同様であろう。将来生じる可能性がある求償債権を確保するならば、登記原因証明情報を兼ねる公正証書の作成手続を選択するほうが無難な方法ではないかと思われる。

6. 養育料給付のみは代理に馴染むか

離婚後に養育料給付に関する当事者の合意による公正証書の作成は代理に馴染むものであろうか。

離婚する事について当事者の合意はできてい

ても、様々な条件が合意に至る過程で当事者に付いている。離婚時に監護親が養育料の支払いを求め、当事者間で合意がされた場合、代理行為に任せることが問題なく行えるのかどうかである。

養育料の支払いのみの合意だけではなく、これに関連する監護者の指定・面接交渉の問題も合わせて解決していく必要がある。すなわち、養育料の合意だけではなく、身分行為に関与していくことになるために、本来的には親族・弁護士を除いては代理行為に馴染まないものと理解する。

各役場の取り扱いによっては、代理行為を認めている役場もあるかもしれない。離婚後の養育料の取り決めについては、当事者のいずれかが出席しない場合、代理行為を認めるかどうか、その資格を問うかどうかを事前に当該役場に問い合わせる必要があると思われる。

7. 裁判所か公証役場か手続選択の根底にあるもの

離婚合意形成を裁判所か公証役場いずれに選択するか根底にあるものは、紛争性があるかどうかによる。両当事者が離婚合意に至らないときは公証役場では当然なこととして合意形成は出来ない。離婚合意は出来るが諸条件の成就が出来ないものは結果的に離婚合意の形成は出来ない。すなわち離婚することに合意は出来ても、親権・監護者・養育料・財産分与・慰謝料・面接交渉・年金分割等の細部の合意が出来なければ、離婚意思はあっても離婚成立に至らない。

とりあえず当事者合意にもとづき離婚に至った場合は、離婚時解決すべき養育料・慰謝料・財産分与等の課題は後回しになり、問題解決の道のりは遠くなる。

公証役場に訪れる一方当事者（その多くは女性）には、離婚合意が出来る見込のある者と、そうでない者がある。離婚合意が出来る人は諸条件の詰めが、ある程度出来ており、相手方も合意形成の努力をしているものである。

離婚合意形成が出来る見込みが一方当事者の思惑のみである場合は、離婚に至る諸条件が、履行困難な場合が多くある。相手の支払能力を超えた高額な養育料・慰謝料要求、養育料の支払期間の長期化、相手の生活を省みない財産分与要求・住宅ローンの支払を相手方に負わす等の場合、合意形成が困難となる可能性が高い。

履行期間が長期に渡る場合は、不履行が将来的に発生する可能性は十分考えられる。それは生活状況の変化、とりわけ経済的な問題、給付者の再婚等による問題から起因していると思われる。

■ 8. 執行文付与の可能性は高い

離婚給付の係る不履行には金銭消費貸借・債務履行契約公正証書と同様に、執行文付与の可能性は極めて高い。その原因は、①離婚するが為の安易な合意 ②離婚後の再婚等による生活環境の変化 ③離婚給付すべき裏付けとなる収入の減収 ④離婚者に対する支払義務についての給付意欲の低下等が考えられる。特に養育料の支払は月々の支払いを原則とする為に、離婚合意時に予測しがたい状況が将来に発生する可能性を秘めている。状況変化により給付内容の変更申入れを条項にいれている。しかし当事者の合意が得られない場合は事情変更による給付内容の履行変更を家庭裁判所へ調停申立する場合も考えられる。

■ 9. 婚姻・離婚等の届出の不受理申出について

戸籍法の一部改正する法律が平成20年5月1日から施行されたことに伴い、戸籍法施行規則の一部を改正する省令も平成20年4月7日公布され、当該改正に伴う戸籍事務の取り扱いについて、平成20年4月7日付法務省民一第1000号が法務省民事局長から法務局長あてに発せられた。

同通達においては、届出によって効力を生ず

べき認知、縁組、離縁、婚姻又は離婚の届出の不受理申出は、申出人が自ら市町村の窓口に出頭して、しなければならないところ、本人が病気によりやむを得ない理由により、自ら出頭して、不受理申出を行うことが出来ないときは、不受理申出をする旨を記載した私署証書に公証人の認証を受けたもの（いずれも代理嘱託によるものを除く。）を、市町村長に提出する方法により行うことが出来るものとされた。

又、不受理申出の取下げの場合も、同様に、やむを得ない理由により、自ら出頭して不受理申出の取下げを行うことが出来ないときは、不受理申出を取り下げる旨を記載した公正証書又はその旨を記載した私署証書に公証人の認証をうけたもの（いずれも代理嘱託によるものを除く。）を市町村長に提出する方法により行うことができる」とされた。

やむを得ない理由は公正証書の作成・私署証書の認証の嘱託の際に証書等に記載することを要するとするのが、日本公証人連合会の見解である。

又、前記公正証書の作成・私署証書の認証につき、公証人が本人の意思内容を確認することが、重要であり、代理嘱託は認められていない。

公正証書作成もしくは私署証書認証後の手続については、郵送或いは使者が、市町村窓口に出頭することで不受理申出が可能となる。

不受理申出の公証人の関与は公証人側の考えでは、相続放棄申述を家庭裁判所から公証人の認証行為にするとか、登記原因証明情報の作成についての公証人の関与を求める動きの布石になるものと思われる。

■ 10. 執行文付与申立郵送申請について

離婚給付公正証書は、金銭消費貸借契約あるいは債務承認弁済履行契約公正証書とともに、不履行の可能性が比較的に高い案件である。当事者は離婚に伴い結果的には一方もしくは双方が、離婚時の住居から転居している場合が多い。

給付権利者が遠隔地に移住した場合には、執行文付与・謄本送達手続の為に、原則として公正証書を作成した公証役場に赴いて強制執行手続の開始要件としての執行文・送達証明を入手することになる。これは公証人での面前での確認が必要という前提があるからである。しかし、遠隔地移住者にとって作成公証役場に、出向くことは、生活上困難な状況があることをおもえば、郵送申立を認めざるを得ないと思われる。

公正証書作成時に任意交付されている謄本は、送達の効力はない。送達手続はあくまでも、当事者の書面申立によって行われた場合のみ、手続の有効性が担保されることとなる。また、離婚の事実を当事者が了知しているとしても、離婚事実証明文書の謄本送達手続は省略出来ないであろう。小職役場では、金銭給付を目的とした公正証書作成の場合は、公証人による公正証書謄本の交付送達手續もしくは、当事者不出頭の場合は特別送達手続を、当事者に勧めている。

不履行が生じたときに、送達手続を開始すれば、不送達の可能性は極めて高いし、強制執行開始手続の為の準備行為は作成時に済ませておけば、給付請求者の負担も幾ばくか軽減されることと思われる。送達手続の困難さは訴訟手続を経験されている司法書士の方であればお分かりと思いますが。又、相手方の立場からすれば、公正証書謄本等の入手によって請求異議等の機会を早期に得られることとなる。

11. 調停離婚後の年金分割の合意の可能性

調停離婚成立時に年金分割の合意なされなかった場合に、平成20年4月以降に離婚が成立しているときは、2号改定者の方請求により、50パーセント分割が可能であるが、平成20年3月以前の分割については、当事者の合意が必要となる。

調停離婚成立時に、一方当事者が年金分割の合意書作成を、公証役場に求めて来る場合がある。公証人として疑問に思うのは、合意形成が、

なぜ調停時になされなかつたかという点と、調停を経た案件は、当事者の任意合意のみならず、関与した調停委員等の外部的要因で、当事者相互が譲歩して合意に至つたものであり、通常清算条項が入つた型で、調停条項が成立していると思われる。1号改定者にとっては調停解決後の蒸し返しとかとも受け取る可能性がある。

従つて、年金分割だけ公証役場による合意公正証書を作成するのは困難な状況があることを、2号改定者は理解されているかどうかということである。

12. 手続業務の中止

離婚給付公正証書は、合意形成が比較的困難な場合がある。その原因は、①当事者に離婚意思が、成就していない。②当事者の周りのものが、当事者の意向に関わらず、離婚にもつていこうとしている。③離婚の合意は出来ているが、離婚に至る諸条件の合意が出来ていない等の理由が多い。

公証役場に訪れるのは、多くの場合、一方当事者であり、この場合事前に公正証書の文案を作成して、一方当事者に交付しているが、その内容が、すでに合意形成出来ている場合は、証書の作成は可能であるが、一方当事者の希望事項に沿つて作成された場合は、当事者の合意形成が困難となる場合において、業務手続中止による公証人手数料は、請求可能かという問題がある。

両当事者が、最初から公証役場に訪れ両当事者の合意形成に基づき、証書文案を作成した場合には、その後の事情によって中止した場合は、公証人手数料請求は可能であろう。しかし、手続の多くは一方当事者の言い分で公正証書の文案を作成し、合意形成の調整を一方当事者を通じて行っている場合は、合意形成出来ている文案とは言えず、当役場では手続が途中で中断した場合においては、一方当事者に公証人手数料の支払を求めてはいない。弱者の立場を理解すれば、請求を差し控えるべきという考え方である。

ただ手続の進行状況によっては、手続中止のよる公証人手数料を請求する公証人はいると思われる。

■ 13. 離婚給付の場合の公証人手数料

公証人に支払うべき手数料は感謝料と財産分与は、その合計額を計算基準とする。感謝料については、各未成年者ごとに算出された数値を計算基準とするものではない。その相違は、未成年者に対する養育料は監護者である養い親に支給されるべきものであるとの考えに立っている。時折、未成年者の預金口座へ振り込み送金する場合があるが、これも監護者である養い親の指示に基き振込み送金しているものであり、本来の受給者は養い親である。養育料については、支給額の10年分を最高限度として計算している。

年金分割については上記の計算枠にとらわれず算出出来るかどうかにより計算根拠が異なってくる。算出出来ない場合は、算出不能として金500万相当額とみなすことになる。この場合の公証人手料は金1万1000円となる。

■ 14. 瑕疵ある執行認諾

離婚給付公正証書の作成の場合、両当事者の出頭を原則として求めているが、給付義務者に連帯保証人が付いた場合、この者が、不出頭であれば、委任状による代理行為は、認めざるを得ない。ところが、委任者である連帯保証人が、委任行為若しくは連帯保証行為自体を否認した場合には、連帯保証人の執行認諾文言への影響は、どうなるかということを考えてみたい。

執行認諾は債務者側の公証人に対する意思表示は訴訟行為と一般的には言われている。公正証書作成後、公証人は、連帯保証人が不出頭の場合には、同人に対して公証人法施行規則13条の2に基づく通知を行い、請求異議等の訴訟機会を与えることになっている。連帯保証人が、

この権利行使を行っても、訴訟上その相手方となるのは給付権利者である。この間にも給付権利者が執行文の付与申立を行った場合には、公証人としては、執行文手続を行わざるを得ない。

最高裁昭和44・9・18第一小法廷判決では、公正証書に記載された実体上の契約について、瑕疵が無い場合でも、執行認諾の意思表示をするについて錯誤その他の意思表示上の瑕疵があるときは、之を理由に執行認諾行為そのものの無効又は取り消しを主張して、執行力の排除を求め得るとし、民法の意思表示の瑕疵に関する規定の適用を妨げないとしている。

最高裁の前記案件は、弁護士が代理人として署名行為を、行ったつもりであったが、公正証書上の肩書きは、連帯保証人のところに署名されており、弁護士は代理人として署名したとの主張である。

代理人としての執行認諾については特別の受任行為が必要であり、委任状に授権行為がなく、公正証書上に執行受諾文言が記載されていても瑕疵ある執行認諾となる。

■ 15. 私署証書認証の代理行為

年金分割合意の私署証書を離婚両当事者が署名押印し、義務者が権利者にその私署証書の代理認証を委任することは、利益相反行為に該当し、この場合、代理認証は、一般的には認められない。公正証書作成の場合も当然同様である。

■ 16. 執務時間の柔軟な対応

離婚当事者がサラリーマンの場合、就業時間を割いて、公正証書を作成することに、給付義務者が協力的でない場合がある。公証役場の執務時間（午前8時30分から午後5時迄）内に役場に来られない当事者に対しては、柔軟な対応をして、この執務時間の幅を拡げることとしている。そうしないと時間的な問題だけで、公正証書作成が困難な状況になってしまふことにな

る。ちなみに休日（日・祝）に対応した場合は
基本手数料が5割加算となる

(平成20年6月27日)

参考文献・資料

日本公証人連合会速報 No.249号 No.251号

No.252号

民事執行法講義 三谷忠之 成文堂

日本公証人連合会法務委員会議事録



事業承継

「地域力連携拠点事業及び事業承継支援センターのご紹介」

京都商工会議所 中小企業経営相談センター 次長

辻 一幸

(地域力連携拠点事業 応援コーディネーター兼務 (中小企業診断士))

1 はじめに

平素、京都司法書士会並びに会員の司法書士の皆様におかれましては、京都商工会議所の事業推進について格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、ご案内のとおり、近年、我が国においては、中小企業経営者の高齢化が進展する中、親族内承継の割合が減少する傾向が見られ、親族内後継者の確保が困難になってきていると言われております。

「2006年版中小企業白書（中小企業庁編）」（第2章、第1節「中小企業の後継者不在が経済に与える影響」）によれば、中小企業の年間廃業者数は約29万社に上り、この内、約7万社は「後継者がいない」ことを理由とする廃業であると推定され、これだけの雇用が完全に喪失された場合を仮定すると、失われる従業員の雇用は毎年約20万人～35万人に上ると推定されるところであり、我が国経済を支える中小企業の雇用や技術の喪失の防止を図る観点から、事業承継の円滑化推進は喫緊の政策課題の一つとなっています。

本稿では、我が国の喫緊の政策課題となっている事業承継の推進をはじめ、中小企業における経営力の向上や創業について支援を図っていくため、中小企業庁の平成20年度新規委託事業として実施されている、「地域力連携拠点事業」及び「事業承継支援センター」の概要をご紹介させていただくとともに、京都商工会議所における本件事業に係る取組みについてご説明させていただきたいと存じます。

2 地域力連携拠点事業及び事業承継支援センターの概要

中小企業庁では、日本の強みである「つながり力」を更に強化し、経営力の向上や事業承継等、中小企業が直面する課題に対してワンストップできめ細かな支援を行っていくため、「地域力連携拠点事業（平成20年度新規施策）」を立ち上げられたところです。

この地域力連携拠点事業については、平成20年3月13日から4月21日まで公募があった後、各経済産業局の審査委員会による審査の結果、全国で316機関が「地域力連携拠点」に採択され、5月30日（金）に開所式を開催のうえ、全国一斉に事業が実施されているところです。そして、この地域力連携拠点事業の施策ポイントは、以下のとおりです。

①本事業の目的は、地域経済の活性化のためには、地域に賦存する経営資源を徹底的につなぎ合わせてこれまでにない取組みを数多く創出し、地域のやる気のある企業経営者を国、自治体の行政資源を総動員して応援する仕掛け作り。

②一方、これまで、中小企業の基礎的な経営課題には商工会・商工会議所がサポートしてきたところですが、中小企業を巡る経営課題は、ITを活用した経営診断、農商工連携など異分野の企業と連携した新たな事業への進出・転換など複雑化。このため、競争的な環境の中で、これまでの地域独占的な発想を超えた厚みのあるネットワークを構築し、ワンストップでサポートする体制を整備。

③地域力連携拠点には、商工会議所及び商工

会等、中小企業団体中央会、都道府県支援センター、地域金融機関、株式会社・NPO、大学、農協等を採択。

④地域力連携拠点とパートナーを組んで中小企業を支援する組織として、500程度の金融機関、250程度の大学・公設試験研究機関、100程度の農協・漁協をはじめ全国で2000以上の機関が参画。

なお、この地域力連携拠点事業の特徴は、以下のとおりです。

- ①地域において優秀な支援者を応援コーディネーターとして配置した中小企業支援機関等を「地域力連携拠点」として選定し、小規模企業等中小企業が直面する経営課題に對して、きめ細かな支援を行っていく。
- ②応援コーディネーターは、他の中小企業支援機関等とのつながりを活かして、悩みを抱える中小企業や新しいことを始めたい中小企業等を積極的に見つけ出し、経営上の課題の正確・迅速な把握や問題解決に向けた戦略の立案を支援していく。
- ③地域力連携拠点においては、経営力の向上や新事業展開、事業承継等様々な課題に応じて、その具体的な解決をきめ細かにかつ徹底的に支援していく。

また、全国316拠点の「地域力連携拠点」のうち、102拠点については、「事業承継支援センター」を設置し、事業承継マッチングの中核機関としての役割を担うこととされています。

3 京都商工会議所における地域力連携拠点事業及び事業承継支援センターの取組内容

京都商工会議所（以下「本所」という）では、全国の連携拠点と同様に、5月30日（金）から、京都府内の5拠点の一つとして、府内8商工会議所が管轄する地域を中心としながら府内全域を対象として、他の7商工会議所（舞鶴、福知山、綾部、宇治、宮津、亀岡、城陽各商工会議所）と連携を図りつつ地域力連携拠点事業に取

り組むとともに、「事業承継支援センター」の指定を受け、事業承継支援の事業に取り組んでいます。

本所で取り組んでおります地域力連携拠点事業について、簡単にご紹介させていただきますと、本所中小企業経営相談センターの本部・各支部に配置されている経営指導員と応援コーディネーターによる共同支援体制を構築し、経営力の向上支援事業については、「経営革新」を重点に支援していくとともに、「創業支援」及び「事業承継支援」の3テーマを重点に、事業実施することとしております。

そして、地域力連携拠点事業の実施にあたっては、府内の他の地域力連携拠点（財團法人京都産業21及び京都府商工会連合会、長岡京市商工会、京丹後市商工会）及び全国拠点である独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携を図りつつ、京都司法書士会をはじめとする高度専門人材ネットワークの皆様をはじめ、金融機関、大学、産業支援機関の方々とパートナー連携を図りながら、事業を実施していくこととしております。

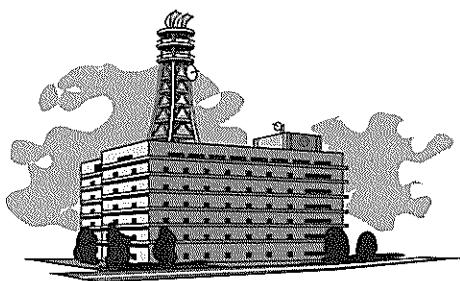
また、事業承継支援センターの事業としては、当面、アンケート調査を行い、事業承継支援に係る中小企業者の皆様のニーズ把握に努めるとともに、専門家派遣事業の実施や、事業承継啓発セミナー（経営者・後継者向け）、後継者育成講座開催等の事業を実施することとしており、京都司法書士会をはじめとした高度専門人材ネットワークの皆様と緊密に連絡・連携を図りながら、中小企業者の事業承継を支援していくたいと考えております。

本所では、平成20年度事業計画に基づき、地域力連携拠点事業の採択を受けて、高度専門人材ネットワークを構築し中小企業支援の強化を図るとともに、中小企業の経営革新支援・創業支援及び事業承継について支援を図り、中小企業の振興並びに「知恵産業のまち・京都」の推進に向けて積極的に取り組んでいるところであります。

なお、本所では、かねてより、中小・小規模

企業対策の充実・強化の一環として、京商M&A市場利用の促進や、中小企業に対する総合的な事業承継指導を行い、事業承継支援事業を推進してきたところですが、この度の地域力連携拠点事業及び事業承継支援センターの採択を受け、今後、より一層、事業承継支援について注力していくこととしております。

京都司法書士会並びに会員の先生方におかれましては、本年度から事業を実施しております、本所の地域力連携拠点事業及び事業承継支援センター事業につきましても、よろしくご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



他府県で活躍されている元京都会会員の方々に近況を書いていただきました。大変興味深い内容です。

「北の大地から」

旭川会 木村幸一

1. 私が北海道の中でもこの町を選んだわけ

私が北海道雨竜町（空知支庁管内）にて事務所を構えてから、早くも4年目を迎えていた。札幌市から北へ約80km、旭川市から南西へ約40km、決して規模が大きくなく、法務局や裁判所からも離れているこの町を、20年間京都に住み、雨竜どころか北海道ともほとんど地縁のない私がなぜ選んだのか、3年間の間にいろいろな方から尋ねられた。

言うまでもないことであるが、人が集まれば街ができ、その規模の大小にかかわらずそこに法律家の需要が生じる。あとはその需要にいかに応えるかの問題であって、場所については（よほど僻地でない限り）ほとんど関係がない。特に北海道の場合には、公共交通機関の利用よりも自家用車での移動がほとんどであり、依頼者の方や相談者の方も、ある程度距離が離れていても来所いただけるということもあったので、司法書士がいなくて、より多くの案件を見込むことができる（=都市部からも来易い）ポイントを選ぶかが、私にとっての最大の眼目となっていた（郡部はおろか、旭川市のような比較的大規模の都市でも、少なくとも裁判業務という観点では司法過疎ということができる）。雨竜町は、旭川市（管轄地裁所在地）・留萌市（留萌支庁・地裁支部所在地）から車でそれぞれ1時間、滝川市（管轄法務局所在地）まで20分の立地と、3方向からのアクセスが可能な町であり、雨竜町自体も20年以上司法書士がいない町であったことから、町職員や商工会でもすべての案件等を町外の専門家に依頼していたということもあったために、私はこの町に決めたので

ある。

2. 仕事について

内容については、司法書士業務全般にわたり、相当数の案件を受託・受任している。特に裁判業務の場合、申立時や口頭弁論期日には、たとえ遠方の事件でも私自身が裁判所に出頭または付き添いをしているため、移動だけで1日が終わることが少なくなく、実際に書類作成や面談に取り掛かることができるのが夕方や夜になることもしばしばである。

北海道に来てから痛感したのが、司法書士業務に対する広報不足である。よく言われるのが、「司法書士が債務整理もしてくれるということを知らなかった。」という、依頼者からの言葉である。たとえば、この件について弁護士に依頼をするとなると、だいたいが札幌市や旭川市の弁護士に依頼することになる。しかし、近年まで司法書士会や弁護士会の相談センターも、管内の拠点都市にすら設置されていない状況であり、特に弁護士についてはゼロ地域が多いのみではなく、依頼するにも費用の点で挫折するという状況であったと思われる。

私が開業して間もないころと今年の6月以降の計2回、司法書士制度の広報と事務所の案内を兼ねて、近隣の市町村に新聞の折り込み広告を行ったところ、多数のお問い合わせと依頼があり、特に債務整理については、電話も含めると日に4～5件の相談を行う状況になっている。いかに、地方では専門職が求められているかを痛感させられた次第である。

3. ご当地ならではの楽しみ（食べ物）

「北海道は、食べ物がうまい。」

いまさらながらのフレーズではあるが、田舎ならではの食の楽しみは、京都で生活したときには経験できなかったことばかりである。

雨竜町は典型的な農村地帯であり、北海道米のランキングでは常に 1、2 を争っている雨竜米の産地でもある。収穫直後の新米を農場直販で買うことができ、夏は暑寒（しょかん）メロンやスイカ（マダーボール）、トウキビなどの夏野菜が採れたてでタダ同然に（決して全てがタダではないが）手に入る。お知り合いの農場からは、農協の規格外の（＝売り物にならない）農産物を大量にいただくこともあり、特に夏は野菜に困ることはない。メロンなど、京都時代はめったに食べることができなかつたが、最近はほぼ毎日規格外メロンを贅沢に頂いている。

海産物も依頼者の方から頂くことがある。ある浜辺の町の方の債務整理をした時のこと、何回目かの面談で、次第に顔色も戻ってきた依頼者の方から、大きな発泡スチロールの箱いっぱいの海の幸（毛ガニ5杯とボタンエビ、活ダコなどなど）をいただき、それ以後数回の面談や裁判所への出頭付添いのたびにその時季のもの（前回は箱いっぱいの、獲れたての甘エビだった）をいただくことができた。

当然、見た目も変わってきており、京都を出発した時と比べて体重も増え、研修会などで京都時代の友人や先輩方にお目にかかるたびに「肥えたな～」というのが、私に対するお久しぶりの挨拶代わりになっているようである。

4. 町の人とのお付き合い

何度か雨竜町を訪れた時、まず顔を出したのは、商工会であった。この町の情報に詳しいのは、結局のところ役場ではなく、商工会のほうであり、現に事務所の場所探し（意外と苦労した）や地元の顔役へのご挨拶も、商工会の指導員のお手伝いにより、成功したのであろう。

北海道の夏は短く、商工会や役場ではその短い夏を楽しむためにいろいろな祭りを企画して

いる。どちらかといえばビールパーティーが多く、比較的アルコールに弱い私には少しつらいものがあるが、町内のいろいろな方と親しくなるには絶好の機会であると思う。また、相手は相手で、司法書士（というより、法律家）という職種が珍しいらしく、その席ではちょっとした法律講習会みたいなものになることもしばしばである。

北海道の人は情に厚いが、一方でかなりストレートな物言いをする人が多い。当初は少々戸惑いを覚えたが、もともとそのような気質が私には合っていたのか、すぐにそのようなことにも慣れ、親しくなることができた。親しくなると、家でのお食事やバーベキュー（ジンギスカンパーティー）のお呼ばれされることも多くなり、ますます交流を深めることができた。

最近始めた趣味として、そば打ちがある。北海道はソバ粉の生産量が日本一であり、近隣の市町をみても、多くの手打ちそば同好会がある。当然、使うのは地元産のソバ粉である。私は、昨年登記のお仕事をさせていただいた、ある町内のある農家の方からのお誘いにより参加することとなった。同好会の道場が土曜日にあるので、その日に出張や研修が入ることが多い私にとっては少々出席に難があるのだが、可能な限り出るようにし、腕を磨くのと同時に、道場の方と交流をしている。肝心の出来栄えも、最初は稲庭うどんやそうめんの太さのソバ風味の物体（ゆでる間に、細切れになってしまう）が出来上がっていたが、参加をして1年半を経過し、ようやくそれらしいものができるようになってきた。食については相当辛口のお隣の寿司屋さん（ここの寿司も、ネタが大きく新鮮でおいしい）にも、当初は相当なダメ出しを食らっていたものの、次第にほめられることも増え、かなりの自信がついてきたところである。

5. 旭川司法書士会

私は現在、旭川会に所属（ただし、開業直前まで、雨竜町の管轄法務局の関係で、札幌会に所属するものと信じ切っていた）しており、こ

の会の最年少会員ながら、理事という重責も担わせていただいている。

当会は会員数が70名弱と、全国で2番目に少ない（ちなみに1番少ないので、同じ北海道の函館会である）。その会員の約半数が旭川市に集中しており、その残りで北は日本最北端の稚内から南はラベンダーで有名な富良野までをカバーしている。

会員の中でも、比較的交流する機会があるのは、青年司法書士協議会（以下、「青司協」）の現役会員とOB会員である。会員数が少ないので、当会の場合、京都会でもなりつつあった「青年会=執行部」という公式が完全に成り立っており、良くも悪くもその関係は非常に良好である。先に述べた会員数の少なさと、高齢化による減少の拍車もありまつて、私が旭川会所属と決まった後に旭川を訪れた際には、冬の悪天候の中、青司協の会員数名が旭川駅まで迎えに来てくださり、市内で歓待の席を設けていただいた上、翌日は本会の会長とも早々にお話をさせていただくことができた。

その後、正式に会員となった後も、時には激しいやり取り（旭川会の方は、温厚でかつ理論的な方が多く、このような場面はたいてい私が口火を切っている）をしながらも、親しくさせていただいている。

6. 最後に

慣れない土地への移住を決めたころには、私自身も相当な悩みや不安があったことは否定できない。今だから言えるのかもしれないが、友人や先輩の反対にあった時にも、「何とかなりますよ～」でやりすごしてきたが、（いくら道内に前例となる方がいて、事前にかなりのリサーチを重ねたからといっても）内心は将来への不安で一杯であったと思う。何といっても、京都とは比較にならないくらいの厳しい冬、未体験の田舎暮らし、人口3000人クラスの町で開業して、本当に仕事はあるのだろうか……等々。

しかし、案ずるより産むが易し、とはよくいったもので、心配していた不便さもこれが普通と思えるところまでになっており、特殊といえる冬の生活にも慣れてしまい、却って帰省した時に気持ちの切り替えに苦労するぐらいになっている。

「住み慣れた京都、ある程度安定してきたコネクションを捨ててまで行くのか」と心配し、反対してくださった方々には言われてきたが、それを切り離しても来た価値があったと、今はっきりといふことができる。

今後もこの町や地域のために少しでもお役に立てる存在でありたいと、心より思っている。

秋田県男鹿市での司法書士業務

秋田県会 山 本 葵

皆様、お久しぶりです。

とはいって、ついこの間まで京都にいたのですが…。

今、私は窓から日本海の見える事務所でこの原稿を書いています。

この事務所は、男鹿海鮮市場の敷地内にあります。1週間のうち何日かは毎日はんに海鮮市

場内の定食屋に刺身定食や、煮魚定食を食べに行きます。

〈男鹿市案内〉

男鹿市は日本海に突き出した男鹿半島を含んだ市です。半島のすぐ東には八郎潟を開拓した大潟村があり、延々と畑・田が広がっています。

男鹿市の市民は3万5千人くらいです。

こちらへ来る前は、福知山より断然人口が少ないということに驚きました。

管轄の秋田地方法務局までは35キロ程離れています。今年の3月までは秋田地方法務局男鹿出張所があったのですが、廃止されてしまいました…。

「なまはげ」が男鹿市の名物で、あらゆるものに「なまはげ」が登場します。私の事務所の壁にも「なまはげ」は登場します。

多重債務者のためのボランティア相談窓口も「なまはげの会」によって運営されています。

〈勤務内容〉

①登記業務

人口が少ない、とはいえるこちらにも銀行の支店が数店舗あります。それらの銀行からぼつぼつ仕事の依頼が来ます。法務局が遠いので贈本取得の依頼も多いです。乙号のオンライン申請がとても役に立っています。

ただ、銀行員の方と話していると、男鹿市は秋田県の中でも景気が悪いようです。住宅ローン、事業用のローンが秋田の他の地域と比べても少ない、とおっしゃっていました。

②債務整理

債務整理の相談は多いです。ただ、私は京都で債務整理をしてこなかったので京都と比べてどうかはわかりません。

秋田県は最低賃金が沖縄県と並んで全国最下位なのです。さらに、自殺率は全国でナンバー

ワンです。相談の中で、自殺未遂をしたことがある、という方もおられました。相続放棄や相続登記の相談で被相続人の死亡原因が自殺であったりと、自殺の話をよく耳にします。

司法書士が近年、生活保護の申請に同行するなど生活保護に関する活動をしていることの意味、そういう活動をするようになった経緯、が私にも少しあってきました。

また、この地域では自動車がないと本当に不便なので、自動車をどうするか、が債務整理の相談で重要なポイントになる方が多いです。

③その他

敷金の返還について、フランチャイズ契約の解約について、など様々な法律相談にこられることがあります。知っておかないといけないことがたくさんある……と思います。

また、秋田県会の司法書士の数が少ないとあって、秋田県の司法書士の方から成年後見をしませんか？と誘われることが多いです。私もこちらに来る前は後見もしようと思っていたのですが、秋田弁をマスターしないと高齢の方と意思疎通することがほとんど不可能な場合があるのでとりあえず今はまだ無理だと思っています。言葉が全然違うので方言の強い高齢の依頼者と話すときは非常に苦労します。そばにいる方に通訳をしてもらっています。

〈秋田県司法書士会の特長〉

地元に密着して地元で様々な相談を受けている司法書士の方々が多いからか、司法書士会の研修会の参加率が非常に高いようです。先日も生活保護の研修会があったのですが、司法書士会館の会議室では入りきらないので近くのホールを借りて実施されて、ほぼ満席でした。研修会の出席率は、毎回50%を越えるらしいです。

また、私のようなよその地域からきた司法書士や新人に対して寛大で親切な先生方がたくさんおられてありがとうございます。司法書士試験に合格して秋田県に残って司法書士として働く人を増やしたい、と司法書士の仕事についての説明



会を司法書士会館で実施しました。そのときに参加した司法書士を目指している方からの質問で「司法書士が増えると商売敵が増えることになるのにみなさんはなぜこういう説明会を親切にも開くのか?」という質問がありました。「商売敵とは考えません。ともに司法書士が地域に対して貢献していくように頑張りましょう」といった回答をされていて、私もこうして受け入れていただいている、と思いました。

〈おわりに〉

男鹿市は漁業と観光のまちです。ただ、経済的になかなか苦しいようです。みなさんどうぞ男鹿市に観光にお越しください。

夏は京都よりかなり涼しいです! 岩ガキが夏にも生でいただけます。

男鹿の冬は「はたはた」がたくさんとれます。ただし、道が凍って危険なようですが(私はまだ冬をこちらで越していないので冬を非常に恐れています)。

「八代(やっちろ)でがま出したるばい」

熊本県会瀬 高 輝 大

京都司法書士会の皆さん、大変ご無沙汰しております。

平成12年、京都で司法書士試験に合格し、平成14年に登録、平成16年に地元熊本県八代市で開業しました瀬高です。今回は京都司法書士会からの原稿依頼で「何でもいい」ということでしたので、開業後からの現在までを中心とした熊本ネタをお話したいと思います。

熊本県八代市は熊本県の県庁所在地熊本市(ほぼ中央)から約40km、車で約1時間、南に位置しています。人口は約13万人、西に八代海、東に九州山地までと広大な面積があります。我が市もご多分に漏れず、産業が衰退している地方都市として、市内中心部のアーケード街はシャッター通りとなっているのが現状です。

ところで、八代市と言って皆さんは何を思い浮かべられますか? 熊本と言えば、観光では阿蘇、熊本城、旨いものは辛子レンコン、馬刺し、芸能人では最近はスザンヌなんか思い浮かべられるかも知れませんね。ところで八代って? 八代と言えば「八代亜紀」です。八代では大変人気があり、夏祭りの総踊りの音頭も八代亜紀の歌です。さらには九州新幹線ですかね。

現在九州新幹線は八代から鹿児島間が開通しているので、多少九州新幹線に関しては名が売れていますが、もうじき博多までの全線開通となるので単なる通過駅になります。

その八代市で開業して4年、現在、私と補助者2名、研修中の有資格者1名で仕事をしております。

主な業務は、まずは債務整理でダントツに多く、月に約10名の受任があり、次に不動産登記です。不動産登記でも相続登記が多く、借換えや取引もありますが、複雑、解決困難な登記が多いため、日々勉強といった事件が多いのが現状です。それと成年後見業務ですが、八代以南ではリーガルサポートの会員が私ともう1人昨年合格の司法書士2名しか居りません。そのため現在私が後見関係で5件受任しており(さらに5件受任予定)、一杯一杯の状態です。その他一般民事として家屋明渡事件、請負代金回収事件等や行政や包括支援センターからの成年後見に関する相談、よろず相談となっており、その他、行政の依頼を受け多重債務に関する講演や、成年後見制度についての講師も年に数回あり、八代市消費者問題懇談会の委員もやってお

ります。まさに地方の司法書士を地で行く仕事の状態です。

地元八代に帰ってきて、業務をしている間に幾つか新鮮（驚き）だったことがあります。

1つは債務整理の相談の多さです。開業が平成16年6月ですが、開業準備中の間にも債務整理の相談があり、移転手続が終了した旨を司法書士会事務局に電話して、直ぐさま受任通知を送付した記憶があります。開業当時の八代は消費者金融、日掛け金融が猛威をふるっており、まさに無法地帯状態でした（詳細は拙稿消費者法ニュース第69号「日掛け金融の無謀な営業」をご覧下さい）。開業後半年であつという間に債務整理の受任件数が60件を超えてしまい、大変でした（今でも大変ですが）。

それと債務整理に関してもう一つは個人再生事件の少なさです。開業してから4年ですが、これまでに今年申立てした1件のみとなっております。理由は約3万円の返済原資が確保できるケースが殆どないためで、いかに所得水準が低いかお分かりいただけるかと思います。

2つめは相続登記で、100筆近く（山林や畠等が殆どですが）の相続登記は珍しくありません。

3つめは、農地に関する登記や農地法に関する

相談の多さ、農地に関する単位が反、町、歩というスケールですので、最初は戸惑いました（今でも戸惑っています）。

4つめは車の運転です。京都には大学時代から約14年間住んでいたのでほとんど車の運転をすることはなかったのですが、こちらでは必須、車がないとどうしようもありません。そのため会務のため熊本へ頻繁に行くため、運転嫌いの私がかなりの距離を運転するはめになっています。

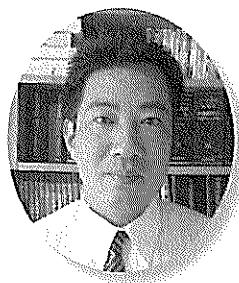
というような状況でしたが、何とか開業して4年少しずつですが、地域に密着してきております。

あんなこんなで開業後、これまで仕事をしてきましたが、開業にあたって一つだけ業務に関する方針を決めていたことがあります。それはお客様に瀬高事務所の宣伝をしてもらえる様な事務所を目指すと言うことです。そのためには私にとっては問題ではない些細なことでも一生懸命相談に応じ、たとえ利益に繋がらないことでも嫌がらずにやると言うことです。このことを常に念頭に置き仕事をしています。

この思いを忘れず、地元で地域に貢献ていきたいと思います。

「京都会を離れて」

高知県会 松浦 弘延



かつて京都会でお世話になりました松浦弘延と申します。平成15年の4月に出身地の高知へ帰り、地元では6年目です。城南支部の島本英樹先生の事務所で長らく補助者→（奇跡の）試験合格→勤務司

法書士としてお世話になりました。

仕事の割合は不動産登記：商業登記：簡裁訴訟代理：その他 = 5 : 2 : 2 : 1といったところです。会社・法人の顧問契約を増やして行きたいと思っております。

ついでに言えば司法書士業務：司法書士会務：他団体等 = 6 : 3 : 1 ぐらいのところです。昨

年青年会議所（JC）が終わり、今年PTAの役員からはずれましたので、仕事と家庭に力点を移していかないといけません。

京都との業務の違いについて……と依頼書になりました。あまり変わらないような気もするのですが、

①不動産の取引に司法書士が複数立ち会うこと
が少ない。

②所有権移転登記の司法書士報酬は売主が負担
する。

③街が狭いため、営業的には一期一会（京都で
覚えた言葉です。）の精神で臨まないといけ
ませんし、訴訟案件では利益相反的状況にな
りやすい。

④勤務司法書士が少なく若手もすぐ開業する。

⑤司法書士会員も少ないため多重会務者が多い。

⑥電車ではなく、車で動く。

⑦懇親会という名の飲み会が多く、ゴルフでも
しないと運動不足からメタボ化しやすい……
ということがあるでしょうか。

情報の取得、研修の機会については、地方だ
からということでのハンディがあるのではと思
っておりましたが、内藤広報部長のブログを「お
気に入り」に入れておりますので大丈夫だと思
っております♪

今高知県会の総務部長をしております。高知
で開業したい！ と思われる方は是非ご一報下
さいませ。

京都は離れてみて、あらためてその良さが分
かってきました。妻と、恩人の島本先生に出会
うことのできた第二の故郷だと思っております。

ご無沙汰しています

広島会 藤井 裕子

皆様、ご無沙汰しています。お元気ですか？
私が京都を離れて3年が経ちました。私は現
在、故郷である広島県府中市に住み、業務を行
っています。

この度、京都司法書士会の会報への寄稿のご
依頼をいただきましたので、私の住む広島県府
中市という町について、そして司法過疎地であ
るこの町での司法書士業務がどのようなもので
あるかについて、皆さんに知っていただく良い
機会だと思い、お引き受けすることにしました。

1. 府中市について

私の住む府中市は、広島県の南東部の内陸に
ある人口約4万5000人の市であり、尾道市の北、
福山市の北西に位置しています。

この町では、江戸時代から家具づくりが盛ん
であり、現在でも桐の高級家具として有名な府
中の婚礼家具は、府中を代表する地場産業です。

以前、私は京都の夷川通の家具店で、ある洋
服ダンスに一目惚れをしてしまい、その場で購
入を決めたことがあります。その家具は、木目
が整っており、丁寧な細工が施された府中家具
でした。

この家具店には他にも多くの府中家具が高級
家具として売られているのを見て、私は、故郷
の製品が、色々なものにこだわりを持つ京都の
人にも受け入れられていることを非常に嬉しく
思ったことを覚えています。

もしかしたら、皆さんのお宅にも府中家具は
あるかもしれません。府中家具には、ブランド

マークとして、製造の時期によって異なりますが、岡本太郎氏がデザインした太陽に似たマーク、または、「かんな」と「のみ」をデザインしたマークが施されていますので、興味のある方は一度見てみてください。

さて、私の住む府中市は、世間の認知度も低いであろう小さな市ですが、「洋服の青山」で広く知られている、青山商事株式会社の発祥地が、ここ府中市であることはあまり知られていないと思います。青山商事株式会社は、数年前に本店所在地をお隣の福山市に移転しましたが、それまでは、府中市に本店を置いていました。

また、ラジコンヘリコプターの製造では世界一のシェアを誇るヒロボーリ株式会社も、本店を府中市に置いています。

私は、ヒロボーはおもちゃのヘリコプターを作っている小さな会社だと思っていたのですが、以前、NHKの「プロジェクトX」に採り上げられ、この会社が、農薬散布や空中撮影などに欠かせない、産業用ラジコンヘリコプターのメーカーとして世界の人々に知られていることを知り、驚くとともにとてもうれしく思いました。

その他にも、東証一部上場企業としては、ダイカストの世界的トップメーカーであり、釣具などでも有名なリヨービ株式会社、旋盤用チャックなどの工作機械器具分野では、世界的ブランドとなっている株式会社北川鉄工所も、府中市に本店を置いています。

その他にも、トヨタ自動車の高級車ブランドであるレクサスの数車種において、シフトノブの木製部分を制作している有限会社山崎彫刻店という会社もあります。

これまでいろいろと私の住む府中市についての自慢話ををしてきましたが、もちろん、皆さんの住む京都に敵うわけがないのは百も承知のことです。

しかし、このご依頼をいただいたことによつて、私は、私の住む町を以前よりももっと深く知り、好きになったように思います。

ここからは、少し食べ物の話をしたいと思います。

皆さん、「広島」と聞くと、「広島焼き」を上位に連想されるのではないかでしょうか？

私の住む府中市も、お好み焼きと言えばもちろん広島焼きと同じで、中華麺を中に入れて焼くタイプのものです。しかし、広島焼きとは少し違い、使うお肉が薄切り肉ではなくひき肉であるという特徴を持ち、「府中焼き」と呼ばれています。

ひき肉を使って焼いた「府中焼き」はパリパリしていてジューシーで、中はしっとりしていると最近評判になっており、府中市の商工会議所が、38件の府中焼きのお店を載せた「府中焼きマップ」というものを作成し、配布しています。

それからもう一つ、府中市には400年以上の伝統を受け継ぐ産業として、味噌作りがあります。

福山藩主であった水野公が、参勤交代の道中に諸大名に白味噌を贈呈したところ、諸大名がその味を賞賛し、競って府中味噌を注文し、全国に名が知られたそうです。

現在でも、そのコクのある味と香りに定評があり、高級料亭でも多く使用されているそうです。金光味噌株式会社の白味噌は、「どっちの料理ショー」という番組の中での料理に使用されました。

白味噌だけではなく、赤味噌、中味噌もあります。とてもマイルドな味で、どのような具材にも合うと思います。京都のスーパーでもよく見かけましたので、よろしかったら一度、ご賞味ください。

故郷自慢の最後は、府中市出身の有名人について少しお伝えしたいと思います。

まず、俳優の平幹二朗さん、「ためしてガッテン」でおなじみのNHKアナウンサー小野文惠さん、などがいらっしゃいます。

自分の近くを見渡してみると、こんな小さな市にでもまだたくさんの自慢があることに気付きますが、このくらいにしておきたいと思います。

2. 近況報告……事件記録から

さて、ここからは、現在の私の司法書士業務についてお話したいと思います。

私は、司法書士と土地家屋調査士を兼業している父の事務所に勤務しています。

不動産に関する登記業務のほとんどを父が担当し、その他の商業登記、裁判関係業務を私が担当するという分業制をとっていますので、私の業務を割合で表すと、商業登記業務が6割、裁判関係業務が3割、不動産登記業務が1割というぐらいになると思います。

私の住む府中市には、弁護士は1人もおらず、司法書士が私を含めて8人という、いわゆる司法過疎地域です。

の中でも、裁判業務を行っているのは、私を含めて2、3人ですので、自信がもてない事件であっても、どうしても受託せざるを得ない場面が出てきます。

昨年、一番苦労した事件は、不当利得返還請求を受けた被告の代理人の件でした。

この事件は、結審するまでに半年以上と、私が受託した訴訟事件としては珍しく長い時間がかかったこともあり、期日が近づくたびに重苦しい気分にさせられる事件でした。

最初の被告からの相談では、「お金を貸した覚えのない人から、お金を返して欲しいと裁判を起こされた。」というものでしたので、原告に代理人として弁護士が就いてはいましたが、不当請求の一種と思い、被告の代理人は始めてだけど、なんとかなるだろうと思って安易に受託しました。

ところが、いろいろ話を聞いていくうちに、原告と被告の間には第三者が存在することがわかりました。そして、その中間者は、高配当の投資話を被告に持ちかけ、被告から預かったお金を原告に高利で貸し付けており、さらにその中間者と原告の間には、本件とは別個の金銭消費貸借の事実もあることが判明しました。

最終的には、原告の主張は立証できず、原告の訴えは棄却されましたが、私は、なかなか主張も立証も行わない原告側の弁護士に振り回さ

れ、相手の主張や立証方法がわからないままに被告側の裁判の準備や証人尋問を行うことがどれほど大変なものかを思い知らされた事件でした。

その他にも、司法過疎地だからこそ私が関与することとなったと思われる事件としては、家賃を約6年間、200万円以上も滞納している借家人に対し、家屋の明渡しと家賃の支払いを求める訴えを起こしたいという相談がありました。

相談者本人は、かなりのご高齢で、外に出かけることはほとんどないということでしたので、本人による訴訟は難しいと考え、最寄りの弁護士に受託してもらえないかと頼んだところ、「あなたがしたらいいじゃないですか。」とあっさりと断られてしまいました。

そこで、ご本人と相談したところ、ご自身が出廷して裁判をするとおっしゃったので、ご本人による裁判を選択しました。

被告は初老の男性であり、妻と子がいるということでしたので、原告側としては、当初、裁判の中で、家を明け渡してもらうことと、滞納分の家賃を数年間での分割払いとし、家賃の支払いについては、妻と子などの親族に保証人になってもらうという和解をしたいと考えていました。

しかし、被告本人はパート勤めの職しかなく収入が少ないと、妻は病気がちで働けないこと、子もその他の親族も、諸事情により、保証人になることを了解しないことなど、被告の事情を考慮せざるを得ないことがわかりました。

そして、この事件は、原告が、ご自身が高齢であるにもかかわらず、被告の状況を精一杯考慮され、毎月末日までに1万5000円の支払いとし、保証人は付けないという内容の裁判上の和解で終了しました。

この和解はラウンドテーブル法廷で行われましたが、判事は、訴訟代理人ではない私もテーブルに同席させてくださいました。これは司法過疎地域ならではの扱いではないかと思います。

現在、この事件の被告は他の場所へ引越し、毎月きちんと1万5000円を原告に支払っている

ということです。

3. 広島司法書士会福山支部の現状と私の業務 のこれから

それでは、ここで、この地域での司法書士の仲間たちの状況を少しお伝えしたいと思います。

広島司法書士会福山支部では、毎週火曜日・木曜日・土曜日に2時間ずつ、司法書士の面談による無料相談を行っており、毎週月曜日・水曜日・金曜日には、午後1時から3時まで、司法書士による無料電話相談を受け付けています。私も1ヵ月に一回程度、面接相談員として参加しています。その相談内容のほとんどは、債務整理についてです。

相談員として参加している司法書士は40名ほどいますが、相談員の多くが、処理可能な容量を超えた事件数を抱えており、それでも新たな事件を受託せざるをえないような状態にあります。

もちろん私も、自分の処理可能な容量を超えて債務整理事件を受託しているような状態にあります。

それでもまだ、私の周りには、専門家に相談できないまま、毎日多額の債務の支払いに追われ、人間的なゆとりを持って生活をすることが

できない人がたくさんいるのではないかと思います。

司法においても医療においても、必要な人材が都会に集中していると言われており、私自身もそれを実感しています。

京都にお住まいの皆さんはもちろん、世界に誇れる文化と伝統を持つ京都を愛されていると思います。

私は、約10年間を京都で過ごしましたが、その間に、京都の父母、兄弟姉妹と言える大切な人が何人もでき、今でも時々連絡を取り合って親しくさせていただいています。まさに京都は私の第二の故郷であり、私は今でも京都が大好きです。

その京都と同じように、地方の小さな町にも、あまり知られてはいなくとも、誇るべきところがたくさんあります。

そしてそこには、素敵な人が大勢住んでいます。

「住めば都」と言います。皆さんも、可能であれば一時的にでも京都を離れて、第二、第三の故郷を見つけられてはいかがでしょうか。

きっと、京都では経験できないことがたくさんあり、大切な人たちに出会うことができるのではないかと思います。

現場復帰いたしました

弁護士（札幌弁護士会）

村 越 仁

皆さまこんにちは。平成15年度に司法書士試験に合格後、平成17年4月から翌18年3月まで、亀岡市にて司法書士事務所を経営していた村越です。平成18年4月に、司法修習に入るにあたり京都司法書士会を退会しましたが、このたび、会報執筆のご依頼を頂戴しましたので、現況についてお伝えして参ります。

私は、平成19年9月に司法修習を終えて弁護

士登録をし、現在、札幌の法律事務所に勤務しています。私も家内も、札幌・北海道に地縁があるわけではないのですが、昔から、夏涼しい所か、冬暖かい所で一度生活してみたいと思っていたところ、就職活動でご縁があり、今の事務所へ就職するべく家族5人で札幌へ引っ越しました。永久就職ではなく、5年程度を目安に独立するよう言われて入所していること

から、将来、私が京都へ舞い戻って独立するやもしれませんので、その暁には、またよろしくお願ひいたします。

さて、札幌は、人口約190万人の政令指定都市で、京都には及ばないものの観光客も多く、規模といい、碁盤目づくりの街路といい、京都に似ているところが多分にあります。ただ、冬は雪で文字どおり真っ白になります。私は、現在、職場まで15分程度の自転車通勤をしておりますが、前回の冬のときには、12月上旬から3月下旬まで車道も歩道も真っ白な根雪で覆われ、その間、自転車等に乗ることはほぼ不可能で、地下鉄通勤となりました。季節が巡り、この原稿を書いている8月上旬現在、昼間は30度近くまで気温が上がる日が多いものの、夜は、室内でも22~23度くらいにまで気温が低下しますので、夏バテには縁遠く、ますます快適です。今から約10年前、勤務先の京都市役所で、真夏、夕方5時過ぎに冷房が切れ、開けられた窓から入ってくる熱風の中で汗をかきながら勤務していたことが、懐かしく思い出されます。

仕事について述べますと、私の所属している事務所は、札幌市内に本店があり、岩見沢・滝川・苫小牧に支店がある弁護士法人です。私も、現在は、新人として札幌本店で指導を受けていますが、いずれ、先の支店のいずれかへ転勤を命じられる予定です。北海道では、札幌・旭川・函館・釧路・帯広等の都市部を除いて司法過疎地が大部分で、また、その過疎ぶりは半端ではありません。先の支店は、いずれもかかる司法過疎地にあり、業務内容も、企業よりも個人からの依頼が多く、債務整理や家事事件がメインであると聞いています。また、刑事事件弁護の割当ても、札幌では大体月に1件程度ですが、支店では月に数件くるそうです。札幌の本店では、業務が特定の分野に集中しているということも、顧客が企業・個人のいずれかに偏っていることもなく、寧ろ、反社会的勢力やサラ金以外の依頼であれば、法テラス案件でも刑事事件でも、どんな相談でも受ける、という姿勢ですので、幅広く業務を展開しています。私も、様々



な仕事を担当させていただいているが、担当案件のうち、民法・会社法等で見通しのつく案件が多いとはいえ、中には税法や行政法規等、「こんな法律（条例）があったのか！」というジャンルの案件も時折きますので、目が回るような思いをすることもあります。

職場では、「寿司屋なら寿司、大工なら家、弁護士なら書面が作品だと心がけて起案するようだ。」とのボス弁の教えの下、外へ出す書面は、準備書面に限らず、どんなものでも厳しく指導を受けます。……この原稿は別ですが。……準備書面では、要件事実を過不足なく記述することを要求され、ついつい、関連事実を書きすぎると、「こんな主張は要らないだろう。相手につけ込まれるだけだ。証拠も、最低限必要なものだけ厳選して出せばよい。無闇にいろいろ出したら、藪蛇になる。」とバサッと削られます。また、内容そのものが間違っているなくても、書き方の点でも細かいチェックを受けます。準備書面は、裁判官が一読了解できるよう、わかりやすく！ ということで、至極当然のことですが、まだまだできていません。

クレサラ業務については、札幌事務所でも、弁護士報酬が法テラスと同額程度と安いためか、依頼は頻繁に来ますので、弁護士で順番に担当しており、私も、常に10数件は担当しています。しかし、引き直し計算を含む事務処理の大半は事務員の方にしてもらいますので、負担感はそれほどありません。かつて、亀岡で司法書士をしていたころ、事務員も雇わず、受任通知の発送から引き直し計算等の事務一切を自分1人で

していたころにくらべれば、雲泥の差です。昨年の秋以降、約1年半のブランクを埋めるべく、民事法研究会やクレサラ対協等の本を読み漁って、過払い訴訟も何件か提起してきましたが、今のところ、(幸い?)和解できずに判決に至ったものはありません。

登記業務については、私は現在、司法書士登録はしておらず、登記のスキルも従前のとおり未熟なままであります。債務整理の絡みで、放ってあった相続登記などがあれば自分で登記申請の代理をすることもあります。しかし、登記事務については事務員の方も不慣れなため、全て自分自身ですることになります。そのため、余程簡単なもの以外は、事務所つながりの司法書士の方に頼んでいます。なお、現場では、他の弁護士が「マンションの登記は、司法書士が、(表示登記も保存登記も)全てできるものと思っていた。」「権利証がなくても登記できるのは知っていたが、司法書士・弁護士等が作成するという本人確認情報の制度は知らなかった。」などと言っているのをしばしば耳にしますが、今後、弁護士の増大に伴い業務の拡大が進むとしても、弁護士が登記業務に参入していく可能性は低い

のではないか、というのが私の実感です。

以上、民事事件について述べて参りましたが、その他、刑事事件についても、平均して月に1件程度で受任しています(全て国選・法テラス経由)。

札幌弁護士会の会務については、私は、(志願して)消費者保護委員会に所属しており、近ごろ、在宅ワーク詐欺事件での被害者弁護団にも参加したのですが、その相手方は、本社が京都にある中堅金融会社でした。あの会社は、今は、こんなことをしているのか! と驚きあきれつつ、どことなく京都絡みの弁護団会議で、勉強させていただいている。

以上、五月雨式に説明して参りましたが、毎日、必ず未知の問題に遭遇し、悶々としながら、個々の事件処理を進めていくのに精一杯です。

しかし、仕事を離れれば、札幌(北海道)は、豊かな自然に恵まれた素晴らしい土地です。皆さんも、仕事を離れ、また仕事絡みでも、是非、札幌(北海道)へお越しいただき、こここの素晴らしさを体感していただければ幸いです。



支部便り・会員投稿

父の介護に思うこと

東支部

池田和彦

平成4年に祖母が亡くなったとき、半年ほどだったが、家族で介護を経験した。当時、私は司法書士受験の最中で、父母にはかなりの介護の負担がかかったのではないかと、今でも申し訳なく思っている。当時は、介護保険などはなく、医師の訪問以外は、家族の誰かが交代で介護をしなければならなかった。訪問介護もデイサービスもショートステイもない時代である。食事介助、風呂、排便の世話に始まり、痰の吸引、床ずれの処置など随分と父母は苦労したと思う。

その父が昨年、突然倒れて寝たきりとなった。そうなる若干の兆候はあったものの実際に救急車が来て父が運ばれる姿は、やはりショックであった。父に声を掛けたが、譜妄症状が出て、何か言葉にならない声を発しており、「譜妄」を知らない私はその症状を見て、さらに狼狽することになった。それから半年の入院治療を経て祖母に続いて今度は父の介護が始まったのである。誰もが経験するものとも言えるが、誰もが経験するとは限らない。事故で即死ともなれば介護は必要ないからである。昔、植木職人だった父の仕事仲間が父を自宅に見舞ってくれたが、その数ヵ月後、その方は植木に登っての作業中、足を滑らせ頭から5メートル落下して亡くなられた。即死だったと聞いた。父より十歳以上も若い方だったが、まさか父より先に逝くとは思いもしなかった。人生は一寸先は闇である。父は幸いにも頭脳の方には障害はなく目も口も耳もすべて健常である。だからよけいに辛いであろうが、寝たきりのため身体のほうは日に日に痩せて状態は悪くなるばかりである。

ところで、父は要介護5で最高ランク。介護

保険の適用で年間400万円に近い金（需要）を生む。400万円といえば余裕があるとはいえないが一家4人を養えるほどだ。父は立派に介護に携わる人々に飯を食わせている。その意味では、健康な時よりはるかに社会的貢献度は高いと言えなくもない。そして、この介護保険のおかげで、ベットや痰吸引機など、物的援助もさることながら医師や看護師、薬剤師、理学療法士さんの訪問に加え、ホームヘルパーさんの食事介助、訪問入浴などの人的援助も含め、限度いっぱい保険を使って祖母の介護の時とは比較にならないほど負担が減った。そのせいかもしれないが、ふと思いついて、福祉や介護関係の講習に通い出した。昨年は、福祉用具専門相談員の講習で、今年は介護福祉士介護技術講習である。いずれの講習でも受講生の年齢層は20代から50代まで様々だったが女性が多いのが特徴である。

前者は、福祉用具の販売事業や貸与事業などを始めるときや介護関係の事業所で働く際にも有用な資格らしい。土日を利用した講習だったが一ヶ月ほどで終了し、約40時間ほどで修了証を手にした。講習は、講義を聞くだけではなく、オムツを履いてみたり、車椅子や福祉用具を使用して実際の使用感を体感してみることや、2人組みになってベットから車椅子への移譲の練習など実技の講座が組み込まれているのが特徴である。ケアマネージャーや社会福祉士、介護福祉士、理学療法士さんなどが入れ替わり立ち替わり講師となっていたが、皆さん実務経験豊富な施設の所長や業界でスーパー何々と呼ばれる人のようで、こういう人たちから聞く実務に裏打ちされた話は、技術や知識の取得のみなら

ず、世の中つくづく分業でなりたっているんだなという実感が持てて、ありがたい気持ちになるのは私だけであろうか。

後者の介護福祉士介護技術講習は国家試験である介護福祉士試験の実技試験が3年間免除となる技術講習である。そのため私みたいな「父の介護が動機で始めた」などという悠長な受講者は一人もいなかった。35人の全受講者のうち、私以外、全員が来年1月に実施される国家試験の合格を目指す受験生であり介護現場で働く人たちである。後から聞いた話では、私のような受講生は過去にいなかったらしく講師の間でも話題になっていたようで、ただ一人いた男の先生からは介護事業所を経営されるつもりですかと聞かれて、なんと答えてよいか返答に窮した。

講習は、朝9時から夕方6時半まで、昼休憩1時間、途中トイレ休憩5分ほど2回、これが、土曜日ごと1ヶ月間、計4日間続いた。学校は冷房の効きが悪く蒸し暑かったが素人が一人混じっているという意識があったせいか、あまり気にならなかった。

さて、その講習の進め方だが、坐学を1時間ほどして、その後すぐに実習室へ移動、そこで受講生全員での実技講習が行われる。一度だけ、講師の先生方の模範の実技を見てポイント説明を受ける。次に、10名ほどの小グループに分かれて各グループ担当の先生から個別に指導を受けるという順序で行われた。先生の指導もなかなか厳しくて叱責の言葉に顔が赤くなることもしばしばだった。排泄や入浴の介助では途中で介助の順番が分からなくなって冷や汗が流れた。

また、いきなり介護計画書の作成が課題に出されたのにも困惑した。各自、現場での利用者を対象に作成せよという。考えてみれば、この講習自体が現場で働く介護従事者、しかも国家試験の受験生が対象なのだから当然といえば当然なのだが、私には利用者などいない。仕方なく父に利用者になってもらうことにして一週間かかるって作成した。介護計画書を提出したとき副校长でもある担当者が安堵の表情を浮かべた。提出がないと合格証が出せないからである。私

のことを案じて提出不能となるのを心配してくれていたようだ。父の介護があったおかげで助かった。

そんなわけで、初日で受講したことをするつかり後悔したがもう遅い。最後には実技試験が待っており、食事介助・排泄介助・入浴介助・着替の介助などから、どの課題が出題されるか分からない。自動車教習所みたいに落第すれば、また追加の料金を払っての補講、再試験となる。正直、焦った。さっそく書店に走り、介護福祉士試験の実技試験用のDVD（2万円！）を買って、毎日見て一人でイメージトレーニングをした。しかし、実際の試験の際には何の役にも立たなかった。やはり、現場で一定期間、働くないと身につかない技能である。考えるより先に、手や足が動くようにならないとだめである。私の講習のときも受講者の1割が再試験となつた。

合格は実技試験の受験者一人一人に対して試験委員の講師の先生方から講評があった後、発表された。先生曰く「池田さんは最初は、ほんとにどうなることかと思いました。実技試験でも致命的なミスがありました。患側の足を自分の足で支えていなかったですね（ここで不合格を確信したが）。まあ、だけど、その後は、かなり上達のスピードは速いので、今後の活躍に期待して合格とします」。やれやれである。後で学校に聞いたところによると合格基準点は6割だったそうだ。

こんな講習を受ける時間があったら、もっと司法書士会の研修の取得単位を充実させろというお叱りを受けそうなので、そろそろ、この辺で筆を置く事にしたいが（本心を言えば、正式な修了証もあるので研修単位として認めてもらいたいぐらいだが。悠に100単位は超えるであろう。）、最後に、インドネシアから介護士の受け入れが始まったことについて書いておきたい。新聞記事によれば、このインドネシア人介護士一人にかかる養成費用は1000万円だそうだが、とうてい正気の沙汰とは思えない。そんな金があるなら私が一緒に講習を受けた人たちや介護

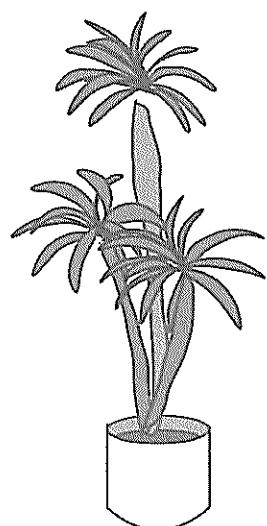
職を目指す日本人のために使ったほうが、はるかに実効性が期待できる。これは自明の理のように思われる。国家間のEPA（経済連携協定）だか何だか知らないが、日本がインドネシアからは人を受入れるしかないというのであれば、まだ理解できるが、現場を知らない役人と天下り役人を受け入れる団体が急速な高齢化と小子化という時代にマッチしているような体裁を整えて始めた利権がらみの金儲けのひとつしか思えない。何かにつけ免罪符のように設置される“諮問委員会”というものがあるが、ある公益法人の代表者が言っていた「諮問委員会こそ諸悪の根源」という言葉も私には忘れられない。現場を知る者の言葉には真実があり、現場を知らない者は、その言葉に謙虚に耳を傾けなければならない。ましてや、よく知らない者が勝手に自らの理想を仮託してはならない。

先のインドネシア人介護士の厳しい入国在留条件をみると、結果的に彼らは決められた在留期間中、日本人の下働きの、そのまた下働きをやらされて、わずかばかりの金を手にして祖国に帰っていく可能性が高い。それを見越してどうか分からぬが当初500人の募集に対して200人しか人が集まらなかった。英語が話せるフィリピン人の場合などは2年働き市民権だか永住権だか取得できるカナダを希望しているそうな。同じ英語圏だから、なおさらだ。賢明な選択である。

はじめにも書いた介護福祉士の介護技術講習で介護の3原則を習った。すなわち、“安全安楽”“自立支援”“個人の尊厳の尊重”である。その具体的な内容については、ここでは省くが、介護は病気の治療が目的ではないから、上記、3原則のうちの、どの原則の実践においても日本語のコミュニケーション能力が必要である。このコミュニケーション能力とは当然のことながら日本語自体の実力のことではない。特殊な日本文化の中で生れてこのかた培われてきた情緒を基礎にしたところの日本語能力であり、外国人には、とうてい持ち得ないものである。日本人の介護は、日本人の手によって行われな

ければならない所以である。

例えが良くないが、手っ取り早く金（外国人）で解決しようとすれば、今の相撲協会のようになるだろう。西洋由来のスポーツならまだしも日本の国技というからには外国人に相撲をとらせる理由など、どこにもないにもかかわらず、金に目がくらんだ親方連中が地道に横綱となるべき力士を養成することを怠り、目先の“米びつ”（横綱）を外国から借りてくるから、あの騒動とあの惨状である。これは外国人力士にとっても不幸なことではないのか。我々日本人の生活に相撲など無くとも困らないが介護は違う。



支部便り・会員投稿

今日この頃

上支部

木 村 孝

私は、ここ5・6年の間、平均して休日には半日以上グラウンドで過ごしています。

何をしているかというと、ボールを蹴って遊んでいます。遊び仲間は、本会ホームページで開催日時を案内している月1回の同業異業種でのフットサル仲間や月2回程度の出身高校のシニアチーム仲間です。

しかし、一番多く遊んでいる仲間は、自宅地域でのサッカー少年団の小学生達です。小学4年生から担当していた子供達が、今年3月に小学校卒業と同時に卒団してしまい、現在は、小学2・3年の子供達と遊んでいます。一応、コーチという肩書きを頂いていますが、実際のところ彼らのお蔭で随分こちらが成長させてもらっています。

例えば、単にボールを蹴る・止めるという技術を子供達に伝えるにしても、手取り足取り大声を出してコーチが思うように何時間も強制的に教えてコーチが満足しても、子供達はおそらく『おもしろくない』という感情しか抱かないと思います。

子供達は、コーチの自己満足の道具でない。

では、どのように技術・戦術を子供達に伝えるか、その答えは教えきらないこと。

言い換えると、オーバーコーチング又はティーチングをしないこと、子供達自身に考えて行動できるよう場面を与え、答えが出るのを待つことです。

子供達の考える力を育てるために刺激し見守ることや、よりよい環境を作るのがコーチの仕事の一つです。

子供達が興味をもって、サッカーを楽しめ、技術・戦術を身に付ける具体的練習メニューを

考えることで、こちらも子供達と一緒に成長させてもらっています。

私のコーチング評価として練習後に何時も子供達に聞くのは、『練習、面白かった?』と聞きます。今のところ、『○○の練習が、面白かった。』と子供達が言ってくれています。

年齢を考えると厳しい状況へ向かっていますが、智力・体力・気力がある限り、子供達とも遊んで成長して行きたいと考えている今日この頃です。



支部便り・会員投稿

左京出張所の変遷

左京支部

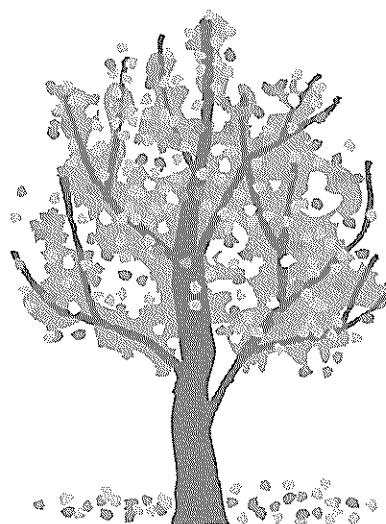
西 村 伸 一

今年度にて左京支部が解散し、来年度より新しい支部が発足する予定であるので、我左京支部の管轄出張所であった左京出張所の変遷等について書きたいと思います。

大正3年12月京都区裁判所上賀茂出張所は現在の上賀茂小学校の付近に設置されました、当時の管轄は愛宕郡（おたきぐん）全域でした。その後上京区（北区が分区される以前）上賀茂の御園橋から東2町ほど行ったところに移り、昭和22年5月名称が京都司法事務局上賀茂出張所となり、昭和24年6月名称がさらに京都地方法務局上賀茂出張所と変更され、門には京都地方法務局上賀茂出張所の木製の札がさがっていました。その当時の管轄は上京区（北区が分区されたのは昭和30年9月）の出雲路、大宮、上賀茂、雲ヶ畑、小山、紫竹、鷹峯、西賀茂、紫野、左京区岩倉、八瀬、大原、静市、鞍馬、花脊、久多でした。上記以外の左京区は本局の管轄でした。当然のことながら私が開業する遙か以前であり、実際に執務している出張所へ行ったこともありません。

その後昭和41年4月1日に左京区高野泉町に移ってきました、名称が左京出張所に変わり、左京区全域及び上記の北区が管轄になりました。この高野泉町の左京出張所からしか私は知らないのですが、住宅地の真中にあり、駐車場が狭くいつも混んでいたような気がします。さらに平成7年に左京区東丸太町の京都第二地方合同庁舎2階に移りました。この場所も駐車場が狭く特に午後はとても混んでおりなかなか駐車場に入れなかった記憶があります。そして平成15年11月に本局に合併され左京出張所はなくなりました。

京都司法書士会左京支部が誕生したのが、司法書士会が法人化された昭和42年でした、それ以前は支部という組織はなかったそうです。しかし出張所の管轄ごとに任意の親睦的な集まりはあったそうです。誕生以来42年で左京支部がなくなるのはさみしい気もしますがこれも時代の要請として前向きに捉え来年発足するであろう新しい支部が益々発展することを願っております。



支部便り・会員投稿

現在日本人気質の一考察

伏見支部

山崎勝巳

今年は異常気象というか、暑いのはもちろん、日本全国で短時間の集中豪雨による被害が出ています。昔の夏は、こんなであったかと思い返しますが、正確には思い出せず、私の脳も暑さにやられたようです。その頭で8月15日に、この原稿を書いています。

オリンピック年ということで、この1週間ほどテレビに齧り付き、日本人選手の活躍を期待して、深夜まで付き合っています。オリンピックの選手というと、例外もありますが、殆どが20代30代の人であり、現在の若い人の生き様を象徴しているのではないかと、興味をもって見ていました。しかし、彼らは尋常の人ではなく、それぞれが特殊な才能を持ち、努力を重ねて現在の地位にいます。昨今の若者の1類系である、無気力、無関心なニートと呼ばれる人と対極にあると思われます。では、両者は体力面は別として、何が違うのでしょうか。端的に考えると、「目標」すなわち「目指しているものが有るかどうか」ということではないでしょうか。たとえ、金メダルを取り、成功した選手でも、安堵と達成感を得た後、虚脱状態になったと聞くことがあります。しかし、次の目標を設定して、その選手は立ち直ったということです。このような選手でも、目標を無くすと無気力な状況になります。

それでは、前記のニートは、何故、長らく同じ状態でいるのか。最近のニュースの中で若者が、「誰でも良いから人を殺したかった。」と言って、何の関係もない他人を殺傷した事件が散発しています。その当事者の心の内は、理解できませんが、今日8月15日が、終戦記念日である事を考えると、当時の若者が国からの命令の

下、戦争に赴き他国の人々の殺傷行為をせざるを得なかったことを思うとやるせなくなります。「こんなことをするために生まれてきたのではない、自分にはやりたいことが山ほどあった」という声が聞こえてきそうです。現在の人々には、自分のしたいことをやる機会と時間はあるはずですが、過程を経て目標に到達しようとせずに、すぐに大きな結果を求めてしまい、諦めが早いような気がします。これもよく言われる勝ち組と負け組という区別や格差社会における自分の立場を、いち早く感じ取ってしまい、そこからの向上を放棄してしまう傾向があるかもしれません。

ではどうしてこのようなことになったのか。主要な理由は、やはり学校教育の問題であると思います。これは、学校における教育の内容だけでなく、教育行政における大局的な教育方針のなさにあると思います。現在の学校は、進学や就職をするための予備校となり、子供のときに体験すべき事象や感性を育む時間が少なく、このような教育を受けた子供は、擬似成人となって物事をデジタル的に2進法で捉え、白か黒か、all or nothingとして考えているように思います。また、自分の興味のないことは、一切知らないし知ろうとしない傾向があります。そのひとつの典型が、政治に対する無関心と不参加であり、自らの力でどうにかしようと努力することもなく、悪いのは世間であり、社会であり、他の人ということになる。その反面、自分が好きなことに対しては、「オタク」と言われる人のごとく、自分の人生の全てがそのためにあるような生活をする。日本が自由で豊かな国であるから許されているところもあるが、そこ

には規律と責任及び市民としての義務の履行と引き替えに許されているということを自覚する必要があります。

日本の維持と発展には、国民に対する健全な教養と常識、並びに日本文化を構築する道徳と倫理観の習得を図る必要があります。国は、人々に希望があり、個々の役割を担える社会の現出に努め、規律と正義感を持ち、他の人に寛容の心を持った人間を育てるための教育をして、日本人をよりよい気質を持った国民に導いてほしいものです。



支部便り・会員投稿

支 部 便 り

城南支部

小 阪 正 人

城南支部の活動について、詳細に述べると非常に長くなりますので、簡単にご紹介します。

1 定例会・支部研修会

定例会は、毎月第3水曜日に城陽市東部コミュニティセンターにて、会員がテーマについて発表したり、フリーテーマで自由に質問を出し合って検討したりしています。平成2年1月に始められ、この原稿を書いている平成20年7月で、通算223回になっています。

また、定例会とは別に支部研修会を年1回以上開催しており、いずれも他支部から多数のご参加をいただいております。

2 登記・法律相談事業

本会主催の相談会として、「相続登記はお済みですか月間」、「ジャスコ久御山店での司法書士・土地家屋調査士による登記・法律無料相談会」の運営や相談員派遣を行い、その他に社会福祉協議会やコミュニティセンターの委託に基づく相談会を多数行っており、現在まで、宇治市、京田辺市、山城南地区社協、宇治田原町、久御山町、城陽市と年々実施箇所が増えています。

3 会員の裁判事務・簡裁訴訟代理等関係事務の支援、消費者問題・クレサラ問題への取り組み

定例会、支部メーリングリスト「e定例会」、宇治市多重債務者相談会における反省会、京都南部消費者問題研究会への参加等により、実務支援を行っています。昨年は、全国一斉「多重債務者相談ウィーク」（京都府・城陽市・京都弁護士会・京都司法書士会による共催）城陽会場への相談員派遣などもありました。

4 会員の成年後見事務の支援、リーガルサポ

ート京都支部との連携

社会福祉協議会主催の研修会や居宅介護支援事業者等地域調整会議へ参加したり、リーガルサポート京都支部からの要請により、地域包括支援センターへ「遺言と成年後見」出前講座の講師派遣を行ったりしています。

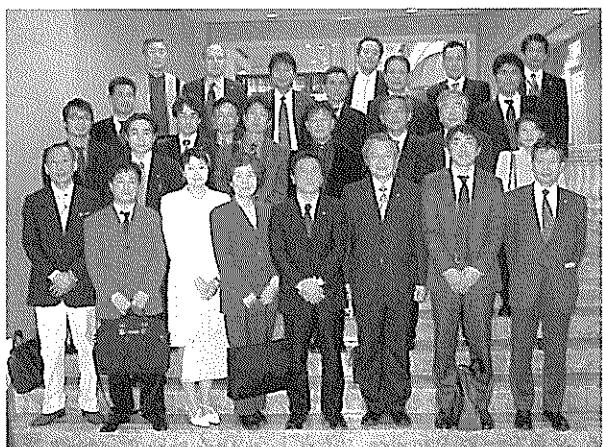
5 会員の業務、通信等のIT化推進に関する事業

当支部のIT化推進委員会（南村委員長）による登記オンライン申請の準備及び申請作業についての支援活動として、訪問等による支援を行ったり、電話やファックスによる情報提供を行っています。また、支部メーリングリスト「e定例会」の管理運営を行っています。

6 定時総会

以前はお座敷の会場で定時総会と懇親会を行っていましたが、一昨年より、ホテルの宴会場に会場を変更し、雰囲気が少し変わりました。掲載させていただいた写真は、今年の支部定時総会懇親会後の集合写真です。

7 その他、以下の活動も行っています。京都司法書士会のホームページの「支部活動」にも



写真等を掲載していますので、一度ご覧下さい。

・自治体・社会福祉協議会等への講師派遣

・法務局との事務連絡会開催

・支部旅行、支部レクレーション事業

8 支部会員からのメッセージ

本会報に掲載するため、支部のマーリングリストで支部便りの原稿を募集しましたところ、松本尚会員から下記文章をいただきましたので、ご紹介をします。松本会員には、この場をお借りして、お礼を申し上げます。

「京都司法書士会城南支部に所属して1年数ヶ月が過ぎました。この城南支部、噂には色々聞いていたのですが（ソフトボールが好きとか……）、本当に熱い支部だと思いました。色々な意味で。

僕は独立と同時に、この支部に所属しました。そして、今までやったことのない成年後見や債

務整理に着手しました。研修を受け、色々聞いたことはあるものの、いざ自分がするとなると、どう始めて良いのか、さっぱりわかりません。そんなとき、支部の先輩から電話で、メールで色々と懇切丁寧に教えていただけました。最初に、リーガルの相談が来たときは、支部の先輩はわざわざ忙しい合間を縫って、助けに来てくれました。どれだけ自分が救われたか、わかりません。

他にも、支部では相談会、定例会が毎月行われています。その時、相談事を持ち寄ってみんなで日々の業務について、考える場があります。城南支部の地域は、宇治以南と面積的にはサハラ砂漠のように広いのですが、この支部には横の繋がりが強固にあります。それが城南支部のもっとも素晴らしいところだと思います。

松本尚（まつん）」



支部便り・会員投稿

「美山町」は元気です

園部支部

今 西 益

今や「田舎ブランド」として定着した「美山町」の集落を巡ってきました。

▼美山町の中心地は『宮島』の「静原」付近です。役所や中学校、銀行・郵便局が集まっています。道路整備が進んでいます。園部町からは、10年前に開通した「神楽坂トンネル」のおかげで、わずか30分余。ここから多くの集落が広がっています。

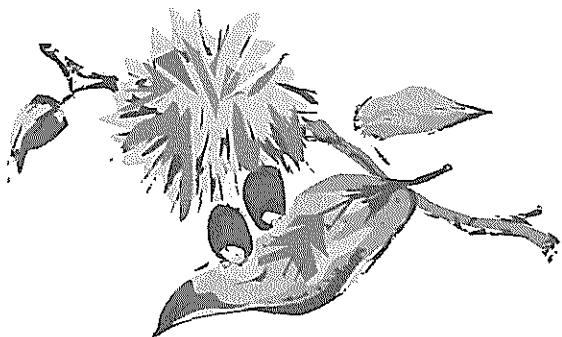
▼北へ若狭に通じる国道162Rを進んで行くと『鶴ヶ岡』です。「堀越峠」の登り口の広場で、地元の人が都会の人と交流会をやっていました。西へ由良川沿いに府道を下ると『大野』です。「大野ダム」周辺は、桜の名所。村の人が世話をしていて、花見時、総出で接待します。東へ国道162R「九鬼ヶ坂」を越えると『平屋』です。川のそばの「道の駅」は、野菜や「美山牛乳」などの特産品を買い求める人で賑わっています。

▼国道から府道に入れば『知井』です。「蓮如の滝」を過ぎて、どんどん行くと、やがて「かやぶきの里」に到着。年間70万人が訪れる観光スポット、「田舎ブランド・美山町」のシンボルです。その少し先には、美しい川に沿って「自然文化村」があります。りんご園やバラ園があり、四季折々の催しをしています。

▼さらに山奥へ、「芦生」をめざします。原生林が延々と続いています。突き当たりは、「京大演習林」。分れ道まで戻って、「佐々里」に向かいます。民家が点在する小さな山里です。この道は、広河原～花背へ通じています。急カーブが続く「佐々里峠」。冬期には閉鎖される峠道を無事に上り下りして、「美山町巡り」がようやく終わりました。

▼じつは、美山町の『宮島』・『鶴ヶ岡』・『大野』・

『平屋』・『知井』、この五つの村、ぜんぶ、今は、園部町と同じ「南丹市」なのです。正直いって、違和感があります。でも、美山町を巡ってみて、「どの村も、元気だなあ」と感じました。この元気さの根元は、どこにあるのでしょうか。地方の市街地は、衰退の一途をたどっています。都市部の古い団地は、高齢化が進んでいます。美山町には、学ぶものがたくさんあるように思うのですが……。



支部便り・会員投稿

「時代の流れの中で」

宮津支部

岩崎文宏

私たちは、時の旅人である。人生という長い旅をしながら、喜んだり哀しんだり。時には挫折することもあるが、人間として少しずつ成長しながら、見えないゴールへと向かって彷徨っている。

ところが、その旅人がふと時の狭間に迷い込んでしまうことを、私たち司法書士は実体験をもって知っている。たとえば、相続登記。除籍謄本の難読文字とにらめっこしているうちに、主人公である被相続人の生涯を瞬時に疑似体験したような錯覚に陥いることがある。しかも、長年に亘り反復して多くの主人公と相対することによって、時代を遡ったりあるいは一気に駆け降りたり。気がついてみれば、歳をとっていたのは実は自分自身であったという笑えない事実に突き当たる。

また、たとえば役員変更。確かにこの会社はついこの間やったばかりなのに、変だ、いつの間に…。オレの2年間を返してくれ、と叫んでも既に遅い。そこには、明らかに「時の観念のズレ」が生じている。すなわち、ある時点においてそれが当然のことであっても、ある日突然価値が逆転し、あるいは存在自体が否定されてしまう。しかも、それがいつからと判断することが極めて困難なために、私たちは時間に対する既定観念を見失ってしまうのだ。

もっとも、私たちにとって時の観念なんて、最初からいい加減なものなのかもしれない。現に、好きな人と一緒にいる時間はあっという間に過ぎるし、研修会の退屈な講義（失礼。）は死ぬほど長いではないか。

そんな中、京都司法書士会にも支部再編という大きな時代の流れがやって来て、私たちは今

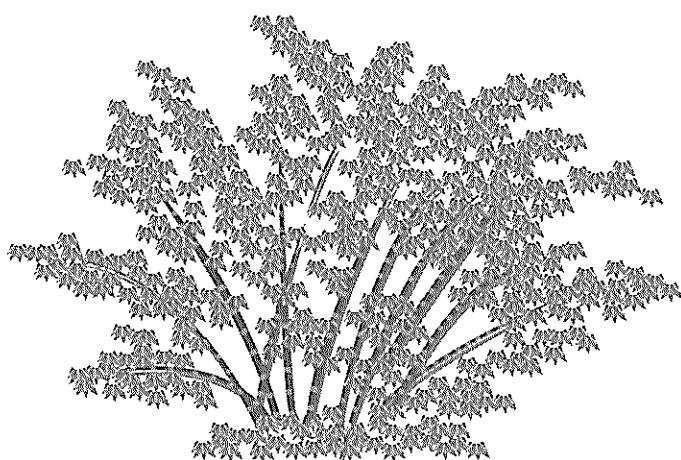
まさにそのうねりに巻き込まれようとしている。

本音を述べれば、今回の支部再編は、わが宮津支部のための救済措置ではないかと思っている。支部会員数たったの7名。もちろん全支部中最少だ。その最少支部に私が所属してから早や十数年が経った。数年会計などの役職をこなしてきたが、昨年の支部総会で遂に支部長の大役を仰せつかり、これまた時に振り回されているうちに2年目に突入してしまった。ところで、他からどう思われているかは知らないが、少人数というのは決して不便なことばかりではない。一番の利点は、何と言っても連絡の迅速さ・正確さだろう。全員に電話連絡をしたとしてもほんの数分で済んでしまうし、支部会員の顔と名前が一致しないなんてことはあり得ない。また、まとまりの良さも大きな特徴だ。当支部が毎年行っている土地家屋調査士と合同の「夏季無料相談会」や、登記官を講師に招いての「新年研修会」では、役員のみならず、全員が何らかの形でその運営に携わっている。これは、まさに少人数だからこそできる業だろう。しかしながら、500名にものぼる本会の会員の中で、10名にも満たない支部はやはり支部として充分な機能を備えているとは言えず、支部再編の流れは、必然的にやって来たものと言えよう。

去る7月19日、本会執行部による「支部再編に関する説明会」が地元で開催された。京丹後・宮津両支部のほとんどの会員が出席されたが、会場を見渡してまず感じたのは、何とも壯觀であること。両支部が合併すれば、こんなにも大所帯になるのかと感慨した。また、その合併も単なる数合わせではなく、支部の果たす役割もあらゆる面において大きく変わるとの説明であ

った。今はまだ、はっきりとイメージできないが、徐々に本質が見えてくることだろう。

最後に、この一大変革期に、私たちは時代の流れに翻弄されることなく、自分の足で立っていることができるだろうか。来年4月の船出に向けて、期待と不安が交錯する今日この頃である。



支部便り・会員投稿

舞鶴支部だより

舞鶴支部

野 村 年 彦

舞鶴支部には、10名の会員がいます。舞鶴は東舞鶴地区、西舞鶴地区その中間に位置する中舞鶴地区から構成されており、会員は東舞鶴地区5名、西舞鶴地区5名と東西バランスよく会員が配置されています。会員の平均年齢は約61歳、10名中7名が60歳以上で、高齢化が進んでいます。ちなみに、特任会員は10名中4名います。このままの状態で進むと近い将来過疎地域になることが予想され、若手会員の舞鶴への進出が望まれるところです。是非舞鶴へ来ていただき活性化に貢献して下さい。お待ちしております。

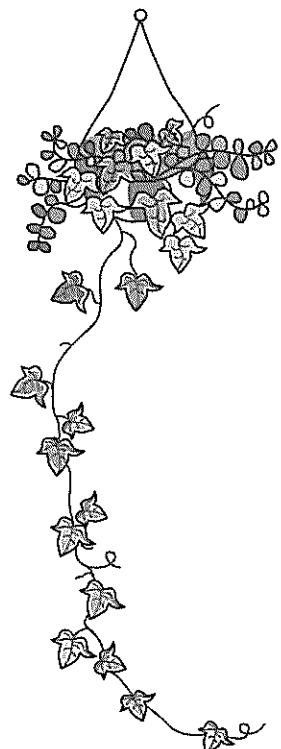
支部活動については、私の知る限り今まで取り立て紹介するような活動をすることなく、今日に至っています。

登記相談以外の法律相談について対応できる司法書士が限られている中で積極的に相談業務に従事している会員もあり感謝しているところです。支部の活性化を図るためにには、一定の核となる会員が必要ありますが、当支部は高齢者が多く支部活動をリードしていく会員が不在のため、組織的な活動が殆どできていない実情にあります。私自身も、会員としての経験が浅く力不足のためこの一年間何もできずに経過し申し訳ない気持ちで一杯ですが、支部長としての残された任期を少しでもお役に立てるよう努めたいと考えています。

ところで、舞鶴には公証役場があり元司法書士である加地先生が民間からの第1号公証人として執務されています。加地先生とは、支部会員有志による定期的な交流の場を設け、懇親会等を通じて経験の浅い私達会員に司法書士業務全般についてご教示いただいているところであ

り、今後についても加地先生を交えて、支部全体としての研修会や親睦会を実施し、支部会員同士の交流の場を深めたいと考えています。

来年度支部再編により中丹支部との合併が予定されていますが、再編について会員全員の協力が必要あります。会員の皆様よろしくお願ひ致します。



支部便り・会員投稿

中丹支部便り

中丹支部

田 中 秀 明

右も左もわからないまま、伝統ある中丹支部の支部長という大役に就任して早1年余りが経ちました。

当支部は総勢15名のこぢんまりとした支部ですが、ベテランの先生方が多く支部の運営等貴重なアドバイスをいただき、また副支部長をはじめとして役員の方々の助けを借りてなんとかここまでまいりました。

ここ中丹支部は、会員相互間並びに他士業との親睦と情報交換を主な目的に、京都土地家屋調査士会中丹支部と合同で毎年新年互例会、研修旅行及び忘年会を開催するのが恒例となっています。

新年互例会は、近隣の弁護士、公証人の先生方のご臨席を賜り1月の初出の日に厳かに開催されます。

研修旅行は、日帰り若しくは一泊で行われます。定時総会で2名の旅行委員を選任し、旅行委員さんが行き先、日程等の企画立案をすべて行います。私は4年間旅行委員に携わりましたが、ここで一番苦労することは行き先の選定で、旅慣れたベテランの先生方にも満足していただけるような行き先はほぼ出尽くした感も否めません。しかしながら毎年研修旅行を楽しみにされている先生方が多いのも事実で支部事業の中では重要な位置付けになっています。

因みに昨年は、6月末に1泊2日で平成16年に世界遺産に登録された「熊野古道」、吉野熊野国立公園にある名勝「滝峠」を訪ね好評を博しました。

1年の締めくくりは忘年会ですが、もともと各事務所で行われていた忘年会が「どうせなら一緒に」ということで合同で補助者の方々も参

加して盛大に行われるようになったようです。

このように当支部は、歴史的にみても京都土地家屋調査士会中丹支部とは極めて緊密で良好な関係にあります。

最後に、当支部の会員数は近年漸減傾向にあり懸念されるところではありますが、これからも市民から支持される中丹支部であり、司法書士でありたいと思います。



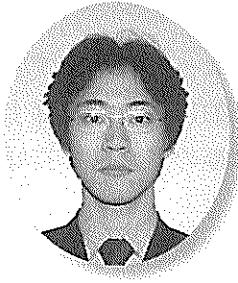
現状報告

不動産登記のオンライン申請対応について

～不動産登記法対策委員会の活動報告～

委員長

川戸周平



今回、広報部より標記タイトルでの原稿依頼があった。ただ、私は不動産登記オンライン申請に関するシステム等に精通しているわけではなく（この点については、もっとよくご存じの先生方が多くおられると思う）、また、依頼を受けた時の趣旨も考え合わせ、当会「不動産登記法対策委員会」の活動を中心に述べたいと思う。したがって、サブタイトルにてそれを標記することとする。

不動産登記法対策委員会（以下「当委員会」という）は、本年1月改正の不動産登記令及び不動産登記規則（平成20年政令第1号、平成20年法務省令第1号）により、いわゆる半ライン申請（添付書類別送方式）が不動産登記オンライン申請に導入されたこと、また、これまで取得困難な場合があった登記識別情報に関する証明請求が容易になったことを受け、これらへの対応を行うことを目的として、本年1月より活動を開始している。それに加え、売主側、買主側で別の司法書士が代理人となる、いわゆる別れ決済の場合に、一部司法書士間で登記識別情報の有効性確認に混乱が生じていたことから、これに関する指針を作成することも目的としている。

当委員会のこれまでの主な活動としては、まず、本年3月12日に各支部から2、3名のメンバーを募り、「オンライン申請意見交換会」を開催した。まだ半ライン申請開始から2ヶ月足らずという時期でもあり、参加した会員からは様々な疑問点や要望が出された。また、オンライン申請への取り組み状況については「全件オンライン申請をしている」との会員からの報告もあり、各会員の取り組み状況を知り、実務現場の問題点を知る上で大変有意義な時間ではなかつたかと思う。

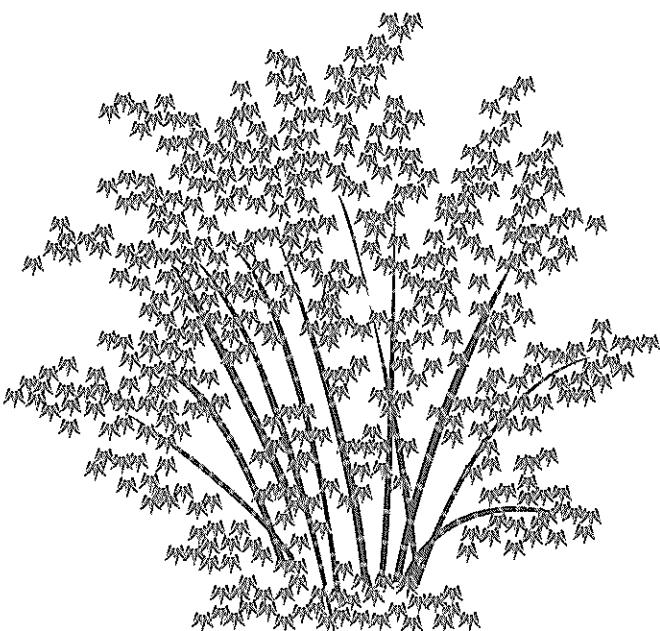
次に、本年6月25日には、京都地方法務局の登記官3名をお招きして、オンライン申請に関する研修会を行った。この研修会にあたっては、事前に会員向けに質問を募集して、これへの回答を講師の方にしていただくという形式を取り、各会員の有する疑問点とそれへの回答を出席した会員で共有できた点において、一定の成果があったのではないかと思っている。登記原因証明情報の補正や、今後増えるであろう登記識別情報の未失効証明請求に関する疑問が出されていたが、オンライン申請に関する実務上の疑問点は、今後も様々発生するであろうと思われ、このような研修会を、個人的には一定期間経過後に再度開催できればと考えている。

次に、本年6月26日には、京都地方法務局との協議会を行った。協議会では、前日の研修会で出された疑問点から、今後特に課題となりそうな点を確認し合った。また、不動産登記オンライン申請ではないが、折りしも商業法人登記事務の本局への移管が、本年7月22日の宇治支局を皮切りにスタートする予定となっており、これに伴う法務局内部での取扱いについてや、下記に述べる金融機関向けの説明会の開催報告を当会から行い、短い時間ではあったが、法務局と会との情報共有を行った。研修会もそうであるが、法務局との情報共有は今後も重要であると考えており、協議会についても、今後より密に行って情報の共有をはかるべきと思われる。

上記以外にも、先に当委員会設置の目的で述

べた指針の作成を行い、「登記識別情報を提供して行う同時決済における執務基本指針」が、本年 8 月 9 日の理事会にて承認された。また、本年 3 月に制定された「依頼者等の本人確認等に関する規程」と共に、本年 1 月改正の不動産登記令及び不動産登記規則に関する金融機関向け説明会を、本年 8 月 21 日に開催する予定である。

6 月 25 日の研修会で報告があったが、京都におけるオンライン申請の利用状況は、甲号乙号ともに全体の約 5 パーセント（全国平均は約 8 パーセント）とのことであるが、半ライン申請の定着に伴い、オンライン申請件数は今後もますます増加していくであろうと思われる。さらなる普及には、もちろんシステムの安定など様々な課題があるが、それ以外に、司法書士界内部での不動産登記オンライン申請に関する理解と、積極的な利用が重要な役割を持つことは言うまでもないことである。登録免許税の軽減措置もさることながら、早期の受付順位の確保という点においても、不動産登記オンライン申請の持つメリットは小さくなく、今後も利用促進のため、対外的対内的な働きかけを当委員会にて行い、それが不動産登記オンライン申請普及の一助となればと思う。



現状報告

成年後見センター・リーガルサポート第1回研究大会報告

成年後見センター・リーガルサポート 第1回研究大会が、平成20年6月15日（日）チサンホテル新大阪にて開催された。リーガルサポート本部の主催による全国規模の研究会は今回が初めてであり、350名余の出席があった。

研究会は「権利擁護・身上監護から見た成年後見」というサブテーマのもと、「高齢者虐待防止・養護者支援法と成年後見」「成年後見制度の利用により顕在化した医療行為の同意について」「後見人の死後事務と一緒に考えよう」の3つの分科会に分かれて行われた。

各分科会についての内容は次のとおりであった。

第一分科会：社会福祉士、地域包括支援センター、行政との連携で初めて問題が解決する。そのためのネットワーク作りが大切である。ケア会議を開催するなど後見人から積極的に働きかけ、責任を分担し合うことが必要である。

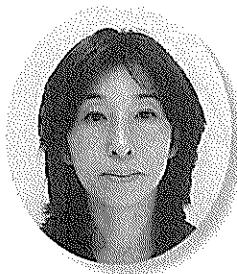
第二分科会：医療行為の同意検討小委員会による検討結果をふまえ、医療行為の同意能力について、身上配慮義務として行なうべき同意の範囲、同意権の付与についてのガイドラインや立法の必要性が報告され、最後に医療同意法（仮称）の制定についての提言があった。

第三分科会：「しなくてもよい事務に手を出していくませんか」というサブテーマのとおり、後見人が実際は行っている死後事務について本当にしなければならないのか、消極的立場、積極的立場によって意見が分かれる。しかし、被後見人の死亡で終了するのが原則であり、現状では管理権限などの問題があるため法改正の必要がある。

このうち、第二、第三分科会について、出席者からのレポートをいただいた。

第二分科会 成年後見制度により顕在化した医療行為の同意について

中野 篤子



第二分科会は、「医療行為の同意」について、現状の問題点と立法による解決の必要性を議論した。2005年10月に、リーガルサポートでは「成年

後見制度改善に向けての提言」をまとめたが、その中で医療行為については「限定的同意権付与説」と「同意権付与否定説」に意見が分かれ、結局両論を併記し、慎重に検討するべきであるとした。

「医療行為の同意検討小委員会」では、これを受けてこの問題について検討してきたが、前半ではその中間報告を発表し、後半では会場からの意見も交えて議論を進めた。

報告内容は、「医療行為の同意とは何か、同意能力とはどのようなものか」という基本的な

定義を確認し、その上で、成年後見人が医療契約や身上配慮義務を根拠として現状で行なうる範囲の検討、家族の同意の法的な位置づけ、また同意能力のない人間の医療行為を代行決定する制度が現状では整っていないこと、そのため本人保護のためにも、また自己決定を尊重するためにも、法律の制定が必要であることを述べた。その上で、同意能力のない人の医療行為の代行決定は、どんな場合に、誰によって、どのようななしきみの中で行われるべきなのか法律の制定にあたって今後検討する必要があることを報告した。

会場からは、医療に決定を委ねることの是非、成年後見人としての悩み、また終末期ガイドラインや、外国の諸制度を参考に出来るのではないかという意見などが出された。最後に新井誠教授からは、リーガルサポートがこの問題について積極的に取り組み、提言していく欲しいとの言葉をいただいた。

私自身は委員会のメンバーであり、今回報告者の1人として登壇した。舞台度胸「だけ」はある私なのであるが、今回は柄にもなく本当に緊張した。これまた柄にもなく自分としては一生懸命準備し、勉強したつもりなのであるが、それでも十分とは言いがたく、この問題の大きさと、自分の力のなさを痛感した。この研究大会、DVDになって各支部に配られるということであるが、恐ろしいような恥ずかしいような気分である。私担当の部分はさておき、全体として充実した内容の分科会だったと思う。今回参加されていない方もよろしければ是非DVDをご覧いただき、ご意見ご感想などをいただければありがたく思う。

.....

第三分科会 後見人の死後事務と一緒に考えよう

山 崎 綾



第三分科会は、死後事務の原則や実際に問題となる点について、司法書士3名、大阪大学大学院教授、同大学院生及び司会者によるパネルディスカッション形式で、適宜会場からの質問・意見が挿まるという形で行われた。以下、ディスカッションの内容等について簡単に紹介する。

まず、「死後事務の原則」について、後見業務は被後見人の死亡で終了するため、後見人には死後事務に対する権限・義務とも「ない」のが大原則であること、相続人がいる場合は相続人に任せ、相続人が行わないときは相続人からの委任を受けて後見人（だった者）が行うことなどを確認した。

①死亡直後～葬儀・火葬の執行・葬儀等費用の支払い

遺体の引き取りについて相続人がいない場合は行政に義務があること、遺体引き取り・火葬は応急処分義務で執行するとしても、葬儀・納骨は応急処分の範囲外であり、必ずしも急いですべきものではないし、しないという選択肢もある、という意見が出された。また、被後見人生存中に葬儀契約を結び、墓の購入や葬儀費用の支払いも前もってやっておくという方法も紹介されたが、法定後見では難しいとの意見があった。

②債務の支払い～財産の清算、契約の解除

実務においては、生前の未払債務の支払いが行われているが、債務超過の場合など、他の債権者との関係で問題がある旨の指摘が大阪大学の先生方からあった。

③相続人に対する残余財産の引渡

相続人の調査時期や引渡の相手方についての問題提起や、相続人全員の同意が得られない場合の具体的な一方法の紹介があった。

④死後事務に関する報酬付与、費用

家裁の評価については明細は出ないので厳密には不明だが、死後事務についても評価されていると見られる事例が紹介された。

最後に、現状では管理権限なしの行為を行っているが、権限を得るべきかどうか考えるべきであること、死後事務を行うなら、死亡後も委任契約が残るという法改正の必要性があることなどが松川正毅教授から指摘があった。また、法改正後はリーガルサポートにとっても大きなビジネスチャンスの可能性もあるという言葉も頂いた。

死後事務に対してどれだけ積極的（或いは消極的）に取り組むかは、後見人の考え方によって様々であり、各論点の検討においても自分がどちらの考え方方に立っているかで意見が分かれること。権限がないから、後見人の仕事ではないから、といって割り切れるものでもなく、また正解があるわけでもないため、引き続き議論していくことが必要であろう。私自身は死後事務を経験していないため、自分はどうするかをきちんと考へるよい機会になった。



現状報告

多重債務問題対策委員会活動報告

委員長

柴田宏明

平成15年の自己破産申請件数は、24万件を超え、過去最高を記録しましたが、私が業務を始めたのはそんな時代で、現在まで私の業務は、専ら債務整理となっています。諸先輩方の努力によって、今や司法書士が債務整理業務に取り組むことは、当たり前のようになりましたが、多重債務問題を取り巻く環境は、過払い請求における最高裁の判断や上限金利の引き下げを含む出資法、貸金業法の改正、行政の多重債務問題改善プログラムの実施などにより、ここ数年で大きく変容したと言えます。

今日は、そんな中での多重債務問題対策委員会の主な活動についてご報告いたします。

1 金利引き下げを求める請願活動

上限金利の引き下げについては、全国各地で、多くの団体が、署名活動やシンポジウムなど様々な活動を行ってきました。当委員会では、平成18年、地方自治法99条に基づき、京都府内の府市町村議会全てに対し、国会又は関係行政庁へ出資法の上限金利の引き下げを求める意見書の提出を求める請願活動を行いました。この請願活動は、全国的に展開されたもので、同年12月13日の法改正の追い風となったことは言うまでもありません。

2 多重債務問題改善プログラムの実施に伴う活動

平成18年の法改正を受け、内閣に多重債務者対策本部が設置され、平成19年4月、多重債務問題改善プログラムが策定されました。これは、

多数の多重債務者がどこにも相談することができずに行き詰まる事のないように、住民との接触機会が多く、多重債務者の掘り起こし（発見）・問題解決に機能発揮が期待できる地方自治体の相談体制強化を主たる目的とするのですが、これを実現するために、各都道府県に関係団体によって構成される多重債務問題対策協議会が設置されました（京都府の構成団体は、府、市、市長会、町村会、府警、財務局、労働局、弁護士会、司法書士会、法テラス、商工会議所連合会、商工会連合会、銀行協会、信用金庫協会、府社協、市社協、労福協及び平安の会の合計18団体となっています。）これを受け当委員会は、行政相談窓口担当者を対象とする研修の講師として、これまでに延べ12人の委員を派遣しました。

また、対策本部は、各地域の多重債務者が相談窓口に訪れる契機を提供すべく、平成19年12月中旬に「全国一斉多重債務者相談ウィーク」の実施を決定しました。これについて京都会では、城陽市福祉センターでの無料相談会及びクレサラホットライン（電話相談、延べ15名の会員が相談員を担当。）を実施しました。



なお、行政相談窓口担当者に対する研修は今後も予定されており、また、今年は「多重債務者相談キャンペーン」として、9月から12月までの間に行政機関等と連携した相談会を実施する予定です。

3 利息制限法を考えるシンポジウムの開催

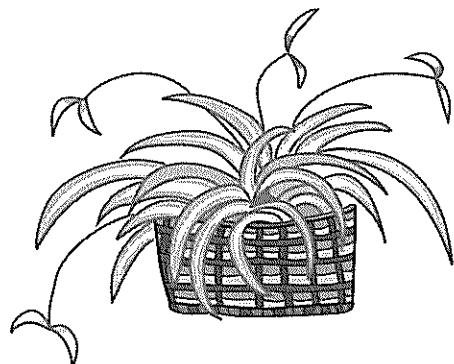
出資法の改正により、上限金利がほぼ利息制限法の水準まで引き下げられる見込みとなりましたが、我々司法書士が今後も債務整理業務に携わるならば、これに満足せず、利息制限のあり方について学ぶべきであるとして、当委員会は、「利息制限法を考えるシンポジウム」を企画しました。平成20年9月27日（土）、京都商工会議所にて開催予定です（本原稿は、開催前に書いています）。

4 債務整理執務基準の策定

先述のとおり、ここ数年で我々司法書士が債務整理に取り組む環境が変化し、債務整理業務を行う司法書士も増えましたが、一部で依頼者の生活再建の支援という主眼を無視して業務を行っている会員があると思われることや、新人会員が債務整理業務に取り組むうえでの指針が必要であるとの観点から、当委員会では、今年、債務整理執務基準を策定しました。

5 終わりに

多重債務問題対策委員会は、現在、個性溢れる9名で活動しています。債務整理業務に精通した委員が多数所属しており、私にとっては頼りになる方ばかりで、日々の業務に関する疑問等について話すうえでも助かっています。ベテラン、新人問わず、興味のある方はご参加ください。



現状報告

「裁判手続支援センターの活動」

所長 猪 飼 千 博

**【法改正5年を振り返って】**

司法書士が簡裁代理権を取得して今年で5年目を迎える。

この法改正と時期を一にして多重債務者の債務整理において過払金返還

を使った任意整理手続がその主流となり多くのケースで利用されるようになった。債務整理に際し、書類作成等により本人支援に携わってきた司法書士は、認定を受け一斉に代理人として活動し始めた。

これにより、認定司法書士が簡裁代理等関係業務に従事するチャンスをより多く与えられたことは間違いない。裁判所も身近なものとなり抵抗なく法廷に立つことができるようになった。また、過払金返還に関する実務上の論点は、それに携わる全国の多くの法律家達が全力で研究を重ね、今日に至るまでたいへん緻密な議論がされ続けている。依頼者の権利実現のために知恵を絞り、如何にして理論的裏付けを整えるかの訓練を積むことが出来たのではないかと考える。

以上は、そのプラス面である。一方、その他の簡裁代理等関係業務についてはどうだろうか。あたかもその陰に隠れてしまったかのごとく伸び悩んでいると言わざるを得ない。

市民のニーズに十分対応できているかと言えば疑問である。過払金返還業務と異なり、類型化されたものではなく、まとまって多数の依頼を確保することは難しいという事情もある。「労多くして……」という印象も障害になってきた。

このようにこの5年間の簡裁代理等関係業務の中心は、過払金返還を中心とした任意整理手続であったと言えるであろう。しかし、貸金業

法の改正等により今後もこのような状況が続くとは誰もが思っていない。要は、「過払い後」である。

さらに、認定司法書士が皆少なくとも任意整理手続はしているかというとそうでもない。むしろ、それすら関与していない認定司法書士の割合もかなり多い。

何故だろうか。ひとつには、市民において簡裁代理等関係業務に対する認知度がまだ低いことがある。そのためその業務に携わる機会が十分与えられていない。この点は、当センターも広報部の協力を得てさらに対外広報を強化していく必要がある。

もう一つは、認定司法書士自身がまだ十分な自信をもつに至っていないということもあるのではないか。

弁護士は、司法修習を終えた後も通常、勤務弁護士となり、数年間はボス弁の下で経験を積んでいく。これに対して司法書士は、100時間の研修だけで実務家として放たれるわけである。そう簡単に自信をもてるものではない。

この点、前述したように画一的な業務であれ過払金返還を中心とした任意整理手続を経験することにより、徐々に自信を付けて来られたことは幸いだったと思う。しかし、債務整理にすら携わっていない認定者は、そういう経験を積む機会に恵まれず、また、その機会があっても自信不足ゆえに回避てしまっていることも想像できる。

【共同受任体制の構築と推進】

そこで、当センターは、以上に述べた問題を同時に解消するため、共同受任の推進を企画している。近日中に参加者を募る予定である。

経験の少ない認定者が臆することなく業務出

来るように、それをサポートする当センター所員を中心とした認定者とともに共同受任するシステムである。特別研修におけるグループ研修の実戦版といつても良い。無論、依頼者の意向や利益相反等には最優先の配慮を要する。

ちなみに、本体制の試行地区として私の所属する城南支部では共同受任により何件かの事件を処理してきた。その概要は後記のとおりである。

訴状、準備書面の作成を割り振り、作成後他のメンバーの意見を求めていく。尋問事項を分担し練習する。自分一人では、思い至らなかつた論点の指摘を受けることもよくある。結構、楽しく力もつく。

次回期日を決めるに当たり、増設の代理人席に座った6名が一斉に手帳を開けるのに対して、裁判長から「全員が揃って来てもらわなくとも結構ですよ。」と窘められたという笑い話もある。悪質業者相手に代理人として名前を連ねると早期に予想以上の結果が得られるなど副次的効果も見受けられる。

ところで、先の本会定時総会において支部再編を前提とした会則改正が可決された。支部の活性化を図るためということである。

共同受任体制の推進についてもその主体を当センターに固執する必要はない。むしろ支部を中心とした各地域での取り組みに期待しており、当センターは、その支援をできればと考える。

【今後への期待】

特商法や割販法の改正により不当な取引につき取消しや解除がクレジット契約も含めて可能となるなど消費者保護の規定がより強化された。消費者団体訴訟制度が特商法や景表法にも導入される。また、政府は、消費者庁の立ち上げを予定している。消費者保護の動きがゆっくりではあるが着実に進んでいると考えられる。

消費者とは、何もクレサラ被害者や悪質商法に騙された高齢者ばかりをいうのではない。司法書士が得意分野とする不動産登記代理業務においても簡裁代理等関係業務で培った消費者保護の視点をもって依頼者の権利保全のため執務する必要があるのではないか。

書店では、「蟹工船」が売れていると聞く。格差社会が生んだワーキングプアの増加に伴い賃金等に関する個別的労働紛争への対応も必要性が高まるに違いない。

これら消費者、労働者の求める法的サービスに対して司法書士は、今後、さらに広く活躍できるものと信じる。

当センターは、本年度より従来の少額裁判支援センターとの名称を裁判手続支援センターと改めた。名称変更の理由は、「少額」が少額訴訟をイメージさせる、訴額が必ずしも少額とは言えない、等の問題を払拭するためである。しかし、要は中身である。以上に述べたことを少しでも実現し、裁判手続を支援できるよう活動していきたい。

このほか、研修部と連携して実務的な研修を重ねていく予定である。会員各位の積極的な参加を期待している。

【城南支部における共同受任事件の概要】

(事件の種類)

敷金返還請求事件	3
不当利得返還請求事件	
(クーリングオフ、消契法取消等)	5
損害賠償請求事件	1
貸金返還請求事件	1
求償債権請求事件	1
建物明渡等請求事件	1
授業料等請求事件	1
請負代金等請求事件	1
未払賃金等請求事件	1

(依頼者)

原告側	12
被告側	3

(共同受任司法書士数)

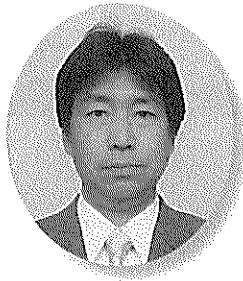
2名	6
3名	1
4名	1
5名	4
6名	1
7名	1
8名	1

現状報告

法教育の現状と今後の活動

法教育推進委員会委員長

西脇 正博



1. 委員会活動の経過

当委員会はもともとは、消費者問題関連3委員会（他、消費者問題対策委員会、多重債務問題対策委員会）の一つとして発足し活動してきた。カード破産、クレジット・悪質商法被害の急増を目の当たりにし、少しの法律知識があれば未然に防げた場合や、被害が大きくなる前に対処できた場合が少なくないということから、現代の消費社会において若者の消費者被害を少しでも減らす一助となるよう、主に高校生を対象に啓発をしてきた。

ところで、平成19年度より委員会の名称を消費者教育推進委員会から法教育推進委員会に変更した。近年高校の講座依頼で、アルバイトのトラブルや、いじめの問題などを取り上げて講義してほしいとの要請もあり、消費者教育の枠から広げる意味もあり名称変更をしたものであるが、活動内容、活動趣旨の主な点は変わっていない。

今年は、例年より早く7月に、府下の高校・大学に下記講義内容で案内を出している（10月にもう一度案内を出す予定）。

- ★ 契約ってなに？（契約書のしくみ、契約書の読み方、契約クイズ）
- ★ 多重債務の話（消費者金融やクレジットカード、保証人について）
- ★ 悪質商法とその対処法の話（キャッチセールスの寸劇をまじえて）
- ★ 携帯電話やインターネットのトラブルの話（ワンクリック詐欺など）

★ 労働の話（アルバイトをふくめて）

★ 結婚や離婚にまつわる家族と法律の話

★ その他、ご相談のうえご要望の内容

案内を出して早々に、クレサラ問題、ネットトラブル、ネットいじめ問題の講義依頼が複数の高校から寄せられている。

ネットいじめ問題に関しては、今年の3月に1校で実施している。校内で現実に発生しているとのことで、被害者になる側ばかりでなく、生徒たちが加害者側とならないように注意を喚起してほしいとのことであった。これまでの悪質商法等に対するようなHow to的な対処法があるものではなく、憲法にも言及し、人権という観点から考えてもらうように講義した。ネットいじめの問題はこの学校に限らず多くの高校で（おそらく小・中学でも）顕在化しており、現場の教師はどう対処していいのか苦慮しているようで、法的な観点からのアドバイスや生徒たちへの啓発を望む依頼がこれからさらに増えそうである。

2. 講師の養成と教材作成について

①講師の養成

上記の法律講座開催の案内により、毎年リピ



ーター校を含め増えつつある講座やクラス単位の法律教室に対応するため、講師の増員と養成を行っている。講師養成説明会を開催し、講師経験者や希望者には講師登録をしてもらい、現在30名弱の登録者がいる。大学・高校生講座の多くに複数名講師、オブザーバーを派遣しているが、これは講師同士が連携してよりよい講座作りをしてもらうことと、現場での講師養成の意図も含まれている。

②教材の作成

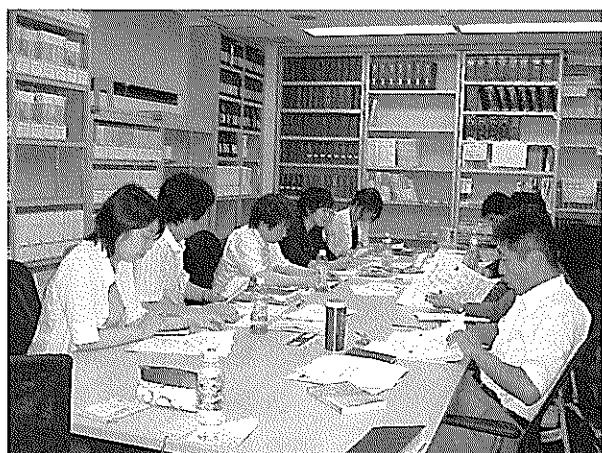
各法律講座のスタンダードとなるよう、従来から寸劇を取り入れた契約からクレジット・高金利の問題、悪徳商法全般を解説した教材がある。よく練られたテキストで長年多くの講師が利用してきた。作成に関わられた先輩に敬意を表したい。特にこの中のオリジナルシナリオ「親友から頼まれた保証」は、多くの高校で現場の教師や生徒に演じてもらい、この寸劇を通して契約一般、保証の危険性について考えてもらった。

ところで、近年法律改正が各分野で目まぐるしいことから、従来のテキスト等を、法律改正と照らし合わせながら見直した。また、生徒、学生、教職員参加型の講座とするため、各種シナリオの作成とそれに対応するテキスト講義マニュアルの開発に着手し、『マルチ商法編』『クレジット・サラ金編』『労働編』のシナリオ、テキスト、講義マニュアルを新たに作成した。そのほかにも、プロジェクトを利用するパワーポイント教材『悪質商法編』も作成中であり、事前準備や講義の進め方のマニュアル作りも進めている。

これらできあがった教材、各マニュアルは近司連の教材バンクに提供しており、各府県で利用され好評である。

※ 近司連教材バンク

近畿全体の法教育の向上を目的に、各会の教材、テキスト、マニュアルを相互利用できるように設置された。近司連ホームページにアクセスすることで、近司連各会の会員は誰でも利用できる。現在大阪会と京都会が教材等を提供している。



3. 今後の活動と検討事項

今後の活動としては、やはり消費者教育を中心とした法律講座が中心と思われる。高校からの依頼で多いのは、卒業前の生徒に社会にある危険性を提示し、被害にあわないよう啓発してほしいというものであり、大学では、新入生ガイダンスにおいて、一人暮らしや成人に向けての注意の喚起と啓発の要望が多い。短時間で行えることは限られているが、例えば悪質商法については、その種類と説明、それに対する対処法や被害にあった場合の相談先を伝えるだけでも一定の効果がある。そこに加味する形で、消費生活におけるルールやその背景にある価値観や法制度の機能、意義などの『考える手立て』を伝える工夫をしていきたい。現場の法律実務家ならではの伝え方ができるものと考える。そして、委員会内及び講師間でそのような共通認識をもって活動をしていきたい。

今後の検討事項としては、前にも述べたがアルバイトなど身近な点からの労働問題、ネットいじめ等の人権問題に対して依頼が増える傾向にあり、特定の講師に頼るばかりでなく、消費者教育と同じような講師側のスタンダードを確立してこの方面的の講師も養成していきたい。また、「法とは何か」を対象者に分かる形で表現していく、法教育の幅を広げていくよう、委員会全体で努力していきたい。

4. 結び

以上、法教育活動のこれまでの経過と今後の

展望をかい摘まんで述べたが、これらの活動は、司法書士という国家資格をもつ法律実務家としての社会に対しての役割の一つであると考える（プロボノ活動）。

また、この活動は社会貢献的な要素ばかりではなく、司法書士という制度の大きな広報にもなっている。講演先の事前アンケートの中で、「司法書士を知っているか」に対して、知っているとの回答は1割あるかどうかで、具体的な仕事内容に至っては、知っている生徒はほとんどいない。講師は講座の最初に、自己紹介を兼ねて司法書士は社会の中でどういう役割を担っているかという観点から、仕事の内容を紹介し、京都司法書士会作成の〔あなたの『困った！』何とかします。〕のパンフ（他関係パンフも）を配布している。平成19年度は、大学・高校のべ18校の学生生徒約5,000名に司法書士を知ってもらったことになる。これまでの歴年の累計では数万の生徒、学校関係者に司法書士の広報をしたことになる。

つまり、この法教育活動は社会貢献と司法書士の制度広報の二つの重要な役割を担っていることになる。こういった観点からの会員諸氏のこの活動に対するさらなる理解と積極的な参加を求めたい。



リポート

調停雑感

京都簡易裁判所 民事調停委員

小林一郎

1 さまざまな当事者

議論の中で十人十色の意見があつてまとまらない等のことはよくある話です。

調停の当事者もまさに十人十色ですが、「意見が違いますね、いずれまた」で済まされない深刻な世界が展開されています。

些細な誤解から生じた争いから、先代からといった根の深いものさまざまです。

すべてを十人十色の十把一絡げで論ずることは出来ませんが、これらはまさに我々生身の人間界における事象なのです。

このさまざまな当事者から求められる紛争解決の申出に対してどう答えられるのか、永遠の課題です。されど、人間が織りなす紛争だからこそ、私たち人間の手で解決出来るのではないかとも思うのです。

そんな思いを胸に抱いて、調停の第一歩は、当事者から話を聞くことから始まります。

多くの当事者は、それほど雄弁でもありませんし、理論整然と話せるほど話力を持ち合わせていません。わかりづらい話の中から、ほんとに言いたいことや事実関係を把握していくかねなりません。言っていることが真実なのか、創作ではないか、誤解ではないか、思いこみではないか。いろんな事を検証しながら、他方当事者の話との整合性を検証していきます。

2 聞くことと信頼の醸成

前項の通り調停はまず聞くことから始まります。

真相の把握を求めて当事者からの主張、事情、

事実を話してもらうことになるのですが、前述の通り分かりづらいことしばしばです。

同じ事を何度も繰り返す当事者、とにかく聞くことに専念して何を言おうとしているのか理解せねばなりません。

同じ目線で、自分のことのように聞きます。対岸の火事であってはいけないし、いやな顔を見せてはいけない。ましてや自分の意見や価値観など押し付けてもいけないし、間違っているからといって（調停委員の尺度で見ると間違っているが、本人の尺度では間違っているとは思っていません。）説教してはいけない。

話し下手な人は、常々自分の思いがうまく相手に伝わらないことを悔しく思っているものです。自分の思いを正しく相手に伝えることに成功するとそれだけで「聞いてもらえた」と思うようです。少しづつ心を開いてくれます。

この人なら聞いてくれる、この人の云うことなら聞いてもいいと思ってくれる。ここで信頼が醸成されるのだと思います。

ただ注意せねばならないのは、信頼を得るために話を聞いているのではないことです。

信頼を得ることを目的になどと思っておれば、信頼が得られるまで延々と話を聞くことになります、信頼を得るための技法（場合によっては姑息な技法）を次々引き出しては失敗するといった負の連鎖を繰り返すことになりかねません。

信頼は結果であり、話者の話に理解が出来て駆け引きのない共感が生まれた結果の副産物ではないかと思います。



最初の頃は、調停を成立させねばとか、先輩委員の足を引っ張ってはいけないとか、推薦を受けた司法書士会のメンツとか、自分自身の司法書士のメンツとか、あるいは当事者からなめられないために等々が頭をよぎって、ついつい能力以上の質問や優等生みたいな質問、自分の得意分野となると執拗なほどの質問、当事者を追い込むあるいは落とし込むような質問、法律を駆使した質問、事件には無利益な一般論的な質問、人生観や人間観を聞くような質問、高い位置からの質問等してはいけないあるいはすべきではない質問をしてきたように思います。遅まきながら、最近そんなことに気づきました。

当事者の話をうまく聞き出してどれだけ真相に近づけるかに尽くる訳ですが、話を聞く上で注意せねばならない事項があります。

話を聞き入れる事すべてを、その当事者の主張や意見を認めたことと思い込まれない配慮が必要です。

人は誰でも都合のいいように解釈しますから、調停委員が認めてくれたと早合点しがちです。不用意な相槌が了解したと取られないようになることも大事です。

違うものは違うとはっきり言うべきですが、タイミングが大変難しい。腰を折ってもいけないし、貝の口を閉ざすこととなつてもいけない。頭ごなしの否定、見下したような高所からの否定、目線をそらした否定、感情的な否定、ろくすっぽ聞かないうちの否定、相手を追い込むような否定、別のことに乗じた否定、相手が自分の力でどうすることも出来ないことを理由にした否定、思いやりのない否定、他人事のような否定、こんな否定はプラスにはなりません。

誰でも自分の考え方や大袈裟に言えば人生観や世界観を否定されるのは、受け入れ難いことであり、否定を受け入れる素養は、人間には元来備わっていないものではないでしょうか。

本当に難しいです。いつもが研鑽ですし、当事者から教えられることが多い有ります。

3 誤解や早合点の氷解

こうして聞き集めた情報を整理して、足りない部分は補充の聞き取りをしながら調停成立の足がかりを探します。

聞き取りの中で、当事者が誤解や早合点など明確な齟齬が判明する場合があります。

これを両者正しく理解してもらうことも解決に向かって大事なことですが、説教や押し付けにならないように注意せねばなりません。決して無理をしてはいけないし、自らがその誤りを自覚してもらうことが大事なのです。

この誤解や早合点による認識の違いに気づいてもらえば、一気に解決の機運が生まれることもあります。

4 話者のパターン

普段の会話でも同じですが、調停で見かける話し方のタイプがいくつかあります。

第一に、機関銃のようによく喋る人です。

思いつくままに話しているのか前後の文脈がない場合があります。何が、誰が、どうした、どうなった、どうする、どうしたいといった主語と述語がない。結局何を言おうとしているかつかめない場合が多くあります。

また、こちらの話など気にもしません。後から聞くと「そんなこと言ったっけ」とあっけらかんです。

次に、一見理路正しく整然と話されているが、最後は自分の主張に結びつけてしまう我田引水形。途中で「その通りです」なんて相槌打っていると抜き差しならない状態になってしまいます。

次に、あらゆるところでこちらの同意を取り付ける話し方。むやみに同意も出来ないが、全く同意しないと話がしらけていくタイプ。

それから説教形。もし年配のまだ悟りが完成していないお坊さんが当事者だったらこのタイプになるでしょう。やたらこちらに向かって説教してくるタイプ。説教にうなずいていたら調

停にならないだろうし、端折っても進まないでしょう。

次に、激情形。説明はいらないでしょう。

また、感傷形とも云うべき当事者がいます。自分が悲劇のヒロインかのように涙を浮かべて話すタイプです。それが芝居であるとか、言っていることが嘘だとはいえませんが、安易な同情は禁物です。

これに近いタイプとして、被害者意識が強くてすべて私が被害者ですと言わんばかりの話し方です。等々いろんなタイプがあります。良い悪いを言っているのではありません。

いろんな話者からの話を聞いて、我を忘れず、我を出さず、冷静に分析検証せねばならないのです。

5 説教師でも悔悟師でもない。

調停委員は、説教師でも悔悟師でもありません。当事者は、それぞれの考えを持っている大人なのですから、先輩面して当事者を諭したり説教することはありません。私は、してはいけないと考えています。自分の意見や人生観を滔々と披瀝する人がいますが、やってはいけないことです。

よく当事者の一方から相手方を説得して下さいと言われることがあります。

調停を成立させるために当事者を説得するというには、一歩間違えると裁判所主導型調停になります。裁定手続による場合や調停に代わる決定をする事による調停の終結もありますが、前者は裁決に従うことの事前の同意が要件です。後者はその決定に従うか従わないか全く自由です（理由なく異議の申し立てが可能）。

このほかに当事者意思を従とするような調停成立はありません。

調停は、当事者の自由意思が最大限尊重されているわけです。

上記のように、一方当事者からの説得要請に応じることはできませんが、解決に向かって、当事者自らの見聞を広げてもらって自ら正しく

理解してもらうこと、紛争や解決への自覚を覚醒してもらうことへの最大限の努力は必要不可欠です。

そしてその理解や覚醒をしてもらう端緒として、

- ・より正しい事実・事情・事象を知ってもらう。
- ・相手方の考え方や主張・窮状を知ってもらう。
- ・一般的な考え方を知ってもらう。
- ・目線、立場、利害の相違などによって別の考え方もあることを知ってもらう。
- ・この紛争がまさにあなた自身の問題であることを自覚してもらう。
- ・そのうえでこの現実の問題をどうするのか、どうしたいのか、を問い合わせる。
- ・一步進んで調停委員会の考え方（裁判所の考え方）を知ってもらう。

等のことに意を用いて対応し、後は本人の自覚を待つしかないと思うのです（説得も必要であるとの考え方もありますから否定はしません）。

しかし、当事者のすべてが理解・自覚が出来るわけではありません。

理解できない当事者、理解しようとしている当事者、感情に走る当事者が少なくないことも事実です。これらの当事者にどう対応するのか日々自問自答しながら毎回が研鑽です。

6 両者の譲歩がなければ成立しない。

調停は、一方が拒否すれば不成立であることは論を待たない。

拒否の理由は問わないし、拒否の理由を調停委員が問い合わせることはありませんから、無理由拒否、感情的拒否、嫌がらせ拒否、はたまた報復的拒否も、結局は成立を阻止してしまいます。

一方、もう少しの譲歩で成立可能という事件もあります。少し背中を押せば成立かと思う事案でも、軽率に背中を押すことは厳に慎まなければなりません。

背中を押すほどではありませんが、踏ん切り

の付かない当事者に、調停委員会から調停案の提示をすることはしばしばあります。これとて受諾の強制は出来ないし、足して2で割ったような安易な調停案、一蹴されるような軽率な調停案等の提示で、調停委員の信頼失墜を招かぬないように慎重にしなければなりません。

時期・状況に適った適切な調停案は、成立に大きく寄与しています。このような提示が出来るかどうかは調停委員の資質・能力にかかっているのです。

さらに一步進んで、調停に代わる決定（17条決定）をすることもありますが、サラ金整理の特別調停以外で、あまりこの決定が出された話を聞いたことがありません。

17条決定は、当事者の一方でも異議が出れば、白紙に戻ってしまい、決定はなんの効力もありません。その異議申立てにはなんの理由も要らないのです（民事調停法18条）。決定を出す側が消極的になる所以だと思います。

7 当事者の解決への意欲

権利の主張のみで、譲歩の意思が全くない。悪いのは相手方だ。相手方が、こちらの言い分を聞けばいいんだ、といった調停事件は、相手方がそれに同意すれば別ですが成立の見込みのない殴り込み形の調停で、成立はおぼつかない。相手方に法律的な反論の余地がなくて、法的に見れば、申立人の主張通りであろうといえども、相手方が出席しない、出席しても認めないと言うことになれば、調停としては不成立です。

こんな事案でも、申立人側に相手方への思いやりの譲歩（物的譲歩でなくてもいい）が有れば成立の余地があるのでですが、それもなければどうすることも出来ません。退場の花道を確保出来ればそれで解決することもあるのです。

それすら出来ないときには、調停委員として無力感を感じますが、それ以上に申立人の解決への意欲姿勢に疑問を抱いてしまいます。

真摯な解決意欲は、成立の大きな原動力であります。

熟した柿は、自ずと落ちるが、熟さずしてもぎ取れば枝をも折ってしまう。調停委員は熟して落ちるのを手助けするのですが、当事者が自ら熟す方向に向かうことが大事なのです。

いくつかの調停事件の中には、明らかに熟していないと思われるものがあります。

奇をてらわず調停不成立とすることも大事と考えています。

ある調停委員は、調停成立率を気にしている様子でしたが、成立を焦ってはなりません。

調停委員の公正で無名無私な熱意と努力が必要であることは当然ですが、調停委員が成立を焦って成立するものではありません。

8 こんな事案がありました。

申立人等（二名）は、あっちこっちの無料相談で自分の言い分が正しいから譲歩することはありません、と言われ得意然に相手方の譲歩のみ引き出して欲しい趣旨の調停を申し立てた。

両者の話をよくよく聞いてみると、相手方にもそれなりの理由があり、申立人等の云っている通りの法律事実が有ったか否か、真相が疑われる部分がいくつかあって、検証の必要があると思われた。

調停では、通常裁判のような厳格な証拠調べをすることはありません。証人調べもない。事実をよく知る関係者に、参考人として同行願う場合もありますが、当事者両方がその証拠なり事實を認めないと進めようがない場合も多いのです。

この事件は、法律相談で気を強くした申立人に全く譲歩の機運がなく相手方もこれに応じる様子がないので、裁判官を含む調停委員全員の協議（評議といっています）の結果「調停不成立」と決定、自信満々の申立人に「打ち切り」を宣言することになりました。

抗議の矢がいくつも飛んできたことをご想像下さい。

また、こんな例もありました。

申立人は、見識も地位も常識もある紳士でし

た。一般的な会話では何一つ非を打つところはありません。知人には有名な方も多くおられるなどの披瀝をされていました。

ところが、その事件の内容に関する主張には、何か独善的で違和感があるのです。理路整然と説明されてなるほどとも思うのですが何か疑問を感じるのです。その通りだとしたらなぜ現に紛争になっているのか、答えられません。

相手があることですから、一方的な相手の間違った理解が原因かもしれません。相手の主張、事情、事実関係等をよく聞いて検証するも、調停委員として申立人主張の独善さをぬぐい去れないのです。もしそれを指摘しようものなら、こちらの価値観を押し付けるものだと投書でもされそうな雰囲気でした。

解決を模索しましたが、申立人の主張は終始一貫しており、織りなす隙がありません。結果不成立。

この2事例は、まさに落ちるに熟していない柿の実であり、譲歩の兆しが全く見えない事案でした。

9 証拠資料も万能ではない。

調停事案においては、証拠を調べて真正が確認されればそれに基づき調停を進めなければならぬとの明文規定はありません。真正なものと認定できれば、重要な事実であり調停委員会の意見形成には大きく寄与するのは事実だが、当事者が納得してそれを認めるか否かは別の問題です。いろいろ機を見て否認する当事者に「そうではないですよ。本裁判になれば、貴方の主張を通すのは難しいと思います」と説明しても、聞く耳を持たない当事者には馬耳東風しかありません。

当事者の話し合いを前提とする調停の限界である。

10 どうにも出来ない深層心理

十人十色の中の一色に生来的裁判指向型傾向

体質があるように思います。

人によって、争いに巻き込まれやすい傾向、好んで争いを起こす傾向を否定できないと思うのですが穿った考え方でしょうか。

訴訟沙汰になることを嫌う人があるのも事実だし、何かあれば、裁判でと言う人もあるのも事実です。

紛争が生じた原因を考えたとき、一方あるいは双方の無理解、無神経、思いやりや常識の欠如、強い私利私欲等が考えられます。

私は他に、生来的紛争傾向思考、当事者の生理的不一致等の生理的、病理的原因があるようになります。私にもそのような欠陥があるかも知れません。

このような傾向、兆候を同じ人類である私が云々するのは冒瀆かも知れませんが、否定しきれないように思うのです。心理的、病理的カウンセラーが必要ではないだろうかと思うことさら有ります。これにはなす術が有りません。この領域は、このような人間を創造した神の領域かもしれません。

こんな事を考えながら調停をしているのですが、これは私の思いの中にあるもので、表に一切出すことはありません。

11 真の解決を阻む周辺環境

人は、他の人との接触無しで生きて行けません。他人との接触の中に、その他人と相容れない関係になるのは、理屈ばかりではありません。理に適わなくともあるいは自己の思うところでなくとも、相隣と穏やかな生活を希求するなら一步譲らなくては実現しません。

しかし、成立した解決はいつも円満な解決かというと必ずしもそうではありません。「泣く子と地頭には勝てぬ」との故事があります。勝てないから不満はあるものの言うことを聞いて仕方なく解決したとする現実もあります。

家主と借主、金貸しと借り手、製造者と消費者等、強者弱者の差が著しい当事者間の紛争解決などは、時の社会情勢、政治情勢によって、

不満を抱きながら解決に甘んじざるを得なかつたことも事実です。

ただ、これは一時的な見かけの解決です。

どこかに不満が残っている限り何かをきっかけに再燃することも予想されます。

ここに思いが至らなければ、真の円満解決は出来ませんが、現実問題としては、強行法規に違わず社会的相当性の範囲なら、見かけの解決も次善策として否定しきれません。

これはこれで、その時点での可能な限りの紛争解決なのです。

12 調停委員の準備

調停委員は、通常 3 名で構成されています。1 名は裁判官で、2 名は民間起用の委員です。

裁判官は、全部の事件を担当していますから、通常は、2 名の調停委員が進めています。必要なときに、裁判官を交えての評議をし、方針を確認しあっているのです。

大きく間違うことはありませんが、当事者の事情聞き取りや成立へのステップアップは2名の手腕にかかるており、調停委員の対応のまずさは、調停成立を阻む大きな原因になります。常に研鑽と謙虚さが必要です。

この2名の選考は、裁判所の担当書記官が決めており、事件毎に誰とペアになるかわかりません。これが大変なのです。

多士済々の教養見識の高い皆さんですから、それぞれ自分の考え方をもっておられます。自信に満ちた委員さんもおられます。自薦・他薦の方、業界団体の長が委員さんであることもあります。

ともあれ、2人の意見調整進行方向確認が必要です。事前・事中・事後の2人の協議に裁判官を含めた評議をします。

協議や評議において、いろいろ意見を出し合いますが、調停委員2人の意見が対立したまま調停に臨むことはありません。これは御法度です。

先輩後輩の配慮、どちらが専門職かによる配

慮、裁判官の意見を聞くことで、多くは意見調整が出来ます。

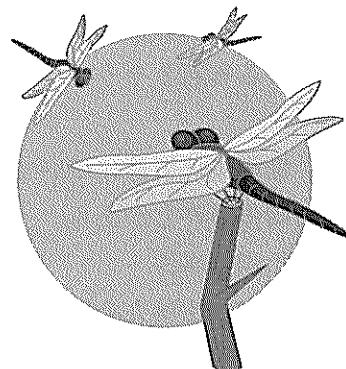
13 むすび

以上思いつくがままに書きました。

自然体で、公正かつ無名無私を目指して、少しでも役立てばと努力しています。

調停にはアットホーム的なところがあって、調停委員と普段に近い会話をしながら進められていきますから、もっと気軽に多くの会員が調停を利用されるべきと思います。

訴状ほど明確に法律構成がされていなくても、証拠が揃わなかったとしても、多くは調停のテーブルに乘ります。乗ってしまえば、調停委員からのサジェスチョンを十分期待できますから、大いに利用されることを勧めます。



リポート

家事調停委員の業務について

京都家庭裁判所 家事調停委員

中 村 善 人

第一部

家事事件のあらまし

京都家裁の「家事調停委員のための手引」からその概略を述べることとしたい。

家事事件は、審判事件と調停事件の二種類に分かれる（家事審判法、家事審判規則、特別家事審判規則等）。

双方共当事者の申立てが原則。

一、家事審判事件については、甲類審判（家事審判法第九条第一項に定める審判事件のうち争訟性や対立当事者がない事件…成年後見、相続放棄申述、特別代理人選任等）と乙類審判事件（同法同条同項に定める審判事件のうち争訟性や対立当事者がある事件で、当事者の任意で解決可能なため審判・調停いずれでも申立てが可能故、調停手続による申立てが多くなってきている。また、乙類事件は調停不成立となった場合は、そのまま審判手続に移行され当事者の協議に代わる処分として審判をすることになる…）がある。

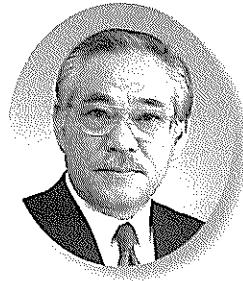
審判手続は、書面照会や参与員による予備審問あるいは調査官による調査、審判官による審問などを経て、理由あれば認容し、そうでないか不適法な場合は却下される。また、即時抗告ができる審判とそうでないものとがある。

二、家事調停事件については、一般調停事件と乙類調停事件とがある。

①乙類調停事件

家事審判法第九条第一項乙類に定められている事件で、調停で申し立てられたもの、審判事

件として申し立てられたが、審判手続中に当事者による合意が可能として、あるいは裁判所の職権で調停に付せられたものがある。



主な事例としては、遺産分割、財産分与、婚姻費用分担事件などがある。

不成立ならば、自動的に乙類審判事件となる。

②一般調停事件

乙類調停事件以外の家庭に関する事件が対象となる。

主に、調停前置主義の人事に関する訴訟で処理されるべき事件としての婚姻関係事件や養子縁組関係事件などがある。

事件の対象として、実務上は、

- 一、親族又はこれに準ずる者の間という一定の身分関係の存在、
- 二、その間における紛争の存在、
- 三、人間関係調整の余地という三つの要素を備えているものとされる。

調停事件は、当事者の合意により調停が成立すると確定判決と同一の効力を有するため、調停調書が作成される。

調停の法的性格

調停の法的性格について、元東京高裁判事の高野耕一氏の説明（調停時報一六九号「『調停再考』・その後」）を借りると次のとおりである。

調停の法的性格は三つである。

一、裁判ではない。

即ち、裁判は当事者の納得お構いなしに国家

権力でこれを強制する（生殺与奪権）が、調停のそれは当事者自身が握っているということ。

二、調停は斡旋ではない。

即ち、斡旋というのは当事者を合意に向かって援助するという意で、この「援助」がキーワードであるのに対し、調停のそれは「調停案」の提示である。調停委員会が「調停案」を作つてそれを提示することが調停を調停たらしめている。

三、調停は民間型ADRではない。

裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution）について、日本では三種類ある。民事調停、家事調停を司法型ADR、他に行政型ADRと民間型ADRがある。特に、司法型と民間型との違いは次の三つである。①「手続主宰者」が三人と一人の違い。②「手続」の違い。調停には非訟事件手続法や民事訴訟法など手続法が法定されているが、私的自治を本分とする民間型には根拠法がない。③法的効果の違い。司法型には強制執行力が与えられているが、民間型は勿論、行政型にもこれはない。これが決定的な違いである。

第二部

京都家裁へ初登庁

—— 司法書士として家事調停委員になった経緯から教えてください。

中村 これは、偶然としか申し上げようがありません。十年ほど前の京都司法書士会の理事会で、例年、京都家庭裁判所から調停委員の候補者を提出するよう要請があるが、どう取り計らうかという協議案が提出された際に、一理事として、簡裁代理権の獲得に邁進している司法書士が家裁の調停委員の引受けに積極性を欠くのは如何かという発言をしたところ、当時の会長から、ならば言い出しちゃが先陣を切れということで、直井先生と二人で送り出されたのがそもそもの始まりです。

—— ということは、それまでは、京都家裁には司法書士の調停委員はいなかったとい

うことですか。

中村 その時の理事会で質問したのですが、簡裁の民事調停委員は存在し、家裁の家事調停委員は支局・支部には存在するものの、本庁については、理由は不明だが、戦後からいなかつたという回答だったような気がします。

—— 責任重大ですね。

中村 それはもう感じました。二人の司法書士の評価で後が決まるようなものですから。

家事調停の実態は？

—— では、実際の家事調停とはどのようなものなのでしょうか。

中村 家事調停の一般的な概要で申しますと、当時の京都家裁本庁の家事調停委員は男女それぞれ約80名程度が就任していました。現在は、家事事件の増加に伴い、もっと増えているようです。

基本的には、男女のペアに裁判官を加えた三人で調停委員会を構成します。調停室で、申立人と相手方に対応するのはペアの調停員です。裁判官は一人で膨大な事件を抱えていますから調停に立ち会うことはほとんどありません。しかし、毎回調停の記録を作成していますので、内容及び進捗状況は必ず把握していますし、事前協議の提案や調停内容への質問、確認事項など細やかにコミュニケーションを取っています。内容によっては裁判官と評議する必要が生じますので、調停を中断して、裁判官室で評議したりします。

—— 調停委員には主にどのような人がなされているのですか。

中村 名簿で見る限り、平均的な年齢では、5、60代で、我々のような士族は勿論、医師、経営者、公務員退職者、学者、宗教家等、あるいはそれらの方々の配偶者など様々な分野で活躍されてきた方が多いと思います。

—— 調停で双方の話し合いは成立するのでしょうか。

中村 昨年一年間の申立件数が2,846件で、全体的には平成16年以降は減少しないしは横ばい傾向です。そして、調停成立の割合ですが、京都

はこれまで全国平均を大きく下回っていたのですが、近年上昇して、昨年は50%を超え、本年でも5ヶ月間では約55%に達成したようです。

家事調停で最も多いのは？

—— どんな事案が多いのでしょうか。

中村 圧倒的に、婚姻関係調整に関する事件、即ち、離婚がらみの事件ですね。それらに付随して、親権、養育費、面接交渉権、財産分与、慰謝料若しくは解決金等が含まれています。私が担当している九割以上がこれです。

—— 申立ては夫、妻のどちらが多いのですか。
また年齢層などは？

中村 同性として悲しいかな、受けて立つ側は殆ど夫側です。

それに、世代的には前半の数年は、熟年離婚も多く感じましたが、例の年金問題が広まつたころから、急減したように思われますね。従って、現在は圧倒的に2、30代というところででしょうか。

—— 離婚理由は？

中村 不幸は様々で、人の数ほどあるともいわれたりしますが、離婚理由は、性格や価値観の不一致、借金、ギャンブル、暴力、浮気などの不倫、生活維持能力不足、病気などでしょうか。

残念ながら、質的には言い訳が難しいケースが多く、従って、あとはその多寡の量的問題のような感じが多いですね。

—— 親権については？

中村 もうこれは、情けないほど父親の役割の少なさを見せつけられるようで、「母は強し」としか言いようがありません。勿論、この母がどうやって子育てをと思うケースもありますが、反射的には、それでも父よりもしかと……。

—— 面接交渉権については？

中村 先ず、私の関与した事件の大半は、離婚後は、父には二度と会わせたくない母親の本心を見せつけられます。従って、面接の回数や時期を調停調書に反映するのは稀です。

事実、離婚後の父親と子供の現実は厳しいケースが多いように見受けられますね。私の周囲

にも母の手で育った人も多くいますが、子供心にお父さんに会いたいと思っても、お母さんを悲しませたくないからお父さんのことは聞けなかつたという人が殆どでしたから、これを見事に裏付けているな、というのが実感ですね。

—— 養育費や財産分与や慰謝料などは？

中村 養育費や婚姻費用については基本的に家裁独自の算定の基準表がありこれが有効に活用されていると思います。

財産分与はケースバイケースですが、共有財産の特定がポイントですね。特に住宅ローンの残債務が残っている居宅の帰趨については、難しいケースになったりします。

慰謝料については、その論拠として不法行為が前提になるため、証拠記録ともなる調停調書にそれを謳うことの妥当性について、負担者のために避けてあげるのがいいだろうというのが一般的であります。従って、このような場合は、「解決金」という名目で双方の合意を得るケースが主流です。

—— 時代性など世相は反映されているのでしょうか？

中村 世相という意味で、最も感じる点が二つほどあります。

一つが、若年離婚グループのケースです。「できちゃった婚」とその原因ですね。当事者自身が結婚までは想定していなかったが、できちゃった結果、彼女が産みたいと宣言すれば、男としては、やむを得ないから責任を取って結婚するという事案の多さにはいささかびっくりしています。

—— 昔なら、女性が泣く泣く中絶していたケースも多かったと思いますが……。

中村 そこですね。「責任を取った」(生みの親としての責任感)と表現する屈託のなさと結婚生活(育ての親としての責任感)への心構えの弱さのアンバランスに何度も驚かされます。私は、「人権」教育の入口と出口の非対称性に少し疑問を感じるところです。

—— 命は大事であるが、同時に健全に育て続けることも伝えなくてはならないと。

中村 そう思います。また、夫たる男性のコミュニケーション能力の低下も実感しますね。私が男性だから余計にそう思うことかもわかりませんが、特に自分自身の意思表示を妻たる女性にうまく伝えきれない。よく聞く表現に、「口では敵わない」というのがあります。その意味では、女性は対照的に、はっきり、毅然と、覚悟の上での発言が目立ちます。ですから、しぶしぶ離婚を受け入れるケースが多いわけです。

—— これは、昔とどう違うのでしょうか？

中村 昔はきっと、暴力でねじ伏せる場合も多く、他方、世間的にも、女性が耐えていた部分があったのでしょうね。暴力は当然いけないですし、対等の立場になった途端に男の側の弱さだけがやけに目立つようになったのではないでしょうか。

—— つまり、女性は本来強かったと。

中村 離婚に限らず、およそ意思決定について、あっさり決めた後でまた迷い出すのが男。決定までは散々迷いますが、不退転の決意で後は搖るぎないのが女性という図式になりますか。

—— だから、男がいろんな規制を掛けてきた。規制を解除した途端に対等ではなくなったと。

中村 実はそう思っています。

だから男には、強くなつてもらうために試練を課さねばならない。その試練を肯定的に受け入れるために、その先のゴールとして何らかの夢が必要なのだ。そうやって男たちは目標を持たれてきたのだ。だから、男はロマンチストと……。

—— ロマンのない男は魅力がない……魅力ある男が少なくなったといわれる……。

中村 私の場合、男のロマンを何とかしないと、というジレンマは、調停の現場にいる限り消えそうもありません。

何せ、夫のコミュニケーション不足は常に感じるし、極めつけは、離婚に対する抵抗力のなさです。「そんな理由で離婚するなら、世の中の夫婦の八割は離婚する羽目になる」と何度もしなめたかわかりません。

調停はボランティア？

—— そんな大変な役割ですが、調停委員の報酬はどの位のものなのですか。

中村 事件は午前午後と分れて一回当たり2、3時間程度で、一回当たり、実質数千円ですね。

—— 調停はボランティア？

中村 当然ボランティアです。

—— それでは、これだけで食べていくのは難しそうですね。

中村 調停委員の構成年齢が高いのも一つは経済的理由があります。年金生活者だと副次収入ですが、現役では難しいです。

国の財政からみると、最も少ない財政負担で、司法効果を最大限に上げる司法制度の一つであるといえましょう。まして、ボランティアにも拘らず、調停委員の取組み姿勢は日ごろの研修を含めてあるいは仕事以上に真剣そのものです。その意味では、大きな政府から小さな政府を目指す政治的な指針の一つになるでしょうね。

私の実感ですが、この調停制度は、訴訟をできる限り忌避する国民性に照らして、日本の風土に最も適した法的制度ではないかと思います。

司法書士と家裁の相性は？

—— 司法書士と調停委員の相性はどうですか。

中村 そこです。同職の皆さんに最も伝えたいことが、司法書士に最も適した仕事であるということです。根拠は、双方代理の仕事に勤しんできた司法書士DNAがあると思うからです。双方の妥協点を探り、そして、「調停案」を提出するという意味では、中立性が最も問われるからです。

—— 弁護士との関係では？

中村 弁護士の先生が当事者の代理人に就くことはままあります。一般的に、主張も明確ですし、合理的な考え方が前面に出、イエス、ノーがはっきりしている点では、成立不成立の判断がしやすい点を感じます。中には、不成立にして審判なり、裁判なりに持っていくという雰囲気を感じるケースにもよく出くわしますね。積極的に、調停での解決を目指しているという

風に思えるケースが少ないので実感です。

調停委員の立場なら、法解釈論争の場ではないという意味で、弁護士でなくとも、特に影響は殆どないと思います。

—— 調停で弁護士の活躍の場は少ないという解釈もできますね。

中村 代理人の先生を拝見していますと、キャリアが浅い先生や、家事事件を主に扱っている先生とかが主で、弁護士ジャンルでの主流ではないように見受けられます。

—— その意味でも、司法書士が活躍できるチャンスがあると。

中村 もちろんです。私は着任した年に、家裁の総務課に行って、司法書士をもっと多く採用してもらうように要請しましたし、京都会の会長（当時は古田会長）にも、どしどし送ってもらいたい旨進言しました。その後の経緯を見ますと、ありがたいことに、家裁の現場で同職の仲間に頻繁に会えるようになりました。

—— 司法書士へのご意見は？

中村 偶々、一昨年まで、連合会の総合研究所に所属していたとき、隣に家事事件の研究部会ができて、これから研究を始めようという動きを知り、大阪会の方が責任者でしたので資料を見せてもらったところ、ちょうど十年前、京都会の理事会で交わされていた論議そのままでショックでした。大阪の家裁本庁では十年前の京都と同じだったのです。

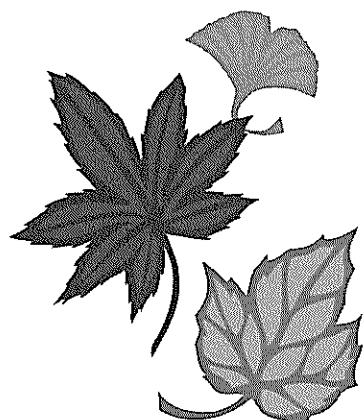
どうやら、全国的に、主要都市の家庭裁判所の本庁での司法書士の家事調停委員の実績は稀のようです。だからでしょうか、家裁の情報が司法書士会には殆どないのです。なにより、連合会にも家事調停委員を引き受けている司法書士の名簿自体が存在しないことから、必然的、総研の研究委員のメンバーの中で調停委員を経験している人が一人もいないというのが実態でした。

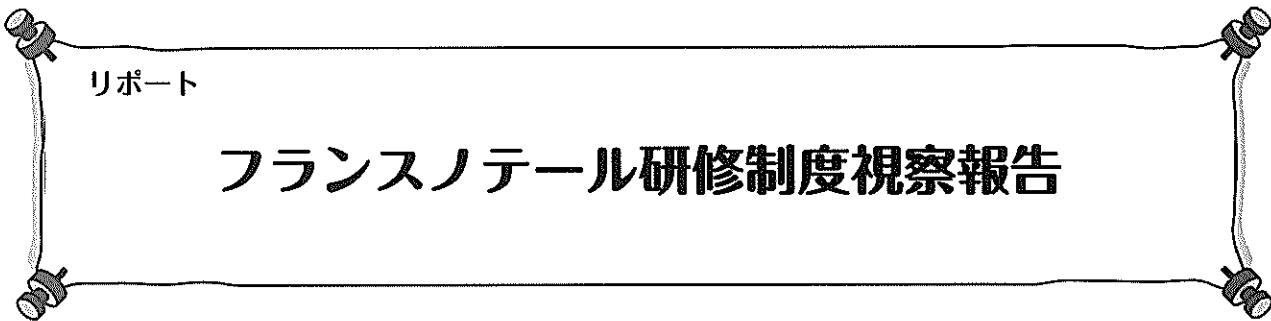
今の佐藤会長にはこの実態を伝えましたが、是非とも早急な取組みを希望します。

—— 最後に、約十年に亘る調停委員としての感想は？

中村 個人的には、もしこれで食べていけるのなら、あるいは天職と思えるかも知れません。

それはさておいても、家裁に実績を作り、近い将来、簡裁代理権同様、家事代理権の獲得に昇華されるといいなあと思っています。





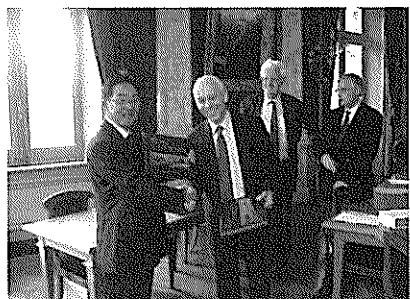
リポート

フランスノテール研修制度視察報告



日司連中央研修所所長 井上利博

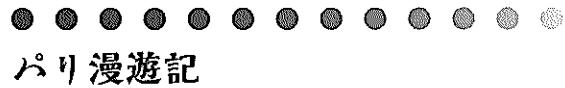
司法書士研修制度、中でも新人研修について、日本司法書士会連合会は、現在の中央、ブロック、単位会の3段階の研修を20年間にわたり実施し、今日に至っている。この間、司法書士法を改正して研修の修了を資格要件とするべく検討、研究を重ねてきたが、先般、中央研修所案として平成20年度連合会総会に報告させていただいたいところである。



それでは諸外国、とりわけフランスのノテールの研修制度はどのような実態になっているの

かと思い立ち、司法書士制度に深い関心を有する京都司法書士会の盛岡登志夫、内藤卓及び石田郁雄の三会員と共に、平成20年4月26日から5月5日までの9日にわたり、フランスはパリノテール協会やノテール事務所等の各所を訪問、視察して、フランスの法律事情等につき見聞を広めてきた。訪問時の概要は、三君の報告に譲らせていただくが、持ち帰ったノテールに関する資料を現在翻訳中であり、完成次第、何らかの形で公表させていただく予定である。

なお、今回の訪問に際して、パリに留学中で、京都司法書士会憲法研究会の講師をしていただいている曾我部真裕京都大学准教授と出会い、会食を共にしながら、パリにおいて憲法研究会を開催できたことは大変有意義であった。また、私の義理の姉がパリ近郊に25年にわたり在住しており、今回の訪問に際し常時同行して通訳その他大変助けていただいた。お二方への感謝の意を茲に付言しておきたい。



パリ漫遊記

広報部長 内藤 卓

1 目 录

昨年のアメリカに続く海外雄飛行(逃避行?)
ということで、フランスはパリにやって来た。

今回の大義は、公証人養成制度の視察等々。視察団（？）は、井上利博団長（日司連中央研修所長）以下、石田郁雄さん、盛岡登志夫さん及び私の4名。飛行時間は、約12時間だが、7

時30分（日本時間）に自宅を出発してから、サン・ミッシェルのホテルに到着するまで正味18時間。時差調整のため起きているが、さすがに睡魔が……。時差は、8時間であるが、サマータイムのため、この時期は7時間となっている。

2

2日目は、日曜日ということもあり、散策日。時差の関係で早朝4時過ぎに目が覚めてしまったので、訪問等に備えて、とりあえずフランス会社法関係のPDF資料に目を通す。

7時（現地時間）にホテルを出発し、まずシテ島界隈を散策。ノートルダム大聖堂を見学した後、カフェでFrench-Breakfast（？）を食して、バステイユ広場へ。いわゆる路上マーケットがあるので、買い物がてらぶらぶら。果物や野菜は日本と似たようなものだが、肉やチーズの種類の豊富さはやはり圧巻。

井上団長の親戚の方がフランス在住ということでお世話になるのだが、ランチのお招きに預かり、パリ南西約10kmのところにある小都市プレシス・ロビンソン市へ。車で約30分ほどであり、パリの衛星都市のようである。お邪魔したのは市庁舎脇の高級住宅街。市庁舎といつても、アレクサンドル・デュマの小説「三銃士」に登場するダルタニアンのモデルとなった人物の子孫であるモンテスキュー侯爵の館だったものらしく、由緒あるもの。窓外に当該建物やその前庭を眺めながら、フランスの諸事情につきお話をいただきつつ、ごちそうになった。たらふく飲み食いし過ぎて、いつの間にか夕刻になり、腹ごなしに近辺を散策して、2日目は終了となつた。

3日目

パリ公証人協会を訪問。フランソア・カレ氏、クリスチャン・ブートリー氏、アラン・ロベール氏らと、フランスの公証人制度及び日本の司法書士制度に関して、会食も交えながら約4時間にわたり懇談。

その後、ロベール氏の案内で、フランス国立中央文書館を見学。同文書館の付属施設として、隣接するロアン館に設けられている「パリ公証人記録中央保存所（Minutier Central des Notaires Parisiens）」では、ナポレオンの婚姻契約書（夫婦財産契約書）やヴィクトル・ユゴーの遺言書など、貴重な公証人文書も目にする機会に恵まれた。同保存所には9000万点に及ぶ公証人文書が寄託されており、経済史・社会史研究の宝庫となっている。

文書館の見学から、ふとしたご縁で、パリ第2大学で在外研究中の馬場圭太教授（甲南大学、

民法）が合流され、その後のカフェ、夕食とお付き合いいただき、消費者問題、民法全般、その他フランス事情など、多岐にわたってご教示をいただいた。

4日目

公証人高等評議会を訪問予定だったが、先方の都合でキャンセルとなり、終日自由行動。雨が降ったり、止んだりを繰り返す中、市内を闊歩した。

まず、最高裁（といつても、おそらく破棄院）へ。ちょうど法廷が開廷していない時間帯だったので、傍聴はできなかった。

次いで、商事裁判所へ。同裁判所書記局が商業登記を所管しているようである。しかし、日本の登記所の出張所レベルの感じ。登記事項証明書の発行請求機2台の前は列をなしていたが、執務フロアは、約10のブースに係官がいるものの、来訪者はまばらであった。

その後は、証券取引所で「観光はだめ。」と門前払いされた後、オペラ座、法務省（玄関先を通り過ぎただけだが）、コンコルド広場、シャンゼリゼ通、凱旋門（登りました。）、エッフェル塔と観光コースをたどり、さすがに歩き疲れたので、地下鉄で帰路に。

5日目

まず裁判所へ。民事及び刑事の控訴審をそれぞれ傍聴。民事の法廷は、TVや映画のセットのような趣き。刑事の法廷は、老練な弁護人が



パフォーマンスたっぷりの弁論。裁判官（3人中2人）、検察官及び弁護人（3人中2人）が女性で、決して珍しい光景ではなかった模様。老練なavocatから、「裁判所を買ひに来たのかい？」と声をかけられた（本当）。

裁判所内では、週一の法廷ドラマのための撮影が行われていた（週一だから、頻繁に収録をしているらしい。）が、日本では考えられない光景。

その後、ノテール（公証人と司法書士の複合的な資格者）の大手事務所を訪問。約1時間半ほど懇談。フランスの事業承継の現状とノテールの関わりなどを質問。「ノテールの関与率は決して高くない」ということであった。応対してくださったパートナーのノテールは、「私の家が典型」とおっしゃったが、自動車メーカー「パナール」（シトローエンに事業承継された。）の創業者の曾孫なのであった。なお、同事務所の訪問には、やはりパリ第2大学で在外研究中の曾我部真裕京都大学准教授（憲法）にも同行していただいた。

夕刻から、セーヌ川下り。多少肌寒かったものの、パリ中心部を一望でき、快適なクルージング。「ル・プチ・ジャーナル」という有名らしいジャズ・バーで締めくくり。

6日目

オルリー空港から空路、フランス南西部の小都市へ。縁あって、郡庁の官舎（県副知事の公邸で、大臣クラスが来訪した折に宿泊するところ）に宿泊したが、約200年の由緒ある御邸で、調度品の数々の豪華さに一同びっくり。おそらく二度とないであろう経験をさせていただいた。

7日目

同市内のノテール事務所を訪問。訪問先は、3代目の兄弟とその子女、計4人のノテールの同族経営。不動産登記のオンライン申請の現状等の話を伺う。公証事務を扱っている点を除けば、事務所形態は、司法書士に近いように感じられた。

その後、「一杯いかが」と誘われ、ぞろぞろついて行くと、近所にある自宅に招き入れられた。シャンパンと軽食をごちそうになりながら話が続いたが、主は、いわゆる好事家で、東洋の美術品等（いわゆる春画も）を多数収集されており、一同またびっくり。

空路パリに戻り、夜は、パリのイルミネーションも満喫。

8日目

自由行動で、まずヴェルサイユ宮殿へ。あまりの長蛇の列に、宮殿内に入場するのは早々にあきらめ、プチトラン（バスのようなもの）で庭園を巡回。市民の憩いの場となっているようで、快適な散策。

午後は、夕刻から、モンマルトル等を散策。こちらも観光客が大挙して押しかけている状態。高台からの眺めはますます。

夕食前に、「ダヴィンチ・コード」で一躍有名となったサン・シュルピス教会の脇を通過した（改修工事中であり趣きは感じられなかつた。）。

9日目

パリ滞在最終日。フランスを十分堪能した夢のような1週間だった。これからシャルル・ド・ゴール空港へ。日本では、現実の世界が……。

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

フランスのノテール視察旅行に参加して

人権委員会委員長 盛岡 登志夫

過日、日本のゴールデンウィークを利用して、フランス国へ公証人（ノテール）の視察に行ってきた。京都会の有志4人である。井上利博日司連中央研修所所長を団長とした一行は、パリのノテール協会、パリで開業するノテール事務所、パリ国立中央公文書館（以上パリ）とオルリー空港からツールーズ空港へ飛びカストルという街にあるノテール事務所を訪問した。

1. ノテール協会

最初のパリのノテール協会では、日本でいう役員室（理事会室とでもいおうか？）に案内され「ノテールの仕事は、太陽の光を受けた日時計が、その光に照らされ影を映し出す様に例えられ、日時計がノテールを表し、時計の影が証書（ノテールが作成する文書）を表す。」との説明を受け、「まさに日出国、日本から来られた方々とよく似ていますね。」と歓迎を受けた。また、主に説明をしてくださったキャレ副会長は、不動産の鑑定評価もされているということで、まさに、日本の不動産業者を兼ねる公証人のような印象を受けた。また、京都の司法書士の中には3代目、4代目と事務所を承継して継続的に業務をしている者があると告げると、キャレ副会長は、ご自身10代目のノテールであるとおっしゃり、歴史の重さに感銘を受けた。

「パリにはノテールが563人しかおらず、アボカ（弁護士）は2万人いる。ノテールの数が少なすぎるとの非難を受けているが、パリでの開業を許すとパリに集中することになり、フランス全土に分布させる『ノテール網』が崩れる。」との話を聞き、次の質問をした。「日本で勉強したノテールとは、街医者（ホームドクター）的な存在で、市民の信頼が厚いと聞いているが、パリに563人では市民からの相談に十分に対応できないのではないか」と。すると、「パリにはノテール（株を持っている）のほかに、5000

人のクレールという法律専門家（株を持たない）があり、それらが市民の相談に対応している。」と回答された。さらに、「ノテールの依頼者層について2通りあり、一つは貴族や農民時代から何代も続いて同じノテールに相談している層と、他は、近代社会の中で住居を新しく構え、生活している人々の層とがある。この後者についてノテールがどう対応するかについて、法務大臣から質問を受けているところである。」とされ、また、日本の司法書士の職域改革問題と同じように、フランスでもノテールと弁護士との関係についての改革の問題があるということだった。時間がなかったが、ノテール側からも日本の不動産取引について興味があると質問され、場所を移して昼食でもと一旦終了した。次に案内されたのが、民事訴訟法の原書が陳列してある応接室に隣接する部屋で、フルコースの食事（マグロのステーキなので簡易な料理らしい。勿論ワインも、赤・白シャンパンで乾杯）でもてなされた。逆の立場で京都へご招待したならお店を用意するだろうが、これがパリのものなし方だそうである。席順にもしきたりがあり、女性が優遇され、団長、年長者の順に席が決まる。自由の国のしきたりであり、慣習であるという。

その後、今回の訪問の準備をしてくれた、パリノテール協会の事務局長のアラン・ロベール氏の案内でノテール文書館（国立中央公文書館を含む。）を訪問した。

2. ノテール文書館

ここには、15世紀からの文書が保管されていた。ナポレオンの婚姻契約書も保存されており、見せていただいた。ナポレオン（ナポレオン家？）側のサインは1ページ半にも及び、妻側のサインは当事者といわゆる立会人2名程度であった。サインの多さは、結婚に対する家族の思い入れ、関心の高さを示すらしい。結婚当時のナポレオンは、単なる軍人で、優秀な将軍だったかも知れないが、家柄としてはそう高貴なものではないと評価されていたらしい。その他、

ヴィクトル・ユーゴーの遺言書であるとか、15世紀からのノテールが作成した文書が保存されているとの説明を受けた。建物は歴史を感じさせるものであり（修復作業中）、書庫は、迷子になりそうに広く、建物の壁一面に文書が束になり保管されている。なんと全書面を並べると20kmにもなるとのことであった（並べてみますか？とジョークをいわれた）。利用方法としては、遺産相続の場合の財産分与の確認であるとか、所有権の元の権限者の確認であるとかであるが、100年前の文書であり、時効制度も存在するらしく、どちらにしろ頻繁に閲覧されるものではないらしい。

なにせ、フランスという国は、パリという街並みが特にそうだが、都市計画が100年単位であったり（街並みの建物の外観が統一されていたり、大通りが一直線に見通せたり、街中が博物館かのようである。）、歴史を重視する、古いものを十二分に尊重するということに大きな価値があるとしている国であると感じ、自由を主張することと統一的な規制を受け入れることとのバランスが十分考えられている国だなあと感じた。

3. パリのノテール事務所

翌日、パリのノテール事務所を訪問した。京都の町家に似た感があり、通りに面した歩道に木製の大きな扉があり、歴史を感じせるものであった。扉を開けると、次の近代的なドアまですこし空間があり（京都の町家の路地よりも広い）、中には近代的な効率の良さそうな事務所があった（小さな病院のようなスペースであった）。

ロベルト・パナール(ROBERT PANHARD)氏の事務所である。私たちは、事務所の待合で少し待ち、パナール氏と面談した。彼は、忙しさからか厳しい表情で私たちを迎えてくれた。ここでは、訪問団から近年いわゆる事業承継についての法律がフランスで施行されたことについて質問をしたが、ノテールは携わっておらず、弁護士がやっていると聞かされた。親子間の事

業承継の話になると、なんと彼の曾祖父は、自動車を最初に作った人であり、日本の自動車の第1号もそうだと説明された。パナールがエンジンを供給し、ブジョーのシャーシとミシュランのタイヤをマッチングさせた車でレースに出場し、蒸気機関車にガソリン車が勝った記念すべきレースであったと聞かされた。彼以外の人たちは、代々親族が会社を承継しているが、彼は違う道を選んだという。近年は親族間の承継は少なくなっているとの説明であった。事業承継に伴う法律文書の作成については、アボカ（弁護士）がほとんど関与する（政治的問題もあるのか？）との説明を受けた。

貴重な時間を割いて我々に応対して頂いたため、日本のお土産に漆塗りの文鎮と梅酒を渡したところ、満面の笑みで喜んでくれた（以後、訪問の際の作戦を改めた。）。この事務所では、相続、財産分与、遺産分割などノテールが一般的に扱う業務はもちろん、渉外事件に関する業務や知的財産権に関する業務についての法的助言をも業務範囲にしていると説明された。実際にはどんな依頼者が来られるのだろうと観察していたら、受付には気さくに話す（しているように見えた）中年と見られる女性や、労働者層に見える中年の男性（出口で記念写真のシャッターを快く押してくれた人）らを見る事ができた。この事務所では、ノテールが作成し、保管している文書の綴りを見せて頂いた。一区切りにした（司法書士事務所にある差替え書籍か、書式精義ぐらいの分厚さ）1800年代の文書の束が壁に備え付けられた書庫に保存されていた。100年間事務所に保存して、公文書館でまた100年間保存されると説明された。なんと圧巻である。

4. 地方都市のノテール事務所

カストルという街のノテール事務所を訪問した。

親子2代のノテールであり、最初にお父さんのノテールが対応してくれて、直ぐに息子のピエール（30代に見え、聰明でいかにも仕事ができそうに思えた。）が対応してくれた。パリか

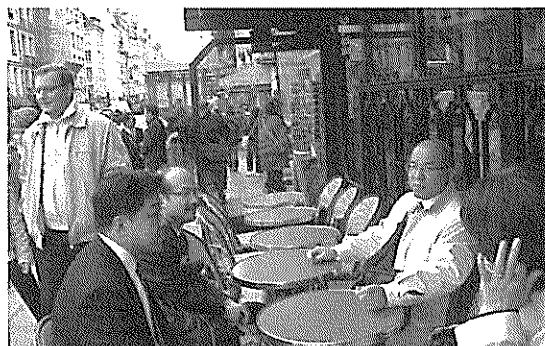
ら飛行機で 2 時間弱、トゥルーズ空港からタクシー（チャータータクシー）で 2 時間弱のカストルまでの道すがら、北海道よりも広いと感じさせるほどの農地（畑地）を横目に見ながら、「この辺の土地の境界ってどうなっているのだろう、地図ってあるのだろうか？」などと農地に見とれていたのであるが、ピエールの説明でさらに感動した。それは、ノテール事務所のコンピュータの画面から登記簿（謄記簿）にアクセスすることができると説明を受けたからである。私たちは、すかさず「それは、市街地ならいざ知らず、農地も同様に見ることができるのか（要するに地図が整備され、それが所有権界になっているのか？）」と問うたところ、パソコンの画面で農地部分を選択し、直接登記簿を見ることができ、なんとノテールはここに直接アクセスできるのである（軍事用の暗号化を使っているそうだ）という。ノテールが直接登記を完了できるのである。日本の、司法書士と登記官と公証人をミックスしたような資格であると感じた。

この事務所は全部で 4 人のノテールがいて、ピエール親子とピエールの叔父さんに当たるノテールとその娘さんの共同事務所であると聞かされた。その事務所にもパリのノテール事務所と同様に、老人の方が依頼者として来られており、他に若い男女が見えたので、婚姻契約に来られたのかと問うと、そうだと説明を受けた。4 人のノテールがいて、日本の司法書士事務所で言う補助者と思われる人も 5～6 人見えた。事務所でも、直接市民と顔を合わせて仕事をしている様子が伺い知れた。

5. 最後に

以上、事前の勉強もそこそこに、いきなり現場を見ることができたことに大変感動し、貴重な経験をしたと喜んでいる。パリの街の土・石の文化、世界に誇る博物館も相当良いが、京都という町の木の文化も世界に誇れる（誇ろう）のと同様に、フランスのノテールと日本の司法書士との違いは相当あり、どちらにも利点がある。司法書士制度の将来に大いに参考とすべき

であると考える。今度こそは十分に勉強を積んで、また必ず行きたい。



追伸

なにしろ、ばたばたの海外旅行であり、私は、フランス語は勿論、英語すらまったくできない状態（相変わらず）での視察であったが、現地に少々長く滞在でき、通訳兼観光案内兼アドバイザー（兼ママ＝人生の先輩として。）となってくれた、トロンシー知子様のお陰（その夫であるジャック副知事も大いに歓迎してくれた。）で、裁判所視察や法廷見学もできた（アボカという弁護士制度・裁判所内で法服を着ている。裁判所の向いに有名な法服店があった。）。ジャズクラブにも行けたし（時差ボケで寝ていた人もあったが、演奏者のCDも買った）、セーヌ河下りもしたし、おいしいフランス料理も食べたり、ブランド品も買ったし、副知事公邸にも泊めてもらえたしの大満足の旅でした。

勿論、サングラスを機内で失くしたり、到着早々の空港出口で警察官に職質（若くて感じの良い女性警官だなあと見とれいたら、パスポートを出せと、私にコミュニケーションを求めてきたので快く応じ、笑顔で別れた。）されたり、携帯電話を便所に落としたり、買って帰ったベルトが壊れたり、免税書面を貰わなかつたりとハプニングも盛りだくさんあったが、日本に帰ってから、保険で解決できたり、三越の良い対応で品物がお金で帰ってきたりと、マイナスは日本にいても起こり得ることであり、プラスはパリへ行ったからこそ得られた経験である。改めですばらしい旅であったと思っている（人生の修行という意味ではなく）。

消費者問題対策 委員会委員長 石田 郁雄

井上利博先生を代表に、フランス公証人養成制度視察団を編成し、今年のゴールデンウィークを利用してフランス視察旅行に行ってまいりました。いろいろと見聞きしたことを書くべきなのですが、あまりに多すぎて書ききれません。正式な報告書はまた別の機会に書かせていただくとして、ここでは皆様に興味をもっていただけることについてのみ書きたいと思います。思いつくままノートパソコンのキーボードをたたいてみます。

●カストルで見たフランスの登記制度

視察団メンバーはパリで数日間様々な視察をした後、パリを一旦離れ、飛行機で1時間、さらにクルマで1時間の南仏の小さな街、カストル（Castres）に移動しました。そこで訪問したノテール事務所では、フランスの不動産登記制度の説明を受けました。以下は私の記憶による記述なので不正確な点や間違いがあると思われますがご容赦ください。

フランスでは不動産登記をノテールが行い、本人申請は認められていません。ノテールは日本では公証人に当たりますが、不動産登記の分野に関して日本の制度に当てはめると、公証人・司法書士・登記官の仕事を全てすることになると思われます。つまり売買当事者の人・物・意思の確認を行い、契約書などの文書を作成し、パソコンからオンラインで登記書類を送信し、登記する。ノテールが登記そのものを行うので「登記申請」という段階はないのかもしれません。ノテールは不動産登記オンラインシステムを使って登記記録の原簿まで入れ、そこに登記書類を送信して登記を完了させるのです。

不動産登記については100%オンラインが実現されているそうです。訪問したノテール事務所は親子2代がノテールでしたが、大先生はオンライン登記をやらず、もっぱら若先生にまか

せているとのことでした。若先生からはパソコンの実際の登記画面を見せていただき、登記のやり方の説明を受けました。

パソコンにノテール固有のUSBメモリをつなぐと、そこに収納されている認識符号により登記記録の原簿に到達できます。物件画面としては左側に公図が示され、これはgoogle mapのようにマウスでドラッグしてやればどこまでも公図がつながって出てきますし、ダブルクリックすれば図面は拡大されます。その右側にはなにやら物件の情報が書いてあるようでした。

フランスの公証人も当然、本人確認や意思確認を非常に慎重に行います。多民族の国だけに本人確認の難しさは日本以上にあるように思えました。また日本の不動産取引のように、売買と銀行の抵当権設定登記の連件処理もあるようです（詳細は不明なのですが）。

ノテール事務所の書庫も見せていただきました。歴代のノテールから引き継いだ数百年にもわたる書類が保存されており、16世紀頃からの記録がきっちり整理整頓されているのには驚かされました。分厚いファイルに頑丈な表紙がつけられ、ヒモでくくられ並べられています。ノテールが言うには、このようにファイルを分厚くして保存しておくとなかなか移動させられないで紛失しにくいとのこと。カストルのノテール事務所の伝統なのだそうです。

フランスの公証人制度や登記制度には感心させられっぱなしでした。途中、ノテールから日本の制度について説明を求められることもありましたが、フランスとは制度の構造が違い、また日本の制度のほうが複雑なため、なかなかうまく説明できなくて悔しい思いをしました。日本ではオンライン申請が非常に使いにくいシステムであるため、まだあまり使われていないことは説明しましたが、ノテールからは、これからどんどん改良されて使いやすくなることでしょう、と励まされました。

フランスの制度やシステムは素晴らしいものでしたが、日本にそのまま持ってくるわけにはいきません。日本の制度と似ている点もあるも

の、相容れない点が多いからです。とはいっても私はフランスの制度には非常に魅力を感じましたし、理想的であるとも思いました。長い期間はかかるでしょうが、日本でも理想の不動産取引制度と登記制度ができるなどを期待したいと思います。

さて、以下は視察以外で私が見て感じたことを書きます。お気楽に読んでいただけましたら幸いです。

●建物の外は古くて中は新しい

パリの中心街はほとんどが古い建物をそのまま残し、中だけ改装して使っています。外観を変えるのは法令違反で、少しでも変えると役所から元に戻させられるそうです。パリで泊まったホテルも外観はクラシックですが中はすごく新しくてきれいでした。らせん階段の中心に2人乗りの小さなエレベーターがあるのですが、こういった構造も古いままだなのだそうです。



●雨が降っても傘をささない

パリではあまり雨が降りませんし、降ってもサッと軽い雨ですぐに止むようです。雨が降っても街行く半分くらいの人が傘をささずに歩いています。もともとフランス人には傘をさす習慣がないのだそうですが、ベチョベチョになって訪問先に行ってもおかしくないのでしょうかね。

●人に優しいクルマ社会

パリでは歩行者用信号がすぐに赤になってし

まい、慌てて横断歩道を渡ることがあるのですが、人に対してクラクションを鳴らすクルマがありません。信号が変わっていても人が渡り終わるまで待っていてくれるのです。大人の対応ですよ。

●あいさつが基本

パリではいたるところで「ボンジュール」や「メルシー」の言葉が交されます。成熟した社会の姿なのでしょうか、あるいは教育のおかげなのでしょうか。社会のマナーやエチケットが行き届いているんですね。日本人が礼儀正しいとは言っても、日本でタクシーに乗ったとき、客が運転手に「こんにちは」とは言わないですから、フランス人のマナーの良さがわかります。

●パリジャンはオープンカフェが大好き

パリに着いた日、カフェで打ち合わせをしました。天気が良い日のパリのカフェは外の席が満席で、店内の席はガラガラです。これは冬場にどんよりした天気の日が多いので、暖かくなったらなるべく日に当たりたいからという理由なのだと思います。カフェのがらーんとした店内で私たち日本人がなにやらごそごそ話しているのは、現地の人にはちょっと変わった光景に映ったかもしれません。

●物価が高い

フランスに行ったときはユーロ高で、1ユーロ=約170円でした。そのせいもあり、ちょっとした物を買うにも非常に高く感じました。小さいペットボトルのコーラが街角の商店で2ユーロ（約340円）もしました。しかしもっとすごいのは日本食堂で買った伊藤園の「お~いお茶」で、なんと3.9ユーロ（約663円）。まあこれは日本人向けに特別に輸入しているものだから高いのもしかたないですが、それでも日本人の感覚からしてペットのお茶に600円とは……。

●減らない100ユーロ札

日本で100ユーロ札以下の組み合わせで両替

していったのですが、100ユーロ札を使う機会がなかなかありません。50ユーロ札以下で用意したほうが便利です。ちなみにパリの人たちはデビットカードで支払いをするのが通常で、大金を持ち歩く習慣がないそうです。100ユーロ札を見たことがない人も多いそう。パリは比較的治安が良い街ですが、それでも市民感覚として大金を持ち歩くのは危ないという意識は強いようです。

●角刈り庭園

英国式庭園が自然を模して作るのに対し、フランス式庭園はヴェルサイユ宮殿に見られるように、いかにも「作ったぞー！」という風に作るのだそうです。並木も道に平行にまっすぐ刈ってあるので、きれいですがちょっと違和感があります。並木の角が直角に刈られているので、私は「角刈り庭園」と名づけました。



●ギチギチ駐車

パリの道路の両端にはクルマがたくさん駐車されています。これは違法駐車ではなく、正式な駐車スペースなのだそうです。クルマとクルマの間をほとんどあけずに駐車されています。このように隙間をあけずにギチギチに駐車するのはパリ名物です。どうやって駐車して、どうやってクルマを出すのかなと思いますが、どうやら後ろをコツン、前をコツンとやりながら出し入れするようです。当然バンパーは傷だらけです。しかしパリでは「バンパーは当ててこするもの」という考え方なので誰も気にしないそ



うです。

●パリで聴く吉本

パリでジャズライブに行きました。軽いフランス料理のディナーを食べながら、ジャズライブが聴ける小さな店です。ジャズライブはクラリネット・ピアノ・ドラムのトリオでした。定番の曲がほとんどでしたが、ある曲が始まったとき、ん？ この懐かしい感じは…。その曲は吉本新喜劇のテーマ曲だったのです。元の曲はワウワウミュート付きのトランペット（ホンワカホンワ♪）に対して、こちらのはクラリネットですが、まぎれもないあの曲でした。パリの空の下で吉本のテーマを聴けるとは思ってもいませんでした（帰国後に調べたところ、原曲は PEE WEE HUNT の「Somebody Stole My Gal」というれっきとしたジャズの曲でした）。

●チップに慣れない

フランスではチップで生計を立てている人はいないそうですが、それでも依然としてチップの習慣があります。めったに海外旅行に行かない私にとってはチップの習慣になかなか慣れません。ある会場でクローケに預けていたカバンを取りに行ったとき、行列の私の前の人人がチップを渡しているのを見て、チップを渡すべきことに気付きました。慌ててカバンを渡してくれたおばちゃんにサイフの中にあった唯一のコイン「20サンチーム玉」(0.2ユーロ=約34円) を渡しました。おばちゃん「メルシー」とは言つ

たものの、小声で「チッ！20サンチーム…」と言ったのを私は聞き逃さなかった！でも急だつたし、チップに10ユーロ紙幣は多すぎるしなあ。おばちゃん、ゴメン！

●最高裁でストーカー？

フランス最高裁には2回行きました。入館の際には金属探知機による持ち物検査があります。最初に行ったときはフランス語のできる人がいなかつたので、どこで裁判をやっているのかわかりませんでした。某先生が、誰かについていけば裁判を見られるだろうと言い出し、黒い法服を着た美人女性弁護士（らしき人。フランスでは弁護士も法服を着ます）についていきました。しかし途中で尾行に気付かれ、ジーッと睨まれるはめに。フランスの最高裁でストーカー容疑で捕まるなんてイヤですよ！

●執務拒否

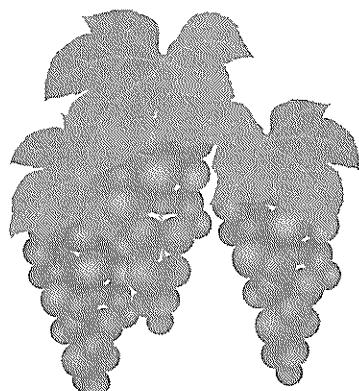
某先生が夜の3時（日本時間の午前10時）に日本から仕事の電話で起こされました。寝ぼけてケータイを持ってそのままトイレに立った某先生、電話を切った後、ドボンと便器にケータイを落としてしまったそう。もちろんケータイは使えなくなりました。無意識か意識してかは知りませんが、よほど仕事の電話を拒絶したかったんでしょうなあ。

●空港でドカン！

帰国前のシャルル・ドゴール空港の免税店で最後の買い物をしているとき、遠くで「ピー!!」と笛の音が聞こえたと思ったら「ドカーン!!」。あまりのすごい爆発音にテロかと一瞬ビビりましたが、違いました。持ち主不明の荷物があった場合、周辺を閉鎖したうえ、その場で荷物を爆破してしまうのだそうです。けっこうよくあることだそう。といえば、迷彩服・ベレー帽に機関銃を持った警察官が空港でもエッフェル塔の下でも警備していました。威嚇の意味合いが強いのでしょうけど、そこまでして安全を確保しているんでしょうね。

10日間のフランス視察旅行は夢のようでした。私はフランスに行くのは大学の卒業旅行に行ってから今回が2回目なのですが、前回フランスは3日間だけで、もっぱら観光地を駆け足で回るにすぎませんでした。今回は観光の時間は少なかったのですが、フランスの制度や歴史、考え方など多くを学ぶことができ、本当に充実した日々を過ごせました。実は私はまだルーブル美術館に入ったことがないのです。前回は改修中で閉館していたため、今回は時間が取れなかつたためなのですが、パリに2回も行ったのにルーブルに行ったことがない人も珍しいかもしれません。近い将来、今度はルーブルを1日かけて見て回るため、またパリに行きたい、と思っています。

最後になりましたが、今回のフランス視察旅行の機会を与えてくださった井上利博先生に深く感謝申し上げます。

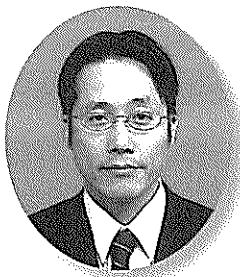


リポート

クレサラ実務研究会in神戸参加報告

下京支部

柏 真佐弘



7月21日、全国クレジット・サラ金問題対策協議会の主催で、神戸のポートピアホテルを会場として、第16回クレサラ実務研究会が開催された。

この研究会は、毎年1回開催され、日々刻々と変化するクレサラ実務について、全国の弁護士・司法書士が集い、その実務的な対処方法等を研究するものである。今年は、約850名もの法律専門家が参加し、会場は熱気に包まれた。

今年の研究会は、「記念講演」「パネルディスカッション」「研究報告」の3部構成で進んでいった。



第1部 記念講演

「病的ギャンブリングの診断と治療と多重債務」

桜ヶ丘病院精神科医師の赤木健利先生を講師にギャンブル依存症についての話があった。ギャンブル依存症とは、ギャンブルを自分の意志では止めることができず、かつ、自他に重大な被害が及んでいる状態の事を指し、日本ではパチンコ依存症が多くを占める。業界の調査では、パチンコ人口は、約1700万人、そのうち100万人がパチンコ依存症であるとの報告がある。一方、この分野の権威、帚木蓬生医師の調査では約200万人いるとも言われている。

依存症になる要因としては、本人の病理はもちろんあるが、家族的な要因として「身内が本人を罵倒しながらも金銭的な援助をしてしまう

状態」が逆に本人の症状を重くしてしまうそうである。社会的な要因として、パチンコ業界、クレサラ業界はもちろんのことであるが、業界と癒着している行政、特に警察の責任を挙げ、他国ではありえない事であるとの言及があった。

近年、WHOでもギャンブル依存症は病気と認定しており、しかるべき治療方法も存在する。その一つ「認知行動セラピー」は実効性ある治療法として紹介された。これは、ギャンブルすることによりどのような問題が起こったかを本人に書き出してもらい、声に出して読んでもらうものであり、多くの患者が、依存症の深刻さを実感し、自分はギャンブルに対して無力であることを認識するそうである。

ギャンブル依存症は確かに本人の責任も大きい、ただ、その陰に隠れた社会的な矛盾を強く感じた。また、この病気は誤解も多く、しかるべき治療を受けにくい現状がある。多重債務問題に取り組む私たち司法書士も、精神科の医師との連携を考えるべきだと感じた。



第2部 パネルディスカッション

「多重債務者に対する総合的ケアを考える—依存症、自死問題、ホームレス、雇用問題などの視点から」

各界の専門家が集まり、多重債務問題の背景にある根本的な問題について、その現状や取り組み等の紹介があった。

最近の調査で、生活保護基準の1.3倍以下の収入しか得ていない世帯は、全体の54.3%にも上るそうである。貧困の影は、特に、若年層を直撃していて、20年前には655万人(全体の16%)

だった非正規雇用の社員が、今では1900万人（全体の34%）にも及び、将来の希望も見い出せない多くの若者が存在する。精神疾患を原因として労災認定された者のうち、20代・30代の若者が占める割合は60%以上であるとの報告もなされ、将来を担う若者のこのような現状は、直ちに是正すべき重大な社会問題であると感じた。

ホームレスについての報告では、ホームレスに至った原因の86%は借金問題である。6か月以内のホームレス経験なら、そこから脱することができますが、1年以上になるとなかなか社会復帰することは困難となるので、何らかの訓練が必要であるなどの報告があった。

自死問題については、うつ病は女性のほうが男性の4倍も多く、依存症は男性のほうが女性の9倍も多いとの報告があり、特に中高年の男性が、うつ状態である自分を認めず、治療をせず、何かに依存して、最後には依存できなくなり自死に至るケースが多いとの報告があった。



第3部 「過払い金返還請求をめぐる最新論点」 —さらに一步進むために—

まずははじめに、瀧弁護士、井上弁護士、茆原弁護士より、完済時に生じた過払い金を再貸し付け時の貸金に充当する事の可否をめぐる判例につき報告があった。

瀧弁護士は、最近の判例を整理し、充当が認められる場合を「基本契約が締結されている場合」、「基本契約が締結されているのと同様の貸付け」、「1個の連続した貸付取引」、「一つの貸付に際し次の貸付が想定」と4つの場合を挙げ、それぞれ詳細に解説を加えた。

その後も6名の先生が報告されましたが、私が一番印象に残ったのが、宮崎会の小堀正己司法書士からの報告です。

小堀先生は、理想に走ることなく、訴訟において今我々はどういう主張・立証すべきかという実務的な視点を徹底して持たれていました。そして、実践できるようチェックマニュアルと

いう形で我々に提供して下さいました。

私は、その実に司法書士らしい視点に共感を感じ、この分野において、司法書士もまだまだ貢献できる分野があることを強く感じました。

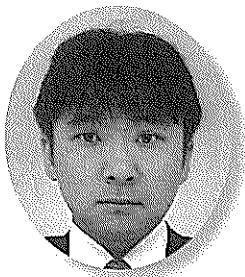


リポート

第37回全青司大阪全国研修会報告

上支部

田 中 亨



平成20年9月13日と14日の2日間、第37回全青司大阪全国研修会「礎」が大阪国際交流センターにて開催されました。

初日は第一東京弁護士会の葉玉弁護士による基調講演の後、6つの分科会が開催され、翌日も6つの分科会が開催されました。不動産登記、商業登記、簡裁代理等関係業務、成年後見から法教育、裁判員制度と幅広い内容のものでした。

まず、葉玉弁護士の基調講演「自ら築く『礎』～あたらしいを切りひらく力～」は小ネタ満載で非常に楽しいものでした。そこで、今後の法務サービスという話題において、「弁護士の増員とともに競争は激しくなる。しかし、①昔から楽な商売じゃない。②紛争はなくならない。③新しいニーズも生まれる。④ピンチこそチャンス。⑤全体が古い体质だからこそ、画期的なサービスの提案がやりやすい。それは、新しい分野を切り拓く者に「優しい時代」の到来である、との話がありました。私は葉玉弁護士のように「人がやれる仕事は、2倍のスピードで完了。」できるほど優秀ではなく、「人がやれない仕事こそ、俺の仕事」などという気概もありません。ただ、この話は日々の仕事に取り組んでいく上で、心の中に留め置きたいと思いました。

次に、私が受講した分科会は、「生活保護とクレサラ問題」及び「簡易裁判所模擬裁判～交通事故損害賠償事件～」でした。

「生活保護」については本会や青年会の研修会を何度か受講していたのですが、自分がその問題にかかわっていないと、どうも理解があいまいという理由で受講しました。生活保護の制度の概要、事例研究、そしてパネルディスカッションと盛り沢山な内容でした。その中で、「福祉ニーズを充足するために活用される社会資源としての司法書士」は保護を必要とする人々の「身近な窓口・親しみやすい専門家」であって欲しい、という言葉は、ともすれば自覚のかかる私には厳しい言葉でありました。肝に銘じたいところです。

「交通事故」はせっかくの研修会なので、未知の分野に挑戦というつもりで受講しました。模擬裁判と元裁判官である司法委員の方の解説の2部構成でした。模擬裁判は、これなら私もできそうだ、尻込みせずに積極的に取り組もう、と勘違いしてしまうほどのよくできた内容でした。しかし、後半の解説の中で、「刑法と異なり道交法は行政法規なので、当事者がそもそも法律に納得していないことが多い」から訴訟の結果について「司法書士の説得が重要である」という話を聞き、確かに「楽な商売じゃない」と思い知らされました。

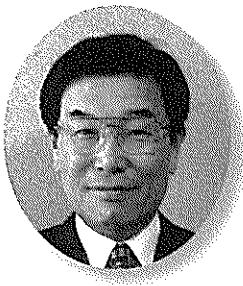
最後に、私は今回初めての参加でしたが、とても有意義な研修会であったと思います。充実した内容は非常にためになり、また、自分自身廃業するまで日々の研鑽が必要であることを再確認できました。この研修会は、きっと私の司法書士人生の「礎」となることでしょう。

リポート

「法テラス窓口対応専門職員業務について」

西支部

山 崎 圭ノ亮



京都司法書士会から派遣され、法テラス京都事務所で、窓口対応専門職員として行っている業務を、ご依頼がありましたので、大まかにですがお伝えします。

〈窓口対応専門職員の引受けまで〉

総合相談センター運営委員へ、法テラス窓口専門職員募集のメールがありました。当方へ引受けの依頼があれば、年配組の自分は引受けなければならないのかと、何故か勝手に思っていました。そのとおりの依頼の電話が相談事業部長からあり、平成20年1月から三条河原町の朝日会館9階にある法テラス京都事務所での窓口対応専門職員を勤めることになりました。

〈窓口対応状況の見学〉

1月の最初の担当日の数日前に、新たに窓口対応専門職員を勤められこととなったもう1人の先生と、既に窓口対応専門職員を勤めておられる先生の窓口対応の業務処理の状況の見学をすることになりました。

法テラス京都地方事務所からは、業務についての印刷物等は頂いていたのですが、この見学が、業務の実際を見る機会でした。希望すれば、見学はいくらでもできますが、1回で終わりとしました。

〈勤務の割振り〉

京都司法書士会からは、4人の司法書士が法

テラス京都地方事務所の窓口対応専門職員として派遣されていまして、火曜日と木曜日の午後1時から午後4時までの3時間を担当しています。つまり、1人が、隔週の火曜日か木曜日の3時間を担当しているということです。

2週間に1度の勤務であり、間隔が開くので、最初の頃は、担当の日の毎日が新任のような緊張がありました。

〈勤務の内容〉

利用者の抱えた法的トラブルの解決に役立つ情報を無料で提供する業務です。具体的には、法制度及び最適な関係機関団体の紹介を行うことです。

また、民事法律扶助には、代理援助、書類作成援助、法律相談援助がありますが、その中の法律相談援助の予約をします。その際、窓口対応専門職員が利用者の法的トラブルの事実を聴き取り、簡潔にまとめて文章化したものが、相談者に渡されることとなります。

窓口対応職員が、法律相談をするのではありません。

〈窓口対応職員の対応までの手続き〉

利用者は、電話または面談で訊いて来られます。最初に、利用者を受付されるのは、法テラスの職員の方です。その職員の方から、窓口対応職員へ、家族の問題ですか債務整理の話ですかと言って、取次ぎがされます。

〈情報提供の方法〉

電話による利用者については、電話で、法テラス京都事務所へ来られた方へは、面談で、情

報提供をします。電話での利用者が圧倒的に多いです。

〈業務のためのコンピューターの操作〉

窓口対応専門職員が、法制度及び関係機関・団体について、利用者に対して答える際に、コンピューターを使って、法制度及び関係機関・団体を検索することができます。ところが、コンピューターを使っての検索では、検索のために入力する言葉が、こちらの不慣れのせいで的確なのか、答えの法制度または関係機関の的確な答えがなかなか出て来てくれません。

この検索のシステムを備えられるには、その内容の豊富なこととからしても、大変な尽力があったとは思いますが、コンピューターの操作に不慣れであると、検索のシステムを理解して使いこなすのはなかなか大変なものです。

このような場合、自分の知識で回答することとなります。司法書士会、弁護士会の無料法律相談会は紹介して、市区町村で実施されている無料法律相談会の紹介を漏らしてしまったことがあります。

〈関係機関・団体の紹介、法律相談援助の予約後の処理〉

関係機関・団体の紹介、法律相談援助の予約後は、利用者の法的トラブル内容と相談分野の分類、紹介先機関名、法律相談援助予約等をコンピューターに入力します。その内容が不明確である場合、それに対して、法テラス京都事務所の事務局から質問等のある場合があります。

コンピューターへの入力で、画面の操作は、慣れるまではややこしいものです。しかし、分からぬときは、近くの職員の方に助けを求めております。職員の方の仕事を中断させて悪いのですが、気安く助けてもらっています。

〈法テラスの利用者〉

種々の人達が利用されています。記憶にあるのでは

- ・窓口を、自分の問い合わせに対して、回答をして

くれる場所と思っている人

- ・自分の考えを言って、それが正しいとして、執拗に同意を求める人
- ・相談をすれば、後は、法テラスの方で代理をしてトラブルを片付けてくれると思っている人
- ・面談で、途中からチューインガムを食べ始める人
- ・自分の主張が正しく、裁判をすれば自分の言い分が通るのだと、立証等は考慮せずに、思っているのではと感じられる人。

〈業務の量〉

担当 3 時間の中で、利用者が 1 人のみの閑なときもあれば、利用者が 5 人あり、間断なく対応しなければならないときもあります。午後 3 時 45 分頃に利用者があると、その対応と記録のコンピューターへの入力を終えると、時刻は午後 4 時 20 分頃になっていることがあります。

忙しい日、閑な日がありますが、総じて言えば、勤務時間に対して適当な利用者の数であると感じます。全体的には、徐々に忙しくなってきているようです。

3 時間の勤務を終えると、拘束から解かることからでしょうか、ホッとすると共に結構疲れを感じます。

〈利用者の法的トラブルについての聞き取り〉

法的トラブルについて、利用者から話しを聴きますが、中には、こちらから訊くことで事実がより明らかになる場合があります。法律相談をしているのではありませんので、訊く程度には限度はあると思います。

利用者に対して、とっさに、何を訊けば良いかは難しいですね。

利用者から話を聞くのに、時間を限ることはできないと思います。短時間で終わることもあれば、長めの時間がかかる場合もあります。対応時間は 10~30 分ぐらいが多いのでしょうか、それ以上にかかる場合もあると聞いています。

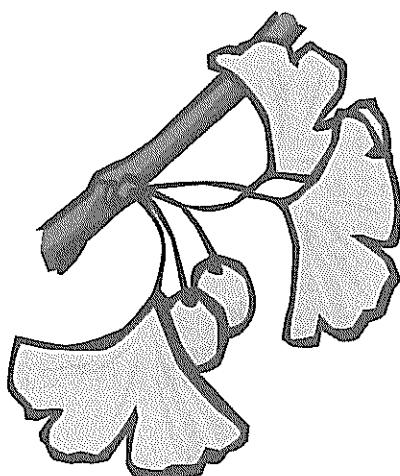
聞いた事実に対して意見を言うと法律相談を

したことになりますので、意見を言うことは控えるようにしています。けれども、事実を明確にすれば、その事実に摘要される法律は限定されてくるのではないかでしょうか。窓口対応で利用者の法的トラブルの事実を明らかにすることは、法律相談のトレーニングになっていると思っています。

〈おわりに〉

百戦錬磨の先生にとって、窓口対応専門職員は、物足りないかも知れませんが、これから、より一層、法律相談業務についてのトレーニングを積もうとされる先生にとって、窓口対応専門職員に就かることは、得るものがあるのでありますと感じます。

今年1月に窓口対応専門職員に就いた私の任期は12月一杯です。来年1月からは、次の窓口対応専門職員に就かれる先生にバトンタッチをすることとなります。その先生方にとって、ほんの少しでもご参考になればいいなあと思い、雑駁ではありますが、述べさせて頂きました。

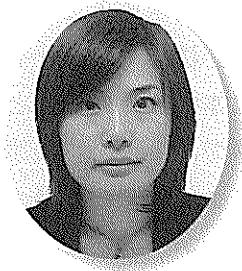


リポート

韓国の新しい身分登録法について

左京支部

倉田百子



平成20年9月10日、ハートピア京都にて、左京支部の西山慶一会員を講師に迎え、「韓国の新しい身分登録法『家族関係の登録等に関する法律』について」というテーマのもと、会員研修会が開催され、多数の参加者があった。当日の模様を紹介する。

尚、本研修会は、9月21日、福知山に於いても開催された。

私たちは、相続登記の際、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本を間断なく取り、その相続関係を確定する。戸籍収集は、司法書士業務の基礎中の基礎と言っても過言ではない。しかし、世界に目を向けてみれば、戸籍制度またはそれに類似する制度を持つ国の方が珍しい。そんな数少ない国の一つであった韓国が、2008年1月1日の「家族関係の登録等に関する法律」の施行に伴い、従来の戸籍制度を廃止した。これにより、これまでの戸籍は全て除籍となり、今後は個人別の「家族関係登録簿」に各人の身分事項が記録されることとなった。

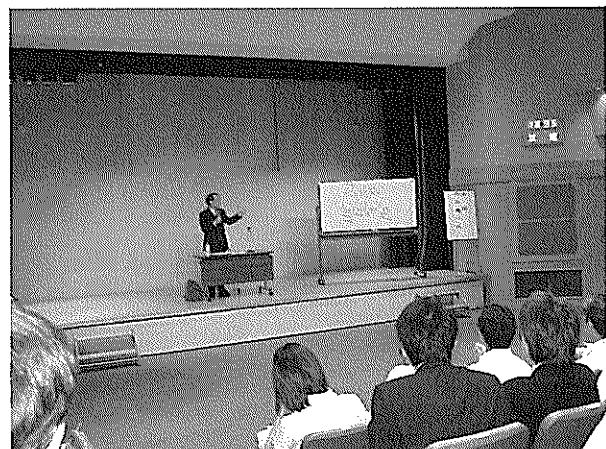
本研修会では、その韓国の新しい身分登録法について、初めに「最近の韓国家族法改正の動き」についての説明があり、続いて「『家族関係の登録等に関する法律』の概要」「登録事項別証明書の請求について」と法律の具体的な内容についての説明がなされた。

最近の韓国家族法改正の動き

韓国では、2005年2月3日に憲法裁判所により戸主制が憲法不合致であるとする決定が出されて以降、法律改正義務が発生したことを受け、急激なスピードで家族法の改正が進められてきた。戸主制の廃止、親養子制度の導入、姓不変の原則の一部是正等を初めとする民法の一部改正、そして「家族関係の登録等に関する法律」及び「同規則」の施行並びに一部改正等がそれである。

「家族関係の登録等に関する法律」の概要

「家族関係登録簿」には、登録基準地（いわゆる本籍は廃止された）、姓名・本・性別・出生年月日及び住民登録番号、出生・婚姻・死亡等の家族関係の発生及び変動に関する事項、その他が記載されている。これらは電算化されているため、証明書が必要な場合は、用途別に事項を限定して記録した「登録事項別証明書」という形で発行される。この「登録事項別証明書」は、電子端末の設置された在外公館でも発行が可能であり、日本では東京・大阪・福岡の総領





事館で、その場で「登録事項別証明書」の発行が可能である。これらの総領事館では、従来までの戸籍謄本・除籍謄本のうち電算化されているものについても発行が可能である。

登録事項別証明書の請求について

「登録事項別証明書」の種類は、家族関係証明書・基本証明書・婚姻関係証明書・入養（普通養子）関係証明書・親養子入養（特別養子縁組）関係証明書の5種類であり、各証明書の記録事項が定められている（法15条）。従って、相続関係を証明する場合、複数の証明書を取得する必要が出てくる。

また、交付請求の方法及び請求権者については法14条を中心に規定があり、本人等の代理人が委任状を提出して請求する場合、本人等の委任がなくても請求できる場合についても、それぞれ定められている。

質疑応答では、数名の会員から質問等がなされたが、やはり業務に直結する部分つまり、司法書士による登録事項別証明書等の請求に関するものが多かった。私たちが、日常的に業務を行う上で、韓国の戸籍を目にする機会は多い。また、戸籍や登録事項別証明書を添付しなければならない案件もままある。

現時点では、韓国人でない者が本人等の代理人として登録事項別証明書等を請求することは困難であるといえる。ただし、法律の解釈が問題となる部分もあり、現在は本国・在外公館ともに現場が混乱している状態であるが、今後事例の蓄積が進めば、通達等により一定の基準が示される可能性もあるのではないか、とのことであった。

本研修会では適宜条文（翻訳文）・書式等が示され、イメージが湧きやすかった。急速なピッチで、法改正が進められてきた韓国であるが、研修会を受講して、もしかしたらこれはそう遠くはない将来の日本の姿かもしれない、と感じた。



新入会員紹介

アンケート

- | | |
|---------------|----------|
| ①司法書士になったきっかけ | ⑤マイブーム |
| ②自身の描く司法書士未来像 | ⑥自慢できること |
| ③座右の銘 | ⑦一言コメント |
| ④好きな本・音楽・映画 | |

894 廣瀬友人

事務所所在地（中支部）

京都市中京区高倉通夷川上る福
屋町728番地1 高倉ハイツ203

アンケート

- ③ 「初志貫徹」、「継続は力なり」
 ⑤ 旅行、グルメ探索
 ⑦ 皆様、はじめまして。4年間の補助者経験をつみ（金島先生、宮原先生には大変お世話になりましたが、ようやくこの度、中支部で司法書士登録いたしました廣瀬友人（ひろせゆうじ）と申します。もとより浅学非才の身ではございますが、登録したからには、従来にも増して実務につき日々研鑽努力していく覚悟です。

「我が人生に一片の悔いなし！」（北斗の拳ラオウより）のような遺言を最後に残せる司法書士人生を歩みたいと思います。

今後とも諸先生方のご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

895 草野均

事務所所在地（中支部）

京都市中京区東洞院通丸太町下
る三本木町445 CALM 2階
(司法書士法人中央グループ)

アンケート

全く異なる業界から、「困っている身近な人々の力になりたい」、「法律のスペシャリストになりたい」と、あまり深く考えずに司法書士を目指し、司法書士業界に飛び込んで1年以上過ぎ

ましたが、色々な仕事に携わることができ、大変ながらも充実した毎日を送っております。

休みの時は好きなクラシック音楽を聴くことで、頭と体をリラックスさせ、オンとオフをうまく切り替えて、仕事に対していい状態で臨めるように心がけています。

これからも司法書士の先輩方には、色々とご指導頂くことがあると思いますが、とにかく一生懸命努力をし、頑張りますので、よろしくお願い致します。

896 海本貴之

事務所所在地（下京支部）

京都市下京区大宮通松原上ル高
辻大宮町123（村上泰三事務所）

アンケート

- ② 依頼者のためにいつも親身になって業務を行う、そんな司法書士。
 ⑥ 事務所の先生、同僚
 ⑦ 未熟者ですが、これからもご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いします。

897 白井梨紗

事務所所在地（下京支部）

京都市下京区梅小路高畠町8-10



アンケート

- ① 大学に入学した際、何らかの資格を目指そうとは決めていたのですが、一回生のときに友達の勧めで受講した民法のクラスの教授との出会いをきっかけに、民法の知識を活かせる司法書士を目指そうと決めました。

- ③ Que sera sera／ケ・セラ・セラ
④ 音楽は英語も分からず小学生のときから洋楽一辺倒です。日焼けできない体質なのですが、それでも夏の野外フェスティバルに参加しています。

映画も大好きで、京都司法書士会の映画同好会には2年ほど前から参加しています。他の先生方の上映される映画を見たり、おすすめのDVDを貸していただいて、興味を持つ幅が広がりました。

- ⑤ 友達とグルメ本を片手に、気になるレストランやカフェ巡りをすることです。あと、自己流ですが、生地が発酵して膨らんでいくのがおもしろくて、パンを焼くのも週末の楽しみです。
⑦ 平成16年度試験の合格後、約3年間の補助者経験を経て去年11月に登録いたしました臼井梨紗と申します。「補助者」から「司法書士」になり、その責任の重さに改めて身の引き締まる思いです。今後ともご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願ひいたします。

898 田中 亨

事務所所在地（上支部）
京都市上京区元誓願寺通智恵光院西入元中之町500番地 宮崎屋ビルE



アンケート

- ① だらだらと生きてきて、気が付いたら司法書士の世界に迷い込んでいました。
③ 「前向きに」

⑦ どうも、考えていたこと、思っていたことは異なる方向へ進んでいる、迷走しているような気がしてなりません。ただ、幸運なことにこんな私にも、先方から温かな光で導いてくれる先輩に恵まれ、何とかやれているようです。

まずは、司法書士の本分をわきまえ、誠実に一つ一つの事件をこなしていく、焦らず、自分のペースでやっていこうと思っています。前向きに。



899 後藤 大介

事務所所在地（下京支部）
京都市下京区五条通堀川下ル柿本町580-13（司法書士平安総合事務所）



アンケート

僕が司法書士になろうと思ったのは、司法書士という職業を知った時に、自分は、この仕事は一生勉強していく仕事の一つだと思ったのがきっかけだったと思います。

司法書士は、困っている人がいれば、その人のために何かしら力になることができると思いますので、たくさん的人に司法書士という存在を知ってもらえるよう、頑張っていきたいと思います。

みなさん、宜しくお願ひします。



900 喜多 和美

事務所所在地（伏見支部）
京都市伏見区両替町2丁目348
エグザス伏見402（垣木絹子司法書士事務所）



アンケート

④ ミステリー小説が好きです。最近読んで面白かったのは、藤沢周平。意外に思われるかもしれませんが、本格派ミステリー色の強い時代小説がいくつかあり、作者自身もミステリー小説が好きだったそうです。登場する女性像が多彩なもの面白いです。

⑤ 去年の秋から、韓国語を習い始めました。韓国については、以前歴史などの本をいくつか読んでいましたが、韓国語の会話文などを通じて、韓国人の先生が韓国の人々の考え方・感じ方などを紹介してくれて、日本との共通点や相違点に新鮮な驚きと面白さを感じています。

⑦ 法律関係の仕事に就くのは初めてですが、地域の人々に身近な法律家として、司法書士の品位を落とすことのないよう、誠実に仕事を行なっていきたいと思いますので、今後ともよろ

しくお願ひします。

903 児嶋 正邦

事務所所在地（下京支部）

京都市中京区西ノ京上合町36番

地 オカビル4F

アンケート

- ⑤ 子供と遊ぶこと
- ⑥ 人当たりが良い
- ⑦ 宜しくお願ひします。



905 藤岡 尉仁

事務所所在地（東支部）

京都市中京区河原町通二条下る

一之船入町374 アソルティ河

原町二条ビル8階（司法書士法
人絆）

アンケート

はじめまして、この度、京都司法書士会に入会しました。藤岡尉仁といいます。司法書士になろうと思ったのは、大学4年の時でした。たまたま、親が家を購入し、そのときに、僕が法学部であったこともあり、いろいろと親に聞かれたことがきっかけで、司法書士という資格業のことを知り、興味をもったのがきっかけでした。何とか合格し、司法書士という専門家として今後ともよりいっそうがんばっていかなければいけないと思っています。

マイブームとして、最近、宝ヶ池公園でジョギングをしています。近所の友達と一緒に夜のジョギングをしているのですが、実は子供（長女）が生きてからは、子供の面倒をみているので、ジョギングに行っていません。そろそろジョギングを再開しようと考えています。

私事ばかりでしたが、司法書士として多くの人の役にたてるようにならんばっていきますのでよろしくお願ひします。



906 中井 里映子

事務所所在地（中支部）

京都市中京区烏丸通御池上ル二

条殿町546番地 NT都ビル702

アンケート

- ① 年をとってもいつまでもできる仕事に就きたいと思ったのが最初のきっかけでした。身近な法律家として、社会の役に立つ仕事を長く続けていきたいと思ったからです。
- ③ 失敗は成功のもと
- ⑤ 海外ドラマで英語の勉強をすること。字幕なしで理解できるようになりたいです。



部屋の模様替え

- ⑦ まだまだ未熟者ですが、長くこの仕事を続けていきたいと思っています。

ご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。



907 上垣 篤

事務所所在地（下京支部）

京都市下京区中堂寺前田町25

侯野・古田合同司法書士事務所

アンケート

平成20年3月5日に登録いたしました下京支部の上垣篤と申します。



宜しくお願ひ致します。



909 塚本 隼平

事務所所在地（下京支部）

京都市中京区西ノ京東中合町56

番地 パレット御池201号

アンケート

- ③ 一期一会
- ⑦ このたび京都司法書士会に入会致しました塚本隼平と申します。



若輩者ではございますがご指導の程よろしくお願ひいたします。

910 石川 俊智

事務所所在地（下京支部）
京都市中京区西ノ京東中合町56
番地 パレット御池201号



アンケート

- ① 法律に携わる職業に就きたくて目指しました。
- ② 依頼者の方に頼られる司法書士になりたいと思っています。
- ⑦ まだまだ未熟者ですが早く一人前になれるように頑張りますので先輩各位のご指導のほど宜しくお願ひ致します。

911 梶原 貴志

事務所所在地（東支部）
京都市中京区丸太町通麿屋町西
入昆布屋町395



アンケート

- ① 法律職に就くという夢の過程の中で、大学の図書館で出会った1冊の本です。どんな本かは忘れました。
- ② 今以上に親しみやすい司法書士になりたいです。
- ③ 誰かのサイズに合わせて自分を変えることはない 自分を殺すことはない ありのままでいいじゃないか
- ④ 好きな音楽はミクスチャーとターンテーブリズム。日本の音なら『山嵐』聞いてください。後、DJ BOTSは天才です。
- ⑤ カレーうどんはやばいですね。どんべいのかレーうどんは特に。
- ⑥ 家族、友達、恋人を大切に愛する心。
- ⑦ 人との繋がりは私の宝物です。
地位とか名誉とかくだらないモノはいらないので、そんな宝物を多く残したいですね。
それが私の財産といえるモノ。
えへっ。

912 藤井 伸樹

事務所所在地（左京支部）
京都市左京区丸太町通川端東入
東丸太町11番地22



アンケート

- ① 皆様はじめまして。平成19年度合格の藤井伸樹と申します。現在、事務所に勤務して半年足らずです。以前は印刷会社に8年間勤務しておりました。しかし、広告等が紙媒体から電子媒体に変わったことにより仕事量が減少し、紙媒体の印刷については、高い環境対応を迫られるが、価格転化できないという状況で、印刷業界そのものの景気は、あまり良くありませんでした。勤務していた会社の業績も思わしくなく、「物を作る」という点では面白い仕事でしたが、将来の生活を考えると不安がありました。そこで、以前から司法書士の仕事に興味を持っておりましたので、受験勉強のために会社を退職し、資格試験に挑戦し、現在に至っております。
- ② 試験勉強中に、プロボノ活動をなさっている司法書士の先生の講演を聞きました。講演の内容はハンセン病で隔離された方たちのもとを訪れ、現在抱えている法律上の様々な問題を解決する活動しているというものでした。当時、自分が描いていた司法書士像と言えば、登記というイメージが強かったので、その先生の話は、とても印象に残りました。また最近、研修等で生活保護申請をさせないとか、生活保護の受給辞退を強要するという、役所窓口でのいわゆる水際作戦という対応により死者が出ていることを知りました。理解に苦しみますが、現実にあるということです。また、司法書士が申請に同行するだけで役所窓口での対応が大きく変わるということに疑問を抱いています。まだまだ知識の幅が狭く、漠然としておりますが、社会的活動もできる司法書士になりたいと思っております。
- ③ 特にありません。
- ④ 星野道夫氏の「風の物語」。アラスカの自然の中で生きている動物たちを撮った写真集で

す。厳しい自然の中で直向に生きる動物の姿に感動させられます。素晴らしい写真ばかりですが、中でもお気に入りの2枚を紹介します。1枚目は、大地を覆う雪に穴を掘ったリスが穴からひょっこり顔を出している写真です。癒されます。2枚目は、雲の隙間から薄っすらと差し込む日差しに照らされた海面に鯨の尾鰭が出ている写真です。辺りは静寂につつまれ海はどこまでも深いように感じられます。また、写真集の最初のページに「浅き川も深く渡れ」という言葉が書かれています。意味は分かりませんが、とても良い言葉だと思い、気に入っています。

⑤ 最近、家でマクロビオティク（略してマクロビ）を実践しています。かのマドンナも推薦しています。マクロビとは玄米を主食として野菜や豆類・海草を主に食べます。また一物全体といってニンジンやレンコン等は皮も食べます。基本のダシは椎茸と昆布からりますが、切干大根を戻した汁をダシに使ったりもします。動物性のものは基本的に食べません。以前は、毎日の食生活の中で肉や卵、乳製品、魚介類のいずれかを食べてましたが、最近では1週間に2回ぐらいになりました。マクロビの考え方には「陰陽」の原理がありますが、難しいので興味ある方は調べてみてください。私は2年前からアレルギーで皮膚が赤くなったり乾燥したりしています。すぐ治るだろうと思っていましたが、なかなか完治しませんでした。そこで知人から聞いたマクロビを実践してみることにしました。アレルギーは治るのにまだ少し時間がかかりそうですが、意外な効果として体重が7キロ減りました。

⑥ 家族

⑦ 事務所に勤務し立会いをするようになり、司法書士は不動産取引の決済の場面で重要な役割を果たしていることを実感しました。また不動産取引当日は売主、買主を始め関係者が多数集まりますので、正確に確認することは勿論のこと、いかに手際よく作業し関係者が気持ちよく取引できる環境を作れるかを意識することが大切だと感じました。補助者としての経験

がなく、実務に就いてはじめて登記簿謄本や権利証を見ました。ゼロからのスタートでしたので、初めは関係書類を見るのに時間が掛かりましたが、少しずつ確認すべきポイントが解ってきたように思います。皆様といつか立会いでお会いできるのを楽しみにしております。どうぞ宜しくお願い致します。



913 藤本 かおる



事務所所在地（中支部）

京都市中京区室町通錦小路上る
山伏山町558番地 三洋室町ビル302号

アンケート

- ① 身近な人が、目指してゐるのをみていて、興味をもちました。
- ② 家裁案件を受任できるようになっていたらいいのにな、と思います。
- ③ 真実一路
- ④ 押井守さんの作品が結構好きです。
本は今、栗本薰のグイン・サーバーを読み始めています。
- ⑤ 観葉植物を育てています。
- ⑥ 無いです。
- ⑦ 試験勉強をしているときは、いろんな意味で、こんなに大変な職業だとは思いませんでした。

途中で、投げ出さないように頑張りたいと思います。よろしくお願い致します。



914 可児 あさみ



事務所所在地（東支部）

京都市中京区新榎木町通竹屋町上ル西革堂町178 堀田事務所内

アンケート

- ① 補助者の仕事が楽しいので試験をうけました
- ⑤ ハーゲンダッツアイスのティラミス味

⑥ 英語ができます

915 黒木 孝太郎

事務所所在地（東支部）

京都市中京区寺町通夷川上る久
遠院前町671番地の1

アンケート

- ① 定年退職・転勤のない仕事がしたいと考え、かるい気持ちで勉強を始めたのがキッカケです。
 - ③ 「横着すると仕事が増える」
 - ⑦ このたび、京都司法書士会に入会しました、黒木孝太郎と申します。日々精進したいと思います。よろしくお願ひいたします。

916 松村 昌子

事務所所在地（下京支部）

京都市中京区壬生土居ノ内町21
番地7 司法書士白吉雲事務所

アンケート

- ① 私が司法書士試験をめざし勉強を始めたのは、税理士である妹から進められたからです。将来一緒に仕事をすることもできるだろうから司法書士になれと言われました。頑張って勉強したら必ず合格できるからと励ましてもらったおかげで、今日があります。

③ 「願望・目標・賞悟・実践・継続」

私が尊敬する、江口克彦氏の言葉です。
願望を持ち、目標を立て、覚悟をきめて、実践することにより、継続できる。「覚悟」という言葉が大好きです。

⑥ 趣味が日光浴の私は、太陽の下にいることがこの上なく幸せで、肌が黒くななければ落ち着かないので、季節を問わずやいています、誰よりも黒いことが自慢です。

917 树谷 勇二

事務所所在地（上文部）
京都市上京区今出川通烏丸東入
相国寺門前町647番地1



918 金谷達雄

事務所所在地（西（向日）支部）
京都府向日市鶴冠井町大極殿63
番地の1（川村道夫事務所内）

コメント

本年4月25日に会員登録した金谷（かなや）と申します。その間経験した数少ない取引において、何人かの先輩先生とご一緒させていただきました。その節は大変お世話になりました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

入会して何とか2ヶ月が経過しましたが、ホッとする間もなく本件投稿依頼がありました。まだ座右の銘や自慢できることを書けるような精神状況ではありませんので、この間業務に関わって感じたことや、思ったことを自分流に述べることでお許し願います。

登記申請書等関係書類の作成、登記申請や相談の対応、不動産取引の立会等の経験をしました。特に、立会はその額が高額であることや、取引の最後の決済という場面ですから「ミス」や「待った」は許されず、毎回大変緊張しています。

お客様と接する場合、豊富な専門的知識や経験が要求されます。新人研修において、日々研鑽であると言われましたが、その通りです。「新人ですから……」、「多少のミスはご勘弁を」等の甘え・言い訳は通用しません。それに、書面の作成や確認も重要な業務ですが、取引では話し好きの方や、何でも質問という方もおられ、あらゆる方面の雑学や会話術も要求されます。加えて、取引の安全やお客様に安心を与えるための登記等に関する正確な情報入手が不可欠となります。情報の不足からトラブルが発生した

こともありました。咄嗟に「この場面では何が大事か」、「どのような対応をすればよいか」を冷静に判断できる精神力と、どのような対応も出来る柔軟な姿勢が大切だなあと感じました。

また、知識の乏しい私にとっては、指導を請う先輩・同僚の存在も必要です。そうそう最初に言わなければならぬ大事なことを失念していました。それは仕事に対する労力を惜しまないことです。楽して「よい仕事」、「感謝される仕事」など出来るはずはありません。放置して痛い目にも遭ったこともあります。

以上のように、反省が仕事となっている新人ですが、仕事は適正・迅速に、お客様には親切・丁寧にと考えていますので、よろしくご指導・ご鞭撻願います。

919 杣川 感

事務所所在地（下京支部）

京都市中京区壬生坊城町20-3

司法書士南永禄事務所

アンケート

② 試験勉強をしている頃や合格証書を手にしたときには、自分が目指す司法書士像というものをはっきり持つてはいなかったのですが、新人研修において、たくさんの先生方の貴重なお話を聴かせて頂いたなかで、特に成年後見業務や公益活動に力を入れておられる先生方のお話は心に残るものでした。誇らしげに体験談を話されているお姿を見て、単純に、こういう仕事ができる人になりたいと感じ、後見業務等を積極的に勉強していこうと思っています。

③ 「僕の前に道はない 僕の後ろに道は出来る」

（高村光太郎「道程」より）

⑤ 最近のマイブームは中国の漢詩・漢文の名言集を読むことです。何かと話題の中国ですが、その歴史や思想が凝縮された名言はやはりおもしろいです。エピソードで読むと分かり易く楽しいです。



920 中野 公太

事務所所在地（中支部）

京都市中京区烏丸通三条上る場之町592番地 メディナ烏丸御池3F



アンケート

① （現在の仕事に関することも含む）

専門職へのあこがれが強かったのと、法律の勉強が自分に合っていると思ったので、司法書士を目指しました。最初は登記の仕事しか知りませんでしたが、勉強を進めるうちに他にもさまざまな仕事をされている事務所があることを知り、資格取得への思いは強まりました。

合格後すぐに現在の事務所に勤めました。受験勉強と実務の違いに戸惑う毎日でしたが、そういうしての間に半年が経過しました。立ち合いにも一人で行くことになり、責任の大きさを感じながら仕事をしています。

現在はもっぱら不動産登記の仕事だけを行っています。しかし、分からぬことや初めて見るようなことは毎日のように出てきますので、当分は登記の勉強をしていきたいと思っております。

④ (1) 本：眠くなるのでほとんど読まない。

(2) 音楽：昔は邦楽、今は洋楽

(3) 映画：ジョーズ（サメのやつです）

⑤ 映画（レンタル）・ギャンブル・コメダコーヒー・アイスクリーム



921 船越 健司

事務所所在地（中支部）

京都市中京区烏丸通三条上る場之町592番地 メディナ烏丸御池3F



アンケート

① 私が、司法書士になったきっかけですが、正直言うと、明確なものがあるわけではないです。大学4回生になり、入りたい一般企業も特になかったので、とりあえず公務員試験を受験

しました。しかし、あまり身が入ってなかつたのか落ちてしまいました。そのとき、公務員試験の勉強をしていて、法律の勉強は特に苦痛を感じなかった（経済学は苦痛でした）ので、法律関係の資格を取ろうと考えて、知ったのが司法書士の資格です。それから、運良く試験に合格でき、気づいたら司法書士になっていたという感じです。

③ 座右の銘というほど大したものではないですが、中学生の頃に先生に言われた「切磋琢磨」という言葉が妙に印象に残っていて、自分の周りの人とは、互いに成長し合える関係を作りたいと考えています。

⑥ 寝ることですね。家系なのか、家族みんなよく寝ます。特に休日の昼寝は気持ちいいですね。

⑦ はじまして、船越健司と申します。司法書士試験に合格してから、司法書士の果たしている役割が大きなものであることを、実感させられる毎日ですが、それと同時にやりがいを感じています。これからは、先輩方や同期、後輩からも刺激を受け、司法書士としても人間としても、成長していきたいと思っています。まだまだ経験もなくわからないことだらけですので、ご指導のほど、よろしくお願ひ致します。

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

922 上田 浩平

事務所所在地（中支部）

京都市中京区烏丸通三条上る場
之町592番地 メディナ烏丸御
池3F



アンケート

平成19年度合格で、平成20年4月に入会致しました、上田浩平と申します。JFD司法書士法人に勤めております。

生涯を通してチャレンジし続けられる職業に就きたく、司法書士を志しました。正直なところ、試験に合格するまで司法書士がどんなことをしているのか知らなかったし、今でも人から司法書士の仕事内容を聞かれて回答に困ること

が多いのですが、刺激が多く、楽しく仕事させていただいている。

座右の銘は特に無いのですが、芥川龍之介の「侏儒の言葉」が好きで、好きな箴言がたくさんあります。一部を抜粋すると、

「妄（みだり）に道徳に反するものは経済の念に乏しいものである。妄に道徳に屈するものは臆病ものか怠けものである。」

「阿呆はいつも彼以外の人々を悉く阿呆と考えている。」

「自由は山巒（さんてん）の空気に似ている。どちらも弱い者には堪えることは出来ない。」

穿った見方ではあるけれど、心に刺さるものが多いです。

好きな本は、北尾トロの「キミは他人（ひと）に鼻毛が出てますよと言えるか」です。小心な著者が小さな勇気を出して小さなチャレンジを重ねる、気の小さい人には共感せずにはいられない一冊です。

好きな映画は「岸和田少年愚連隊 カオルちゃん最強伝説」です。もともとの岸和田少年愚連隊シリーズの番外編なのですが、高校1年生の16歳のカオルちゃんが岸和田第三高校をシメるところから、全国高校総番に登りつめる話で、カオルちゃんを演じる竹内力が第一作の時点で36歳であり、そりや強いわとも思いますがそんなことはどうでもよくなるほど面白いです。岸和田の誰もが恐れるカオルちゃんには、ヤクザも電車も道を譲ります。

全く社会人経験も無かったので、ちょっとしたミスが大変なことになる司法書士の仕事に日々恐れを感じております。ですがこの職業は本当に色々な個性豊かな人に出会うことが出来るので、人間ウォッチングが楽しいです。まだまだ半人前ですが、どうぞ宜しくお願ひします。

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

923 太田 美美子

事務所所在地（伏見支部）
京都市伏見区東浜南町659番地
吉田司法書士事務所



アンケート

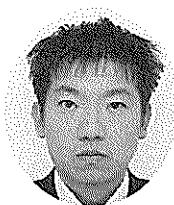
⑦ この度、京都司法書士会に入会致しました太田美美子と申します。

実務経験が少なくまだ未熟者ですが、諸先輩方のご指導の下、日々精進していきたいと思っております。

よろしくお願ひ致します。

924 堀田 智弘

事務所所在地（中支部）
京都市中京区烏丸通三条上る場之町592番地 メディナ烏丸御池3F



アンケート

① 司法書士試験を初めて受験したのは平成15年のときで、そのときは殆ど記念受験に近い状態でした。当然試験はボロボロでしたが受験会場で数名の受験生と知り合いになりました。そのうちの一人の方が合格されその後その方の影響を受け司法書士の仕事についての話を聞く機会も得てより司法書士になろうという思いが強くなりました。それからサラリーマンをつづけながら勉強を続けるものの合格にはほど遠いものでした。そこで勤めていた会社を辞め受験予備校に通いそこからは勉強漬けの毎日となり平成18年の試験でようやく合格でき司法書士になることができました。もし平成15年の試験を受けていなければそのときの出会いもなく現在の司法書士という立場もなかったのではないかと思っています。

③ 「一期一会」と「成せば成る」の2つです。
④ ハリー・ポッターは何気なく読み始めた感じでしたがはまりました。

好きな映画はミナミの帝王です。昔は全く興味ありませんでしたが法律の勉強をはじめてか

らはおもしろいと思っています。

⑦ 実務について少しだけ慣れてきたかなという状態ですが、この仕事の難しさと怖さを日々実感している毎日です。でも他の仕事では絶対に味わえない楽しさも持っているのが司法書士の仕事だと思うのでこの資格をとりこの職業についてよかったです。今後とも宜しくお願ひいたします。

925 嶋田 昌和

事務所所在地（東支部）
京都市東山区泉涌寺門前町26番地12 谷ビル2階 村尾司法書士事務所



アンケート

① 法務局奉職40年、退職後、これまでの知識と経験を活かしたく司法書士登録入会させていただきました。

② 「気軽に相談できる」「安心して任せられる」「頼んでよかった」と感じてもらえる身近な街の法律家を目指して努力していきたい。そして地域貢献ができると願っています。

③ 一期一会

⑤ スーパー銭湯（週末はあちこちで癒やしています）

⑦ 今後ともよろしくお願ひします。

926 奥野 法隆

事務所所在地（中支部）
京都市中京区室町通御池上る御池之町323 ミサワ京都ビル7F



アンケート

微力ではありますが、司法書士の倫理と職責を自覚し、更なる司法書士制度の発展に寄与して参ります。



927 川野 歩

事務所所在地(園部(亀岡)支部)

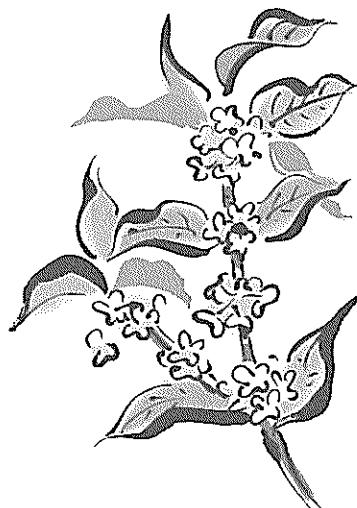
京都府亀岡市安町釜ヶ前2-4

2F203

アンケート



平成20年6月26日付で入会いたしました、
川野歩と申します。漢字だけ見ると男性に間違
えられることもありますが、読みは「かわのあ
ゆみ」、女です。あえて「歩美」としなかった
父の「司法書士がいいぞ」という一言で司法書
士を目指しました。座右の銘は、名前の由来で
もある「牛の歩みも千里」。日々の経験をこつ
こつと積み上げて、自分の司法書士像を作り上
げていきたいと思っております。まだまだ爪の
先ほどもできておりませんが、地道に歩いてま
いりますので、皆様どうぞご指導、ご鞭撻のほ
どよろしくお願ひいたします。



事務局新人さん紹介



お名前(ふりがな)／本田 奈苗(ほんだ ななえ)

身長は／161cm

誕生星座／おひつじ座

誕生干支は／午年

趣味は／スノーブレード、奈良散策、釣り、アメフト観戦

今、自分がハマっている事は／鍾乳洞めぐり

お勧めのお店はありますか／四川料理「駱駝」、中華食堂「仙屋」、ラーメン屋台、鳥せい（本店に限る）

何でもいいので一言どうぞ／

この度、事務局で勤務させていただく事になりました本田奈苗と申します。

初めて会館を訪れた時にはコートを着ていましたが、気がつけば半袖の季節になっていました。

時の流れは早いもので、それに追いつこうと毎日頑張っていますが、まだ不慣れで皆さんにご迷惑をおかけしている自分がいます（申し訳ございません…）。いつまでも初心を忘れず何事に対しても丁寧に接し、勉強していきますので宜しくお願い致します。

チーム雪山を作りましょう！



お名前(ふりがな)／今堀 らん(いまほり らん)

身長は／160cm

誕生星座／射手座

誕生干支は／午年

趣味は／タップダンス

今、自分がハマっている事は／タップ、アクセサリー作り

お勧めのお店はありますか／クレープ屋「MOCK」、「茅ヶ里」、「串八」、「左玄右」

何でもいいので一言どうぞ／

この度、何かのご縁で京都司法書士会事務局で勤務させていただくことになりました今堀らんと申します。早いもので半年がたとうとしていますが、まだまだ不慣れでご迷惑も多くおかけしていることと思います。これからも、入った頃のフレッシュな気持ちを忘れずに頑張っていきますのでよろしくお願ひ致します。

動物が好きです。（動物全般）

・・・編集後記・・・

各方面で多大な活躍・尽力をされている方々にご多忙中、執筆のご協力を賜り、有難く存じます。原稿中に溢れる熱い思いや深い洞察・分析等に触れることができ、個人的にも大変勉強になりました。

岡田高紀

著名人の方の原稿遅れは、本当に長いよと聞いていましたが……。

でも、久しぶりの教授と学生の雰囲気で気楽に話せてよかったです。

～信州のりんご大好き人間でした。～

片岡平

今回も多くの方々にご協力いただき、素晴らしい会報ができたと思います。お忙しい中執筆していただき、ありがとうございました。

2年間楽しく個性的な方たちと一緒に仕事をすることができ、とてもいい経験になりました。何かを広報するのは難しく、いいアイディアが浮かばず頭を抱える事もありましたが、いつもとは違う脳の部分を使っているようで、脳の活性化に一役かっていたように思います。今までありがとうございました。これからもよろしくお願ひ致します。

桝中祥子

今年も無事会報を発行することができ、感謝の気持ちで一杯です。今号では、京都会から他会へ移られた先生方に原稿をお願いしたのですが、この春まで広報部でご一緒させて頂いていた秋田県会の山本葵先生の事務所の写真（隣は魚市場、壁にはなまはげ！）には驚きを隠せませんでした。魚好きとしては、羨ましい限り…（笑）。

同時に、改めて全国津々浦々、それぞれの地で日々業務に励んでいる司法書士がいるという当たり前の事実を再認識し、身の引き締まる思いでした。

倉田百子

ご執筆いただいた皆様、誠にありがとうございました。今回も皆様のご協力により読み応えのある会報となりました。他府県で活躍されている方々からの報告や、支部便り、おじさん4人のフランス珍道中（すみません<(_ _)>）などなど盛りだくさんの内容となっております。ただ、加地先生のシリーズ「離婚給付公正証書についての現実的課題」の他にもまったく分野の違う内容での特別寄稿を予定していたのですが、執筆者の方のご都合と〆切日が合わず今回掲載することができませんでした。編集担当としては、それが少し残念です。

岸直也

会社法もようやく一段落した感がありましたが、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」、「一般社団・財団法人法」とまた新法の施行の波が押し寄せて、司法書士界も息つく暇がありませんね。

今回の特集は、京都会から他会に転出された方々に筆をとっていただきました。懐かしい顔に出会えたことと思います。皆さんがんばっておられるようです。

内藤卓

広報部名簿

広報部長	内藤 卓	主事	倉田 百子
広報副部長	岸 直也	同	岡田 高紀
主事	佐伯 由香里	同	立石 健太郎
同	樹中 祥子	同	太田 昌和
同	山崎 綾	同	秋山 伸夫
同	片岡 平	同	茨木 靖泰

京都司法書士会会報 2008 vol.86 [平成20年度]

発行所 京都司法書士会 〒604-0973 京都市中京区柳馬場通夷川上ル5丁目232番地の1
TEL 075-241-2666 / FAX 075-222-0466

URL <http://siho-syosi.jp/>

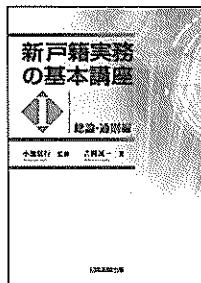
発行人 会長 中川 肇 編集 京都司法書士会広報部 発行日 平成20年10月

印 刷 片岡印刷(株) 〒602-0031 京都市上京区室町通上立売下ル裏築地町84

TEL 075-451-1010 / FAX 075-451-3399

新戸籍実務の基本講座Ⅰ 総論・通則編

小池信行 監修
吉岡誠一 著



「戸籍謄本等の交付請求」、
「本人確認」等

最新の戸籍法改正を解説

平成20年5月1日施行の戸籍法の一部を改正する法律（平成19年法律35号）に関する、「戸籍の公開制度」、「本人確認」、「不受理申出」、「死亡届の資格者の拡大」等の制度を含め、戸籍制度の全体像を具体的に解説。司法書士の方にも最適の解説書。

新商業登記の実務Ⅳ 実務のポイント220

吉岡誠一 著



●A5判 ●328頁
●定価3,045円(本体2,900円) ●平成20年4月刊行

シリーズ既刊本



申請書及び添付書面の書式と解説

I巻・II巻／株式会社編(上)・(下)
III巻／特例有限会社・持分会社・外国会社

I巻 ■A5判 ■400頁 ■定価3,570円(本体3,400円) ■平成19年5月刊
II巻 ■A5判 ■436頁 ■定価3,885円(本体3,700円) ■平成19年5月刊
III巻 ■A5判 ■580頁 ■定価5,040円(本体4,800円) ■平成19年10月刊

大好評「Q&A 新商業登記の実務—申請書及び添付書面の書式と解説ⅠⅡⅢ」に続くシリーズ最新刊！商業登記の基本的な申請手続について解説を施したⅠ・Ⅱ・Ⅲ巻に対し、Ⅳ巻では、その登記実務において問題となる点について、具体的な事案ごとに簡潔に解説。疑問に答える実務のポイント集です！Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ巻から関連する登記申請手続等を、参考情報として引くことも可能。

Q&A 権利に関する登記の実務

小池信行・藤谷定勝 監修
不動産登記実務研究会 編著

全12巻予定 全巻予約受付中

I・第1編 総論(上)

A5判・368頁・定価3,465円(本体3,300円)・平成18年7月刊行

II・第1編 総論(下)

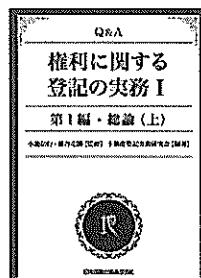
A5判・558頁・定価5,040円(本体4,800円)・平成19年3月刊行

III・第2編 所有権に関する登記(上)

A5判・424頁・定価3,885円(本体3,700円)・平成20年4月刊行

IV・第2編 所有権に関する登記(下)

A5判・344頁・定価3,150円(本体3,000円)・平成20年4月刊行



改正不動産登記法対応の
権利に関する登記の実務書シリーズ

●平成16年新不動産登記法対応の権利に関する登記の実務書Q&Aシリーズ。
●登記事務を取り扱う現場における疑問点や、関係法令の解釈や運用で見解が分かれるような複雑な問題を抽出。設問に対する解決方法とその理由を、権利登記のエキスパートが簡潔に解説。

(お客様の声) —

- 新法に対応していたので今回購入しました。大変わかりやすく書かれています。シリーズ続巻ができる限りは早く出してほしい。
- 要領よくまとめられ、解説も実務的で読みやすい。

お問い合わせ・ご注文はこちら

「家族」から発想する、いくつしむ世紀へ

日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号

営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061

<http://www.kajo.co.jp/>

上記書籍に関する、詳しい内容のリーフレットを用意してございます。ご希望の方はお気軽にお問い合わせください。

会員登録・各種印刷・専用機器



～主な、お取引先様～

内 庁 京 都 御 所
京 都 地 方 法 務 局
京 都 土 地 家 屋 調 査 士 会
各 地 司 法 書 士・土 地 家 屋 調 査 士 事 務 所
大 本 山 相 国 寺 御 用 達
(金閣寺・銀閣寺 総本山)
京 都 成 章 高 等 学 校
京 都 府 内 の 各 市 町 村 役 場

東芝テックビジネスソリューション(株)代理店
株式会社 リコ一代理店
京 都

有限会社 オフィス タケザワ

〒602-8368
京都市上京区妙心寺道天神道西入上る北町570番地の1

TEL (075) 463-1777(代)
FAX (075) 463-1778

ショールーム(専用機器)

京都市下京区四条柳馬場南入
エシャロン四条柳馬場5F
(京都信用金庫本店より南へ100m)

—取引銀行—

- 郵便振替口座 京都 00940-6-104887
- 京都中央信用金庫 大将軍支店 0198438
- 三菱東京UFJ銀行 西陣支店 3884563
- 京都銀行 白梅町支店 3586728
- 滋賀銀行 西陣支店 214508
- 京都信用金庫 円町支店 0626883

目録進呈

■最新の法令と実務に基づく即業務に役立つ最新刊■

(価格は税込)

8月刊

8月刊

8月刊

8月刊

8月刊

9月刊

9月刊

9月刊

升田純著

実務民事訴訟法(第4版)

(A5判・五九頁・四七五円)

職場のいじめ・パワーハラと法対策

(A5判・三六〇頁・三一五〇円)

法の風景列島の光と影

(A5判・二〇八頁・一六八〇円)

5書式支払督促の実務(全訂七版)

廣瀬子之助 監修・園部厚著

(A5判・六〇四頁・五六七〇円)

司法書士法務アシスト読本(第7版)

大崎晴由著

(A5判・五四四頁・三九九〇円)

破産法の理論・実務と書式(事業者破産編)(第2版)

四宮章夫・相澤光江・綾克己編

(A5判・七一八頁・六一九五円)

オンライン指定後の最新実務を織り込み、書式例をさらに充実させた最新版!

・最新の法令やオンライン督促申請立て等の最新の実務を収録して改訂!

・原野商法・多重債務・沖縄基地・国籍問題など、法律家の目に止む現場からのルポ!

論点・争点現代労働法(改訂増補版)

岩出誠編著

(A5判・二二二頁・一八九〇円)

わかりやすい労働紛争解決の手引

園部厚著

(A5判・約九八〇頁・予七八七五円)

京都司法書士会会報 2008 Vol.86 [平成20年度]

発行所 京都司法書士会 〒604-0973 京都市中京区柳馬場通夷川上ル5丁目232番地の1
TEL 075-241-2666 /FAX 075-222-0466
URL <http://siho-syosi.jp/>

発行人 会長 中川 鑿 **編集** 京都司法書士会広報部 **発行日** 平成20年10月

印刷 片岡印刷（株） 〒602-0031 京都市上京区室町通上立売下ル裏築地町84
TEL 075-451-1010 / FAX 075-451-3399